

令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p><b>〇地域自立支援協議会の会議内容の速やかな公表の必要性（P12）</b>                      地域自立支援協議会の会議にて議論・検討された内容は、区のホームページで周知を行っている。しかし、地域自立支援協議会の会議の内容は、平成28年度までの情報はホームページで公開されているが、令和元年8月20日の外部監査実施時点では平成29年度からの情報は公開されていない状況である。会議終了後は速やかにホームページを更新して、地域自立支援協議会の会議の内容を周知する必要がある。</p>	<p>地域自立支援協議会の内容については、可能な限り速やかに内容を周知するようにする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
意見2	<p><b>〇地域自立支援協議会の各専門部会の議事録作成と進行管理の必要性（P13）</b>                      地域自立支援協議会では5つの部会があるが、部会はそれぞれが独自で運用されている。また議事録の統一的な運用がなされていないため、所管となる課や係は議事録の徴収を適時に行う必要がある。</p>	<p>地域自立支援協議会の部会については、統一的なフォーマットを作成し、議事録について作成することが可能か検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
意見3	<p><b>〇てびきをホームページにアップロードする必要性（P13）</b>                      てびきを入手することは、障害者にとって福祉サービスを受けるための第1歩であるため、てびきの入手のしやすさは、数ある福祉サービスの中で最も重要なものである。てびきの入手方法は、区ホームページの障害者福祉のページにて公表されている。具体的には、以下の施設に向向き、窓口で申し出ることにより入手できる。                      〇障害者支援課 〇特別出張所 〇各出張所 〇保健予防課 〇保健相談所                      てびきを必要とする障害者の中には、障害により施設に向向くこと、窓口で申し出ることが困難な者もいる。区のホームページにアクセスして、てびきの入手場所が記載されているページにたどり着くことができる障害者は、ホームページにててびきがアップロードされていれば、自由に閲覧することができ、関係施設の窓口に向向く必要がないと考えられる。また、誰もが障害者になる可能性があるため、障害者福祉の施策は現在障害を持つ者だけに周知すれば良いというものではない。                      このため、現在障害を持つ者だけではなく、区民全体に江東区の施策を示すためにも、てびきをホームページにアップロードして、誰もが自由に入手できる状態にすることが望ましい。他区の事例を見ると、例えば江戸川区では次のとおりてびきを公開している。                      なお、てびきにおいて、目次のページ数と実際の掲載ページに相違が生じている（例えば自立支援医療は、目次では29ページであるが実際の掲載は30ページ等）例がいくつかみられる。次の編集作業にあたっては目次と実際の記載個所の整合性を確認しておく必要がある。</p>	<p>障害者福祉のてびきについては現在、改訂作業をしているところであり、完成後は区のホームページへの掲載を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
意見4	<p><b>〇障害者虐待進行管理会議の議事録作成の必要性（P14）</b>                      江東区では虐待を防止するための会議体として、毎月障害者虐待進行管理会議を行い、虐待事案の進捗管理を行っている。この会議には年4回有識者として平成30年度まで障害者の支援を行う公益団体に、令和元年度からは有識者に助言等を依頼している。障害者虐待進行管理会議は、通常2時間を予定した会議体であり、また表計算ソフトによる管理表が作成されている。                      しかし、障害者虐待進行管理会議の議事録が作成されていないため、事案の詳細や、有識者等からの助言内容等が不明であり、会議が適切に運営されているかどうかわからなかった。                      障害者虐待進行管理会議の議事録は、適切な進捗管理を行うためのみならず、将来の類似事案が生じた時に、前例として効率的に対処することができる。また、虐待による重大な事故が発生した場合には、関係機関から提出を求められる可能性があると同時に、区が適切な対応をしていたかどうかの証拠となるものである。したがって、区は、障害者虐待進行管理会議の議事録を作成することが必要である。</p>	<p>現在、虐待進行管理会議については、議事録を作成していない。指摘の通り、議事の詳細が必要となることから、今後は議事録の作成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
意見5	<p><b>〇心身障害者入所措置事業に係る次年度予算の弾力的な編成（P15）</b>                      心身障害者入所措置事業は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づきやむを得ない事由により契約によるサービスを利用することが著しく困難であると認めるときにその支援を行うものである。したがって、過去3年間の事業費の予算執行率が0.0%であることをもって心身障害者入所措置事業の必要性は否定されるものではない。                      また、心身障害者入所措置事業は、やむを得ない事由により契約によるサービスを利用することが著しく困難であると認めるとき実施することが求められるもので、その必要な事業費の見積もりは困難という事情もあるものと解されるが、平成30年度予算編成基本方針にあるように「金額の積算においては、過年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査の上、実績・実態に見合う要求額とするなど、予算・決算において大幅な乖離が生じないよう必要な範囲で見積もる」ことが必要であり、入所措置を行った場合に措置解除までに見込まれる平均的な期間（事業費）等の事情を考慮し次年度予算を弾力的に編成する必要がある。</p>	<p>ひとたび入所措置が行われた場合には、ある程度の入所期間が必要となり、相当の費用が見込まれるため、一定の予算計上は必要であると考えているが、予算見積りに際しては事業の実績をふまえて適切に行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
意見6	<p><b>〇障害者計画について進行管理の状況を周知する必要性（P16）</b>                      障害者計画は区の障害者に対する施策の基本目標となる重要なものである。この障害者計画について進行管理等を行う障害者計画等推進協議会の議事について公表されることは、今後の区の障害者計画に対する区民の理解を促進するためにも必要不可欠である。一方で、区は平成28年度の会議資料・会議録をホームページにて公表しているが、平成29年度以降の会議資料・会議録は公表していない。適時な情報開示を行わなければ、公表した情報の意義が薄れるため、会議終了後は速やかにホームページを更新して、障害者計画の進行管理状況を周知する必要がある。</p>	<p>障害者計画等推進協議会の内容については、可能な限り速やかに内容を周知するようにする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																		
意見7	<p><b>○認定調査に関する委託契約を単価契約に統一する必要性（P18）</b>                      障害支援区分の認定調査については、平成20年度の財務省による次のような検討結果が示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 委託業務の方法として実施に必要な人件費相当額を基に包括的な契約を行っている例があるが、これらは認定調査毎に単価契約を行っている自治体に比べ、一件あたりの所要額が極めて高くなっている。</p> <p>○ 認定調査の委託にあたっては、人件費相当額での委託契約とするのではなく、認定調査に特化した単価契約とすることにより、委託額を認定調査件数に比例させる等コストの明確化を図るべきである。</p> </div> <p>区では認定調査業務を区の外郭団体とNPO法人等の民間事業者に委託しており、平成30年度の外郭団体と民間事業者Aの委託契約の概要は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">外郭団体</th> <th style="width: 50%;">民間事業者A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託内容</td> <td>障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境（障害支援区分認定調査80項目調査等）</td> <td>○障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境 ―訓練等給付費に係る地域生活及び生活環境等 ○調査を実施し、期日までに報告する。 ○調査に必要な交通手段を用意する。</td> </tr> <tr> <td>契約の種類</td> <td>総価契約</td> <td>単価契約</td> </tr> <tr> <td>委託金額</td> <td>契約3,496千円（消費税を含む）</td> <td>1件あたり3,000円（消費税を含む）</td> </tr> <tr> <td>貸与物</td> <td>ノートパソコン1台 レーザープリンター1台 ルーター1台</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>調査実績</td> <td>153件 内訳 区分認定調査 98件 区分認定調査と概況調査 55件</td> <td>81件 内訳 概況調査 81件</td> </tr> </tbody> </table> <p>外郭団体の契約金額は1件あたり18,208円（18,208円＝3,496千円/192件）であり、実績額は1件あたり平均22,849円（22,849円＝3,496千円/153件）となる。</p> <p>一方で、区は令和元年10月より、新たに区分認定調査についても、当該調査への対応が可能な事業者委託しており、その契約単価は1件当たり6,000円とのことである。このため、外郭団体の契約金額を単価契約にした場合は、区分認定調査が588千円（588千円＝98件×区分認定調査6,000円）、区分認定調査と概況調査が485千円（485千円＝55件×（区分認定調査6,000円＋概況調査3,000円））の合計1,083千円となり、総価契約よりも2,413千円割安となる。</p> <p>このため、外郭団体との契約についても、民間事業者と同様に単価契約に統一する必要がある。</p>	区分	外郭団体	民間事業者A	委託内容	障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境（障害支援区分認定調査80項目調査等）	○障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境 ―訓練等給付費に係る地域生活及び生活環境等 ○調査を実施し、期日までに報告する。 ○調査に必要な交通手段を用意する。	契約の種類	総価契約	単価契約	委託金額	契約3,496千円（消費税を含む）	1件あたり3,000円（消費税を含む）	貸与物	ノートパソコン1台 レーザープリンター1台 ルーター1台	なし	調査実績	153件 内訳 区分認定調査 98件 区分認定調査と概況調査 55件	81件 内訳 概況調査 81件	<p>指摘の通り、外郭団体への委託契約は単価契約と比較すると、調査一件あたりの単価は高くなっているのが現状である。</p> <p>単価契約は、契約可能な事業所を2社しか確保できず、その2社も認定調査が可能な日数は実際には限定されており、外郭団体が担っているほどの件数を実施することができない状況である。</p> <p>一方で外郭団体の委託は、認定調査を専門に行う人材を確保できるというメリットがある。委託予定件数は出勤日数につき1件の調査で算出しているが、時期と訪問ルート合理化によって、一日に複数件の調査の実施も可能と考えている。</p> <p>現在、支援区分の期限は、6月期限と、誕生月期限が混在しているが、すべてを誕生月期限に移行している段階であり、従来であれば調査時期の集中により委託できなかった案件が、調査時期が各月へ分散されることにより、件数は増加する見込みである。その効果で単価契約との差は縮小していくものと考えている。</p> <p>年間を通じて安定的に調査委託を行うためには、現行の契約が最良であると考えているが、今後民間事業者への委託拡大を検討していることから、契約形態の変更についても民間事業者への委託状況を踏まえて検討を行う。</p>
区分	外郭団体	民間事業者A																		
委託内容	障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境（障害支援区分認定調査80項目調査等）	○障害者等を訪問、面接し、以下の事項について調査する。 一心身の状況、日常生活、社会生活及びその置かれている環境 ―訓練等給付費に係る地域生活及び生活環境等 ○調査を実施し、期日までに報告する。 ○調査に必要な交通手段を用意する。																		
契約の種類	総価契約	単価契約																		
委託金額	契約3,496千円（消費税を含む）	1件あたり3,000円（消費税を含む）																		
貸与物	ノートパソコン1台 レーザープリンター1台 ルーター1台	なし																		
調査実績	153件 内訳 区分認定調査 98件 区分認定調査と概況調査 55件	81件 内訳 概況調査 81件																		
意見8	<p><b>○警告リストの確認の消込を行い網羅性を確保する必要性（P21）</b></p> <p>区では、国保連から給付費等の計算に疑義があるとして送付された警告リストの確認作業は、支援調整係内でサービスごとに分担されている。確認にあたっては、警告リストのうち、各自担当分について請求内容を確認し、過誤や返戻となる請求の一覧を作成し、取りまとめの担当者に報告している。取りまとめにあたっては、過誤や返戻となる請求をサービスの提供実績細票と照合して正確性を確かめている。</p> <p>一方で、各担当者が作業した警告リストは各自で保管し、過誤や返戻としない正常な請求は報告の対象とはならない。警告リストはすべてを確認しているとのことであるが、確認作業に使用した警告リストは、正常な請求としたものについては、担当者によっては確認した証跡が残されていないため、すべてが確認済みであることを確かめることができなかった。</p> <p>介護給付等給付事業の給付費は、一般会計の4.1%を占め金額的にも重要であるから、国保連から警告リストとして送付されてきた請求については、すべて確認したことを確かめる必要がある。具体的には、すべての警告を確認したことが分かるよう消込の証跡を残しておく必要がある。警告リストの中には、目検により正常であることが判断できる警告もあるとのことで、その場合は目検で確認したことが分かるようにしておく必要がある。その上で、過誤や返戻のある請求だけでなく、正常と判断した請求も含めて取りまとめの担当者が確認作業の網羅性を確かめる必要がある。</p>	<p>警告リストは全ての内容について確認をしている。</p> <p>現在はあきらかに請求に誤りがない場合は、確認した形跡を残していないケースもあるが、今後は確認したことがわかるようにする。</p>																		

【障害者支援課】

【障害者支援課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘1	<p><b>〇区の措置による障害児通所に係る介護給付等給付事業の記録及び要綱・事務マニュアル等を作成する必要性（P22）</b></p> <p>区の措置による障害児通所に係る介護給付等給付事業は、平成29年度までは介護給付等給付事業に含まれていたが、平成30年度に事業の配置替えを行い、所管についても支援調整係と相談支援担当に分けている。区は、区の措置による障害児通所に係る介護給付等給付事業については、受付簿等の項目を定めた記録を作成していない。</p> <p>しかし、当該事業は、区がやむを得ないと判断した場合における障害児の通所に関する給付であり、通常の介護給付等給付事業とは本質的に異なるものである。したがって、受け付けた障害児については、やむを得ない事由や、区の判断とその根拠、顛末等の記録を残し、後日必要な場合に参照できるようにしておく必要がある。更に、必要に応じて要綱やマニュアル等により事務手続を定め、適正な事業運営を行う必要がある。</p>	<p>現在、同事業については対応記録の作成はしているが、項目を定めた統一の様式としていない。また、事務手順についても新しい事業であるので、マニュアルが未作成である。指摘のとおり、統一された記録様式、事務マニュアルの作成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
意見9	<p><b>〇給付費に見合ったモニタリングの在り方を検討する必要性（P23）</b></p> <p>相談支援給付事業における課題は、計画相談員が圧倒的に不足していることである。このため、サービス等利用計画の作成にあたり、専門的な知識を有する相談員の相談を受けることができずに自分でセルフプランを作成する利用者は3割程度おり、残りの7割の利用者は計画の作成後、必要な時期にモニタリングを受けることができていないことである。</p> <p>事業者が不足する最も大きな要因は給付金額が少なく、例えばモニタリング1回あたり事業者には1,000円が給付される。しかし、通常モニタリングには30分から60分ほどの時間を要すること、利用者がモニタリングの時間に現れない場合は、訪問によるモニタリングでは約束の時間に不在である等もあり、移動の時間等を含めると1回あたり1時間以上の時間を要する。一方で、平成30年度の東京都の最低賃金は1時間あたり958円から985円であるため、モニタリングに要する人件費や交通費を給付費から賄うことができず、事業として成立しないためである。</p> <p>このため、区は、多くの利用者が必要なモニタリングを受けることができるように、1回あたり1,000円以内の予算で対抗可能な範囲内で、どのような内容あるいは水準のモニタリングを行う必要があるのか、モニタリングの在り方を検討し、事業者に対し指導をする必要がある。</p>	<p>サービス提供時モニタリング加算を算定するにあたっては、国の報酬告示および留意事項通知により、サービス提供場面を直接確認し、確認結果を記録するものとしている。具体的には、1. 障害福祉サービス等におけるサービス提供状況、2. サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況、3. その他必要な事項、とされているため、江東区でも同様に事業者に対して説明をしている。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
意見10	<p><b>〇心身障害者家具転倒防止器具取付事業の要件の見直しの必要性（P24）</b></p> <p>平成27年3月に東京消防庁が発行した「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」によれば、地震が発生した場合、家具の転倒・落下・移動等によって怪我をしたり、家具などがストーブに転倒・落下することで火災の発生や転倒等した家具が避難通路を塞ぐなど避難の妨げになるため、家具類の転倒・落下・移動防止対策が非常に重要と指摘されている。</p> <p>一方で、心身障害者家具転倒防止器具取付事業の予算執行率は、過去3年間で6.7～15.8%と極めて低い。これは、「1世帯3点まで」、「1回限り」の補助要件を設けているため、設置した家具は障害の重度化や介護者の事情に伴う家具の配置換え等があった場合や、各家庭の障害者の部屋から玄関等の出口までに3点以上の家具があった場合は補助されないことも一つの原因とも考えられる。</p> <p>平成30年度予算編成基本方針にあるように実績・実態に見合う形で予算編成するという観点で検証することが必要であることは言うまでもないが、心身障害者の安全のために、家具転倒防止の対策事業を区として認めているのであれば、補助要件を緩和するなど利用しやすい制度とすることを検討することも必要である。</p>	<p>現在は、支給回数は1回限りとしているが、対象者の転居や自宅のレイアウト変更、家具の買い替え等もあることから、補助要件については、見直しも含めた検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																						
指摘2	<p><b>○委託契約書に基づき委託費用の精算を行う必要性（P26）</b> 委託契約書の契約条項の第2条及び第3条によると、区は委託費用を概算払いし、業務執行後に精算書を提出し、精算残金が生じた場合、委託事業者は区に返還することとなっている。しかし、委託事業者は区に精算書を提出していないため、契約金額と契約に基づく実績額を計算した結果、次のとおりとなった。</p> <table border="1" data-bbox="295 244 913 775"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約内容</th> <th>予定額 (予定回数)</th> <th>実績額 (実績回数)</th> <th>契約差額 (回数差異)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>在宅リハビリサポート医の経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導料（訪問）1回あたり15,030円</td> <td>1,503千円 (100回)</td> <td>421千円 (28回)</td> <td>△1,082千円 (△72回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)</td> <td>療法士のプログラム状況確認経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1回あたり7,000円</td> <td>4,340千円 (620回)</td> <td>2,373千円 (339回)</td> <td>△1,967千円 (△281回)</td> </tr> <tr> <td>交通費※1</td> <td>500千円 (620回)</td> <td>273千円 (339回)</td> <td>△227千円 (△281回)</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">(3)</td> <td>事務局運営等に係る経費※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問器具機材費</td> <td>50千円</td> <td>50千円</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>事務用品費</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議費</td> <td>医師1日あたり4,030円</td> <td>161千円 (40人)</td> <td>69千円 (17人)</td> <td>92千円 (23人)</td> </tr> <tr> <td>療法士1日あたり2,000円</td> <td>400千円 (200人)</td> <td>328千円 (164人)</td> <td>72千円 (36人)</td> </tr> <tr> <td>講師謝礼</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>勉強会、研修会費他</td> <td>774千円</td> <td>774千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>飲み物代他</td> <td>200千円</td> <td>200千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>20千円</td> <td>20千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>180千円</td> <td>180千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>240千円</td> <td>240千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>10千円</td> <td>10千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>消費税</td> <td>686千円</td> <td>411千円</td> <td>275千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,264千円</td> <td>5,548千円</td> <td>3,716千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 620回で500,000円の契約であるため、1回あたり平均806円とした。 ※2 単価の定めがないものについては、計算の都合上渡し切り経費とした。</p> <p>よって、区は事業年度の終了後には支払を受けた委託費の執行の内容を明らかにした精算書の提出を受け、委託費の精算を行う必要がある。</p>	契約内容		予定額 (予定回数)	実績額 (実績回数)	契約差額 (回数差異)	(1)	在宅リハビリサポート医の経費				指導料（訪問）1回あたり15,030円	1,503千円 (100回)	421千円 (28回)	△1,082千円 (△72回)	(2)	療法士のプログラム状況確認経費				1回あたり7,000円	4,340千円 (620回)	2,373千円 (339回)	△1,967千円 (△281回)	交通費※1	500千円 (620回)	273千円 (339回)	△227千円 (△281回)	(3)	事務局運営等に係る経費※2				訪問器具機材費	50千円	50千円	50千円	事務用品費	100千円	100千円	100千円	会議費	医師1日あたり4,030円	161千円 (40人)	69千円 (17人)	92千円 (23人)	療法士1日あたり2,000円	400千円 (200人)	328千円 (164人)	72千円 (36人)	講師謝礼	100千円	100千円	—	勉強会、研修会費他	774千円	774千円	—	飲み物代他	200千円	200千円	—	通信費	20千円	20千円	—	保険料	180千円	180千円	—	人件費	240千円	240千円	—	雑費	10千円	10千円	—	(4)	消費税	686千円	411千円	275千円	合計	9,264千円	5,548千円	3,716千円	<p>監査後、委託事業者と話し合いの場を設け、指摘事項について検討を行った。 今後は委託費の執行内容について領収書等支出の根拠に基づいた報告や精算書の提出を求める旨を伝え、具体的な方法は今後協議することとした。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
契約内容		予定額 (予定回数)	実績額 (実績回数)	契約差額 (回数差異)																																																																																				
(1)	在宅リハビリサポート医の経費																																																																																							
	指導料（訪問）1回あたり15,030円	1,503千円 (100回)	421千円 (28回)	△1,082千円 (△72回)																																																																																				
(2)	療法士のプログラム状況確認経費																																																																																							
	1回あたり7,000円	4,340千円 (620回)	2,373千円 (339回)	△1,967千円 (△281回)																																																																																				
	交通費※1	500千円 (620回)	273千円 (339回)	△227千円 (△281回)																																																																																				
(3)	事務局運営等に係る経費※2																																																																																							
	訪問器具機材費	50千円	50千円	50千円																																																																																				
	事務用品費	100千円	100千円	100千円																																																																																				
	会議費	医師1日あたり4,030円	161千円 (40人)	69千円 (17人)	92千円 (23人)																																																																																			
		療法士1日あたり2,000円	400千円 (200人)	328千円 (164人)	72千円 (36人)																																																																																			
	講師謝礼	100千円	100千円	—																																																																																				
	勉強会、研修会費他	774千円	774千円	—																																																																																				
	飲み物代他	200千円	200千円	—																																																																																				
	通信費	20千円	20千円	—																																																																																				
	保険料	180千円	180千円	—																																																																																				
	人件費	240千円	240千円	—																																																																																				
	雑費	10千円	10千円	—																																																																																				
	(4)	消費税	686千円	411千円	275千円																																																																																			
合計	9,264千円	5,548千円	3,716千円																																																																																					
意見11	<p><b>○定性評価と事業の有用性の検証結果の提出を受け、活用する必要性（P27）</b> 委託契約書に添付された仕様書によると、委託事業者は定性評価により当事業の有用性について検証し、その結果を区へ報告するとされている。しかし平成30年度の利用者15人のうち3人の定性評価が提出されておらず、また委託事業者から定性評価による事業の有用性の評価結果の提出を受けていないため、重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業が有効な事業であるかどうかの確認を得られていない。 また、過去3年間の当該事業の利用実績は下表のとおり、利用者は微増の傾向にあるが予定人数の35人を大幅に下回っている。</p> <table border="1" data-bbox="282 1110 880 1278"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>12人</td> <td>13人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>サポート医数</td> <td>6人</td> <td>5人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>協力病院数</td> <td>5病院</td> <td>7病院</td> <td>6病院</td> </tr> <tr> <td>療法士数</td> <td>18人</td> <td>20人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>療法士の延べ訪問回数</td> <td>322回</td> <td>315回</td> <td>339回</td> </tr> <tr> <td>サポート医の指導回数</td> <td>定期報告対象外</td> <td>定期報告対象外</td> <td>28回</td> </tr> </tbody> </table> <p>区は、委託事業者に対し、全ての定性評価の結果や事業の有用性の検証結果の提出を求め、その内容を検討する必要がある。その上で、事業が有用であると判断する場合は、対象者の範囲を拡大する等により利用の促進を図り、有用性が低いと判断するのであれば事業を縮小する等の対応が必要である。</p>	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	利用者数	12人	13人	15人	サポート医数	6人	5人	10人	協力病院数	5病院	7病院	6病院	療法士数	18人	20人	15人	療法士の延べ訪問回数	322回	315回	339回	サポート医の指導回数	定期報告対象外	定期報告対象外	28回	<p>利用者の定性評価については、利用者の状況等により評価が行えないなどの理由により提出できないケースがあったが、それ以外については事業開始当初に作成した様式に基づき評価を行っている。 また、当事業開始当初は在宅リハビリがあまり行われておらず、在宅でのケアは訪問マッサージが主であった。そのため、本事業を通じて医療者が在宅リハビリを実践的に学ぶことが大きな目的として存在した。本事業の継続は、在宅リハビリを行える医療者の育成機会を提供し、利用者が在宅で適切なリハビリを受けられる環境の醸成に寄与してきた。事業の有用性の評価結果は提出されていないものの、これは事業の有効性を立証する状況であると考えられる。 なお、事業の有用性の評価の提出については、今後検証方法を事業者と協議し、依頼することとする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>																																																										
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																																					
利用者数	12人	13人	15人																																																																																					
サポート医数	6人	5人	10人																																																																																					
協力病院数	5病院	7病院	6病院																																																																																					
療法士数	18人	20人	15人																																																																																					
療法士の延べ訪問回数	322回	315回	339回																																																																																					
サポート医の指導回数	定期報告対象外	定期報告対象外	28回																																																																																					

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																					
意見12	<p><b>○実績報告書等の提出書類とその様式を明確にする必要性（P28）</b>            平成30年度重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業実施概要によると、委託事業者は契約期間満了後には課に実績報告書を提出すると定めているが、この実績報告書の要件や添付書類を明確に定めていない。このため委託事業者は実績報告書に、区からの概算払い額と支出額（実績額）と精算額（戻入）の総額のみを記載している。</p> <p>しかし、当該委託契約は精算条項が付されていること、事業の有用性の検証結果を区に報告することとなっているため、精算に必要な項目ごとの実数とその裏付資料や有用性の検証結果とそれに関する資料の提出が必要であると考えられる。</p> <p>当該事業は委託事業者の協力病院等に複数の組織に所属する多くのサポート医や療法士が利用者にサービスを提供することによって実施される。このため、実績報告書や添付書類、有用性の検証結果や各提出資料の報告様式については委託事業者と協議の上、予め定めておく必要がある。</p>	<p>委託事業者に対し、実績報告書について関係資料により立証できることが必要であることと、今後は資料の提出を求めることを伝え、詳細な内容等については今後協議していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>																					
意見13	<p><b>○介護内容を明確にする必要性（P29）</b>            江東区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱第10条によると、「介護人の行う介護は、登録者の屋外へのつぎき、同行その他必要な用務とする。」と定められている。</p> <p>しかし、区が障害者に対して配付しているつぎきによると、当該事業は重度脳性麻痺者介護として、対象者、回数、介護料、本人負担がないこと、申請方法と問い合わせ先が記載されているが、介護の内容は記載されていない。</p> <p>重度脳性麻痺者介護人登録名簿兼発行台帳によると、介護人はすべて同居家族となっていることから、自宅内での生活介護であっても給付の対象となると誤解を与える可能性がある。このため、区はつぎきにおいて介護料は登録者の屋外活動に対する介護に対するものであることを強調し、制度の実効性を高め、登録者の屋外活動の機会を増加させる必要がある。</p>	<p>意見事項の通り、当事業の案内が不足していることから、来年度発行のつぎきにて介護人に対して区が屋外のつぎきを依頼する旨、掲載予定である。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>																					
意見14	<p><b>○登録者が屋外活動をしていることを確かめる必要性（P29）</b>            重度脳性麻痺者介護人登録名簿兼発行台帳によると、すべて登録者が毎月上限にあたる12回の介護を受けていることになっている。しかし、介護人が区に介護料を請求する際に提出する介護券の記載事項は①介護を受けた人、②介護を受けた日、③介護人の住所及び氏名のみであり介護内容の記載欄がないことから、介護人の介護内容や登録者が屋外活動をしたのかどうかを確認することができなかった。</p> <p>要綱によると、区は毎月登録者に対し介護券を交付することとされており、区は、本人宛に介護券を郵送している。また、登録者は介護を受けた際には介護人に介護券を給付することになっているが、登録者は重度の脳性麻痺があるため、自ら介護券を保管し、必要事項を記入して介護人に手渡す行為をすることは困難である。このため、実際には生活介護の一環として介護人が登録者に代わって介護券を管理し、必要事項を記入していると考えられる。</p> <p>このため、区は登録者が屋外活動を行っていることを確かめる必要がある。具体的には、介護券に野外活動の内容を記載したり、登録者が屋外にいる写真を確認することが考えられる。また登録者が区役所等で介護券を受けとることにすれば、少なくとも月1回は屋外活動を確認することができる。</p>	<p>当事業は、通院・通所（障害福祉サービス以外）・近隣の公園や買い物等への同行を想定しているため、屋外活動を行っていることが要件となっている。</p> <p>一方で、比較的サービス内容が類似している障害福祉サービスの移動支援では、実績報告に写真の添付を求めているため、当事業の実施確認についても、写真の提出による確認は考えていないが、令和2年度分の介護券は印刷済みであるため、令和3年度以降の介護券には屋外活動の内容記載欄を設けることを検討する。</p> <p>なお、当事業の対象者は、単に屋外活動が困難だけでなく、常時複雑な介護が必要な状態であり、離れた地域に住んでいる場合に負担が多くなることから、介護券の交付はこれまで通り本人宛郵送にて行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>																					
意見15	<p><b>○登録者について環境変化に対応するための対策をする必要性（P30）</b>            平成31年3月31日現在、登録者のうち施設に通所せず、訪問介護等の区のサービスを受けていない者は13名であり、その年齢と介護人の続柄は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="297 1077 853 1161"> <caption>訪問介護等のサービスを受けていない登録者と年齢と介護人の続柄</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>40歳未満</th> <th>45歳未満</th> <th>50歳未満</th> <th>55歳未満</th> <th>60歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>3人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>介護人</td> <td>両親、母</td> <td>両親、母</td> <td>—</td> <td>姉</td> <td>両親、妹</td> <td>両親、兄</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省が平成30年3月に第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会において発表したデータによると、日本人の平均寿命は男性81.07歳、女性は87.26歳、健康寿命は男性が72.14歳、女性が74.79歳である。50歳以上の登録者5人のうち4名が、自らよりも高い年齢の介護人による介護を受けており、中にはいつ介護人自身が介護を必要とする状況になっても不思議ではない状況にある。</p> <p>介護人が介護不可能な状況になった場合、登録者は施設に入所することになるが、施設に通所しておらず、外泊に慣れていない登録者が著しい環境変化に対応できるとは限らない。また、災害時に区は障害者専用の避難所を設けていないため、登録者は一般の区民と同じ避難所を利用することになり、登録者の負担は増加する。したがってこのような環境の変化が生じた場合、登録者の障害の程度が重度化することも考えられる。</p> <p>よって、区は、介護人に対し、介護人が介護不可能な状態になった場合や災害時等に備えて、環境の変化に耐えられるよう対策を求めることが望まれる。具体的には、登録者の外泊や、介護人が外出時に短期入所のサービス等の利用を試みる等の対策を促進することが考えられる。</p>	年齢	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳以上	人数	3人	5人	0人	1人	2人	2人	介護人	両親、母	両親、母	—	姉	両親、妹	両親、兄	<p>現在、登録者が高齢になるにつれて、介護人も高齢になっている状況が続いており、実際に介護人が死亡するケースもある。</p> <p>その際は、親族の中で他の介護人を推薦するケースもあるが、障害福祉サービスの利用や施設入所などにより対応していることが多くなっている。</p> <p>障害者本人や介護人の高齢化は課題の一つとなっており、障害福祉サービスの活用などを含め、ケースワーカーと連携して、介護人の高齢化や環境変化にも対応ができるような支援体制の検討を行うように介護人に促していく。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
年齢	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳以上																	
人数	3人	5人	0人	1人	2人	2人																	
介護人	両親、母	両親、母	—	姉	両親、妹	両親、兄																	

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																																								
指摘3	<p><b>○指定管理料の過大な見積もりと大幅な減額補正を是正する必要性（P42）</b></p> <p>区では、平成29年8月に庁議にて平成30年度当初予算編成基本方針（P42参照）を決定し、全庁に対して周知を行っている。</p> <p>一方で、以下は各施設の当初予算から決算額に至るまでの予算の戻入の状況である。</p> <table border="1" data-bbox="365 231 824 475"> <caption>(単位:円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>当初 予算額 a</th> <th>最終補 正減額 b</th> <th>予算 現額 c=a-b</th> <th>精算 戻入額 d</th> <th>決算額 e=c+d</th> <th>執行率 f=e/c</th> <th>当初執 行率g/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉センター</td> <td>296,202</td> <td>26,528</td> <td>259,674</td> <td>23,430</td> <td>236,244</td> <td>91.0%</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>東砂福祉園</td> <td>156,956</td> <td>32,843</td> <td>123,113</td> <td>7,383</td> <td>115,730</td> <td>94.0%</td> <td>74.2%</td> </tr> <tr> <td>亀戸福祉園</td> <td>211,216</td> <td>63,675</td> <td>147,541</td> <td>15,225</td> <td>132,316</td> <td>89.7%</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>あすなろ作業所</td> <td>61,085</td> <td>16,362</td> <td>44,723</td> <td>8,362</td> <td>36,361</td> <td>81.3%</td> <td>59.5%</td> </tr> <tr> <td>第二あすなろ作業所</td> <td>96,279</td> <td>33,556</td> <td>62,723</td> <td>4,251</td> <td>58,462</td> <td>93.2%</td> <td>60.7%</td> </tr> <tr> <td>塩浜CoCo</td> <td>163,510</td> <td>35,909</td> <td>127,601</td> <td>28,664</td> <td>98,937</td> <td>77.5%</td> <td>60.5%</td> </tr> <tr> <td>豊橋CoCo</td> <td>207,037</td> <td>42,304</td> <td>164,733</td> <td>20,672</td> <td>144,061</td> <td>87.5%</td> <td>69.6%</td> </tr> <tr> <td>リバーハウス東砂</td> <td>55,889</td> <td>9,310</td> <td>46,579</td> <td>26,881</td> <td>19,698</td> <td>42.3%</td> <td>35.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,237,174</td> <td>260,487</td> <td>976,687</td> <td>134,878</td> <td>841,809</td> <td>86.2%</td> <td>68.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当初予算に対する執行率</p> <p>上記の予算現額cを基準として、決算額eを比較した指定管理料の執行率fは、86.2%である。しかし、当初予算額aを基準とすると、予算執行率gは、68.0%まで低下する。これは、指定管理料が過大に見積もられていたことを示しており、上記予算編成の趣旨である「大幅な乖離が生じないように必要な範囲」で見積もることを求める予算編成方針から逸脱していると考えられる。</p> <p>予算・決算において大幅な乖離が生じる理由は三つ考えられるため一つずつ検討する。</p> <p>まず一つは、リバーハウス東砂の運営の不安定性である。当該施設は平成30年1月に開始していることから見積もりの参考となる前年度の実績がなく、利用者の人数や職員数の見積もりと実績が乖離したため、やむを得ず執行率が著しく低くなった可能性がある。これについて、リバーハウス東砂の執行率を例外として除外した場合、他の施設の当初執行率は69.6%(822,111千円÷841,809千円－19,698千円)/(1,181,285千円÷1,237,174千円－55,889千円)となり、例外を考慮する前とあまり変わらない。この場合の補正減額額は359,174千円であり、決算額822,111千円の4割超の金額を補正減額しているという事実は、リバーハウス東砂は理由にならず、当初予算が過大申請であったと言わざるを得ない。</p> <p>他の二つの理由を検討するにあたり、当初執行率の低いあすなろ作業所、リバーハウス東砂、塩浜CoCoの3施設の当初予算の額と決算額の概要を示す（P44表参照）。</p> <p>二つ目の理由は、収入の過小見積もり及び支出の過大見積もりである。給付費収入は全施設で当初予算より実際発生額が上回っていた。これに対し、人件費支出は全施設で当初予算より実際発生額が下回っていた。塩浜CoCoは当初予算の131.4%超の収入があり、予想よりも多くの稼働があったにも関わらず、人件費が88.2%で収まった。</p> <p>ということは、業務の効率性を極端に低く見積もっていたことになる。</p> <p>また、塩浜CoCoとあすなろ作業所は年度途中の退職者はおらず、職員体制は変わっていないにも関わらず執行率が低い。その要因の一部の例は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="365 946 884 1133"> <caption>常勤職員に支給する基本給・給与・手当の予算実績差異</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>塩浜CoCo</th> <th>あすなろ作業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算上の基本給・賞与手当</td> <td>160,524千円</td> <td>84,390千円</td> </tr> <tr> <td>実際の基本給・賞与手当実績額</td> <td>145,747千円</td> <td>79,018千円</td> </tr> <tr> <td>基本給・給与手当の差額</td> <td>14,776千円</td> <td>5,371千円</td> </tr> <tr> <td>予算上の職員数</td> <td>27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>実績の職員数</td> <td>27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>予算上の平均年収</td> <td>5,945千円</td> <td>5,274千円</td> </tr> <tr> <td>実際の平均年収</td> <td>5,398千円</td> <td>4,938千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記によると、当初から増員予定がないにもかかわらずそれぞれ14,776千円、5,371千円過大に予算を計上している。常勤職員に対する本人支給額が過大であればこれに連動して社会保険料や退職金の積立等も過大となる。</p> <p>三つ目は、指定管理料の計算に③給付費収入2か月分が含まれていることである。区の説明では、これは制度上、サービスを提供してから給付費の入金があるまでに2か月を要することから、4月と5月分の資金繰りを考慮したとのことであった。しかし、これらの施設は運営開始してから2年目以降の施設であるため、国保連から前年度2か月分の給付費収入が当年度に入ってくる。具体的には4月に前年度2月分の、5月には3月分の給付費の入金があることから資金繰りの問題は生じない可能性が高い。事実として、③給付費収入2か月分以上の金額が精算戻入されている。</p> <p>以上により、指定管理料について、多額の最終補正減額及び精算戻入が発生しているのは、指定管理料の予算要求額が過大であったためと言わざるを得ない。指定管理料の大部分は人件費であるが、その要員計画については区から厳しく管理されているとのことであるから、予算と実績の段階でおおむね一致しているはずである。また、給付費収入についても施設には利用定員があること、所定の職員数で対応可能な業務には限界があること、職員の昇給時期等は給与規定等により決められていることから、想定範囲内に収まると考えられる。とりわけ既に10年以上前から継続している指定管理施設にはそれまでのノウハウと実績があり、精度の高い予算要求書の作成が可能なのである。</p> <p>よって、区は指定管理者に対し、裏付けのある精度の高い予算要求書の提出を求めると同時に、そのための指導をする必要がある。</p>	区分	当初 予算額 a	最終補 正減額 b	予算 現額 c=a-b	精算 戻入額 d	決算額 e=c+d	執行率 f=e/c	当初執 行率g/a	障害者福祉センター	296,202	26,528	259,674	23,430	236,244	91.0%	82.0%	東砂福祉園	156,956	32,843	123,113	7,383	115,730	94.0%	74.2%	亀戸福祉園	211,216	63,675	147,541	15,225	132,316	89.7%	62.0%	あすなろ作業所	61,085	16,362	44,723	8,362	36,361	81.3%	59.5%	第二あすなろ作業所	96,279	33,556	62,723	4,251	58,462	93.2%	60.7%	塩浜CoCo	163,510	35,909	127,601	28,664	98,937	77.5%	60.5%	豊橋CoCo	207,037	42,304	164,733	20,672	144,061	87.5%	69.6%	リバーハウス東砂	55,889	9,310	46,579	26,881	19,698	42.3%	35.2%	合計	1,237,174	260,487	976,687	134,878	841,809	86.2%	68.0%	区分	塩浜CoCo	あすなろ作業所	予算上の基本給・賞与手当	160,524千円	84,390千円	実際の基本給・賞与手当実績額	145,747千円	79,018千円	基本給・給与手当の差額	14,776千円	5,371千円	予算上の職員数	27人	16人	実績の職員数	27人	16人	予算上の平均年収	5,945千円	5,274千円	実際の平均年収	5,398千円	4,938千円	<p>令和3年度予算の策定にあたっては、指定管理者に対し裏付けのある精度の高い予算要求書の提出を求める。裏付けが不十分な場合には追加の根拠資料の提出を求め、所管課として内容の精査を行う。また、特に人件費については、過去3年程度の決算額と予算額を比較し、著しく差異がある場合には、その理由を指定管理者に求め適切な審査を行う。</p>
区分	当初 予算額 a	最終補 正減額 b	予算 現額 c=a-b	精算 戻入額 d	決算額 e=c+d	執行率 f=e/c	当初執 行率g/a																																																																																																			
障害者福祉センター	296,202	26,528	259,674	23,430	236,244	91.0%	82.0%																																																																																																			
東砂福祉園	156,956	32,843	123,113	7,383	115,730	94.0%	74.2%																																																																																																			
亀戸福祉園	211,216	63,675	147,541	15,225	132,316	89.7%	62.0%																																																																																																			
あすなろ作業所	61,085	16,362	44,723	8,362	36,361	81.3%	59.5%																																																																																																			
第二あすなろ作業所	96,279	33,556	62,723	4,251	58,462	93.2%	60.7%																																																																																																			
塩浜CoCo	163,510	35,909	127,601	28,664	98,937	77.5%	60.5%																																																																																																			
豊橋CoCo	207,037	42,304	164,733	20,672	144,061	87.5%	69.6%																																																																																																			
リバーハウス東砂	55,889	9,310	46,579	26,881	19,698	42.3%	35.2%																																																																																																			
合計	1,237,174	260,487	976,687	134,878	841,809	86.2%	68.0%																																																																																																			
区分	塩浜CoCo	あすなろ作業所																																																																																																								
予算上の基本給・賞与手当	160,524千円	84,390千円																																																																																																								
実際の基本給・賞与手当実績額	145,747千円	79,018千円																																																																																																								
基本給・給与手当の差額	14,776千円	5,371千円																																																																																																								
予算上の職員数	27人	16人																																																																																																								
実績の職員数	27人	16人																																																																																																								
予算上の平均年収	5,945千円	5,274千円																																																																																																								
実際の平均年収	5,398千円	4,938千円																																																																																																								

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																						
意見16	<p><b>○指定管理者の履行確認と利用者の安全管理を徹底する必要性（P45）</b> 基本協定書において、区と指定管理者は次のとおりリスク分担を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="293 197 853 395"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>指定管理者の軽微不備による情報漏洩、犯罪発生等</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人情報管理</td> <td>指定管理者による個人情報の漏洩、個人情報等を記録した媒体の亡失</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第三者への賠償</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>業務の不履行</td> <td>指定管理者による業務及び協定内容の不履行</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のように、業務の不履行や個人情報管理やセキュリティ、第三者に対する責任は指定管理者が負うことになっているが、これは区と指定管理者との契約であり第三者に対してその効力があるかどうかは別問題である。なお、地方自治法は以下のように定めている。</p> <div data-bbox="293 501 853 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>244条の2第10項 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> </div> <p>基本協定書においては、指定管理者が責任を負うことになっているリスク項目についても、区は管理監督責任を負っているわけであるから、第三者に対する責任は免れない可能性がある。このため、区は、基本協定書上は指定管理者が責任を負うことになっている施設や利用者の安全管理についても、指定管理者が管理責任を履行し、事故報告書の提出を受けて課内で共有し、また施設に出張した場合はヒヤリハット報告書を確認し、第三者評価や利用者アンケートには必ず目を通し、指定管理者に追加で報告を求めたり、自ら調査をしたり、指示を出す必要がある。</p>	種類	内容	負担者		区	指定管理者	セキュリティ	指定管理者の軽微不備による情報漏洩、犯罪発生等	—	○	個人情報管理	指定管理者による個人情報の漏洩、個人情報等を記録した媒体の亡失	—	○	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合	—	○	業務の不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	—	○	<p>指定管理者から提出のあった事故報告書は既に課内で共有している。今後、指定管理施設への実地検査等の際には、ヒヤリハット報告書を確認し、指定管理者に追加で報告を求めるほか、必要に応じて調査及び改善指導を行う。また、第三者評価および利用者アンケートについては、指定管理者から提出後に内容を確認し、改善が必要な場合には指導を行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
種類	内容			負担者																				
		区	指定管理者																					
セキュリティ	指定管理者の軽微不備による情報漏洩、犯罪発生等	—	○																					
個人情報管理	指定管理者による個人情報の漏洩、個人情報等を記録した媒体の亡失	—	○																					
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合	—	○																					
業務の不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	—	○																					
意見17	<p><b>○利用者アンケートと第三者評価を混同せず、適切な年度評価を実施する必要（P46）</b> 平成30年度において、リバーハウス東砂では、指定管理者による利用者アンケートの実施を行っていない。しかしながら、平成30年度の年度評価票においては、利用者アンケートは「実施済み」と報告・評価されている。リバーハウス東砂では、平成30年度に第三者評価機関が利用者調査を実施したため、指定管理者による利用者アンケートの実施を省略したとのことであった。一方で、区はすべての障害者施設の指定管理者との間で交わっている基本協定書において、以下のとおり指定管理者に対して利用者アンケートと第三者評価機関による評価の両方の実施を義務付けており、利用者アンケートと第三者評価機関による評価は別物として位置付けている。</p> <div data-bbox="293 986 853 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（利用者アンケートの実施） 第41条 乙(指定管理者)は、区民等に対するサービスの効果及び効率の向上のため、アンケート調査等を実施し、利用者の意見、苦情等を聴取するものとする。 2、乙は、指定期間中、適切な第三者評価機関における評価を受けなければならないものとする。</p> </div> <p>したがって、年度評価票の評価にあたっては、その評価項目ごとに評価を行い、第三者評価機関による評価を受けたかどうかと、利用者アンケートを実施したかどうかは、別々に検討し、評価する必要がある。</p>	<p>今後の年度評価にあたっては、第三者評価機関が利用者調査を実施した場合であっても、利用者アンケートが実施されたかを確認し混同することなく評価する。また、指定管理者に対しても、毎年度必ず利用者アンケートを実施するよう指導する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																						

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																											
意見18	<p><b>○事故報告書の区への速やかな報告の必要性（P47）</b>                  指定管理者との基本協定書では、指定管理者は、指定期間中に管理業務の実施に関連して次のいずれかに該当する事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、区に対してその状況を報告しなければならないとされている。また、事故等が発生した場合、指定管理者は区と協力し事故等の原因調査に当たるものされている。                  監査にあたり、区から各施設の事故報告書を入力した結果は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="286 300 891 534"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区への報告のタイミング</th> <th>年間事故報告件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉センター</td> <td>平成30年度実績無し</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>東砂福祉園</td> <td>おおむね5営業日以内</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>亀戸福祉園</td> <td>おおむね5営業日以内</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>あすなる作業所</td> <td>おおむね5営業日以内</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>第二あすなる作業所</td> <td>おおむね5営業日以内</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>塩浜CoCo</td> <td>年度終了後</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>扇橋CoCo</td> <td>年度終了後</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>リバーハウス東砂</td> <td>おおむね5営業日以内</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、8施設のうち区が事故報告を受けたのは7施設である。そのうち5施設については事故発生後、速やかな報告により必要な措置が講じられたことが確認できたが、塩浜CoCoと扇橋CoCoは、区への報告が年度終了後に実績報告書の中で報告している。                  このため、区は、指定管理者に対し、事故等の発生時には、速やかに事故報告書を区に対して提出するよう指導する必要がある。</p>	区分	区への報告のタイミング	年間事故報告件数	障害者福祉センター	平成30年度実績無し	0件	東砂福祉園	おおむね5営業日以内	1件	亀戸福祉園	おおむね5営業日以内	9件	あすなる作業所	おおむね5営業日以内	4件	第二あすなる作業所	おおむね5営業日以内	7件	塩浜CoCo	年度終了後	6件	扇橋CoCo	年度終了後	2件	リバーハウス東砂	おおむね5営業日以内	3件	<p>平成30年度の事故報告書が年度終了後に提出された指定管理者に対しては、事故等の発生時に速やかに区に対して提出するように指導し、改善させた。</p> <p style="text-align: right;"><b>【障害者施策課】</b></p>
区分	区への報告のタイミング	年間事故報告件数																											
障害者福祉センター	平成30年度実績無し	0件																											
東砂福祉園	おおむね5営業日以内	1件																											
亀戸福祉園	おおむね5営業日以内	9件																											
あすなる作業所	おおむね5営業日以内	4件																											
第二あすなる作業所	おおむね5営業日以内	7件																											
塩浜CoCo	年度終了後	6件																											
扇橋CoCo	年度終了後	2件																											
リバーハウス東砂	おおむね5営業日以内	3件																											
意見19	<p><b>○事故報告書の対象となる事故を再検討する必要性（P47）</b>                  区は、基本協定書において、指定管理者に対し、報告すべき事故について以下のとおり定めている。</p> <div data-bbox="280 778 891 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内で死亡、重傷事故等の事故が発生した場合</li> <li>○指定管理者の責めに帰すべき事由による苦情処理のうち特に重大な事案又は解決が困難な事案</li> <li>○指定管理者の職員の法令違反その他不祥事を原因とした事案が施設内で発生した場合</li> </ul> </div> <p>実際の事故報告の件数は、＜意見事項18＞事故報告書の区への速やかな報告の必要性にあるとおり、指定管理者によって大きくばらつきがある。                  これは、重傷事故等の「等」をどのように捉えるか、事故が指定管理者の責任に帰すかどうか、重大、重要かどうか、解決困難かどうかについての指定管理者の判断にばらつきがあるためと考えられる。                  監査にあたり、平成30年度の事故報告として入手した事故32件は、基本協定書で報告が求められる事故には該当しない。                  指定管理者が報告しているのは、利用者の通所途中での交通事故や、施設外活動の一環として訪れていたスポーツ施設での転倒事故、無断外出先で発生したトラブル等である。また、利用者が施設を破壊する破壊事故が発生したこと、更にその後利用者の保護者と指定管理者との間で事故の帰責性と原状回復費用の負担を巡ってトラブルが発生したことを報告している指定管理者もいた。                  事故報告のない障害者福祉センターは、平成30年度は「けが人が出るような事故はなく苦情もなかった」としている。その一方で、障害者福祉センター内に設置されている扇橋CoCoの事故報告書によると、平成30年12月11日に施設内で、障害者福祉センターの利用者が運転する車両が同施設の駐車場に駐輪中の自転車3台を倒し、1台を巻き込んだ物損事故が発生し、障害者福祉センターの職員が警察に連絡したことが、その顛末とともに報告されている。また、V. 福祉サービスの質の向上で述べる第三者評価報告書によると、障害者福祉センターでは、職員の利用者に対する暴力や暴言があったように窺われる。利用者に対する暴力や暴言は、指定管理者の職員の法令違反その他の不祥事を原因とした事案であり、それが施設内で発生した場合であれば、基本協定書も事故報告の対象である。                  しかし、施設外での事故や物損事故、指定管理者の責めに帰さないとされる苦情について、区が指定管理者に対し報告を任意とし、帰責性や事故の重要性、重大性の判断を指定管理者に委ねる場合、区として対処が必要な事故等が見過ごされ、指定管理者に対する管理監督が十分に行えない可能性がある。また、事故が発生した場合、その事故を区が認知しており、適切な対応がなされることで利用者の安心につながると考える。                  よって、区は、指定管理業務の遂行又はそれに付随して発生した、死亡事故、傷害事故、物損事故、盗難事故、交通事故やこれらの事故から派生した保護者や関係者等とのトラブルなど、基本協定書において報告対象となるものはもとより、そうでないものについても、地方自治法の定めに基づいて報告を求める必要がある。</p>	<p>今後、指定管理業務の遂行又はそれに付随して発生した、死亡事故、傷害事故、物損事故、盗難事故、交通事故やこれらの事故から派生した保護者や関係者等とのトラブルなど、基本協定書において報告対象となるものはもとより、そうでないものについても報告を求める必要があるか検討する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【障害者施策課】</b></p>																											

令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																									
意見20	<p><b>○事故報告書の様式を定める必要性（P49）</b>                      区への事故報告にあたり、基本協定書にはその様式を定めていないため、具体的な報告内容は指定管理者の判断に委ねられているため、利用者等から問い合わせがあった場合に情報が共有されず、対応が不十分となる可能性がある。したがって、事故報告書の記載事項を明らかにした、事故報告書の様式を定める必要がある。                      現在、東砂福祉園、あすなろ作業所、第二あすなろ作業所が、区宛の事故報告書の様式を独自に作成している。                      最も充実した様式を作成しているのは第二あすなろ作業所であると考えられるため、当該施設の様式をもとに他の施設の良い部分を取り入れた様式をモデルとして示すので、参考にされたい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" data-bbox="219 327 627 766"> <caption>事故報告書様式(案)</caption> <tr> <td colspan="2">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">江東区障害者福祉課長 又は 江東区長 殿</td> </tr> <tr> <td>令和 年度 第二あすなろ作業所 事故報告書</td> <td>報告者 第二あすなろ作業所 施設長 ○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおり、事故報告します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事故の種類</td> <td>死亡事故 (通院、入院、施設内対応、その他)</td> </tr> <tr> <td>窃盗事故 (固定資産・備品・消耗品・その他)</td> </tr> <tr> <td>盗難事故 (固定資産・備品・消耗品・その他・現金)</td> </tr> <tr> <td>交通事故 (人物・対物・車両・自損、その他)</td> </tr> <tr> <td>保護者や関係者とのトラブル</td> </tr> <tr> <td>感染症の発生</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>その他の事故 ( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>事務処理上の事故 ( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>発生日時</td> <td>令和 年 月 日 ( ) 時 分 頃 (勤務外・勤務中 (時間内・通勤中))</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td>施設内 ( ) 施設外 ( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事故者名</td> <td>職員・利用者 (氏名 年齢 職種 )</td> </tr> <tr> <td>労災申請予定 (有・無) 全知共済等保険加入 (有 連絡(済・未) 無) 任意保険加入 (有 連絡(済・未) 無)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害の状況</td> <td>愛の手帳 (療育手帳) 度 身体障害者手帳 種 級</td> </tr> <tr> <td>障害の特性 障害支援区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係者への連絡</td> <td>保護者 (続柄) 連絡日時 時 分</td> </tr> <tr> <td>区役所 連絡日時 時 分</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関名等</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="638 343 1052 518"> <tr> <td>警察への届け出</td> <td>有：(署名 ) 無：届け出の予定 有・無</td> </tr> <tr> <td>発生日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(被害・損害・補償内容なども記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故後の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者からの意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原因</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再発防止策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経費の予定</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>区と協力の必要性</td> <td>要・否</td> </tr> <tr> <td>その他特記事項</td> <td></td> </tr> </table> </div>	令和 年 月 日		江東区障害者福祉課長 又は 江東区長 殿		令和 年度 第二あすなろ作業所 事故報告書	報告者 第二あすなろ作業所 施設長 ○○○○	下記のとおり、事故報告します。		事故の種類	死亡事故 (通院、入院、施設内対応、その他)	窃盗事故 (固定資産・備品・消耗品・その他)	盗難事故 (固定資産・備品・消耗品・その他・現金)	交通事故 (人物・対物・車両・自損、その他)	保護者や関係者とのトラブル	感染症の発生	( )	その他の事故 ( )	( )	事務処理上の事故 ( )	( )	発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 頃 (勤務外・勤務中 (時間内・通勤中))	発生場所	施設内 ( ) 施設外 ( )	事故者名	職員・利用者 (氏名 年齢 職種 )	労災申請予定 (有・無) 全知共済等保険加入 (有 連絡(済・未) 無) 任意保険加入 (有 連絡(済・未) 無)	障害の状況	愛の手帳 (療育手帳) 度 身体障害者手帳 種 級	障害の特性 障害支援区分	関係者への連絡	保護者 (続柄) 連絡日時 時 分	区役所 連絡日時 時 分	相手方		医療機関名等		警察への届け出	有：(署名 ) 無：届け出の予定 有・無	発生日時		(被害・損害・補償内容なども記載)		事故後の状況		保護者からの意見		原因		再発防止策		経費の予定	有・無	区と協力の必要性	要・否	その他特記事項		<p>今後、事故報告書の様式を定める。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
令和 年 月 日																																																											
江東区障害者福祉課長 又は 江東区長 殿																																																											
令和 年度 第二あすなろ作業所 事故報告書	報告者 第二あすなろ作業所 施設長 ○○○○																																																										
下記のとおり、事故報告します。																																																											
事故の種類	死亡事故 (通院、入院、施設内対応、その他)																																																										
	窃盗事故 (固定資産・備品・消耗品・その他)																																																										
	盗難事故 (固定資産・備品・消耗品・その他・現金)																																																										
	交通事故 (人物・対物・車両・自損、その他)																																																										
	保護者や関係者とのトラブル																																																										
感染症の発生	( )																																																										
その他の事故 ( )	( )																																																										
事務処理上の事故 ( )	( )																																																										
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 頃 (勤務外・勤務中 (時間内・通勤中))																																																										
発生場所	施設内 ( ) 施設外 ( )																																																										
事故者名	職員・利用者 (氏名 年齢 職種 )																																																										
	労災申請予定 (有・無) 全知共済等保険加入 (有 連絡(済・未) 無) 任意保険加入 (有 連絡(済・未) 無)																																																										
障害の状況	愛の手帳 (療育手帳) 度 身体障害者手帳 種 級																																																										
	障害の特性 障害支援区分																																																										
関係者への連絡	保護者 (続柄) 連絡日時 時 分																																																										
	区役所 連絡日時 時 分																																																										
相手方																																																											
医療機関名等																																																											
警察への届け出	有：(署名 ) 無：届け出の予定 有・無																																																										
発生日時																																																											
(被害・損害・補償内容なども記載)																																																											
事故後の状況																																																											
保護者からの意見																																																											
原因																																																											
再発防止策																																																											
経費の予定	有・無																																																										
区と協力の必要性	要・否																																																										
その他特記事項																																																											

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																		
意見21	<p><b>○指定管理者の危険認知能力を高める必要性（P50）</b></p> <p>すべての指定管理者は、事故防止のためにヒヤリハット活動を行い、ヒヤリハット報告書あるいはインシデントレポート、インシデント・アクシデントレポート等(以下「ヒヤリハット報告」という。)を作成している。ヒヤリハットとは、ヒヤッとしたこと、ハッとしたこと等、危ないと感じたが、幸い事故には至らなかった事象である。厚生労働省のホームページ内で公表されている「ヒヤリハット活動でリスクアセスメント」によると、1件の重大な事故の裏に、29件の軽微な事故、300件のヒヤリハットがあるとされている。ヒヤリハット活動は、この300件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動である。</p> <p>ヒヤリハット報告書は、区への提出報告はないが、指定管理者によっては実績報告書にその分類別の集計結果等を報告している。</p> <p>各指定管理施設のヒヤリハットの件数は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="302 379 891 587"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ヒヤリハット件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉センター</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>東砂福祉園</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>亀戸福祉園</td> <td>589</td> </tr> <tr> <td>あすなろ作業所</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>第二あすなろ作業所</td> <td>3月分は7件(量が多いとのことで3月分のみ提出を受けた。)</td> </tr> <tr> <td>塩浜 CoCo</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>扇橋 CoCo</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>リバーハウス東砂</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヒヤリハット件数は亀戸福祉園が最も多い589件であるが、危ないと感じるかどうかは、個人の感じ方や経験により異なるため、件数の多いことをもって事故発生率が高いとは言えない。</p> <p>最も少ない障害者福祉センターは10件であるが、これは3名の利用者に係るヒヤリハット事例である。しかし、&lt;意見事項19&gt;事故報告書の対象となる事故を再検討する必要性にある交通事故や職員の利用者に対する暴力や暴言について事故報告書もヒヤリハット報告書も作成されておらず、当該施設のヒヤリハット事例が少ないのは危険認知能力が低いと考えられる。</p> <p>次に少ないあすなろ作業所でのヒヤリハット12件は、そのうち2件は利用者の怪我であり、職員の不注意による利用者の怪我が含まれている。また、同施設ではこれとは別に気付いたことを記載する気付きレポートを51件作成しているが、このレポートには、他の職員等への感謝の言葉や近隣環境の変化等の他に、業務連絡が1件、利用者が無断外出し、又は利用者が折れたカッターの刃を所持していたこと等のヒヤリハット事例15件が記載されている。ヒヤリハット事例については気付いたが危険を認知しなかったため、ヒヤリハット報告書を作成しなかったものと考えられる。</p> <p>指定管理者の危険認知能力が低い場合、未然に事故を防ぐことが十分にできず、指定管理施設や利用者に大きな事故が発生する可能性が高まり、利用者の安全確保が困難となる。</p> <p>よって、区は、ヒヤリハット報告書の分析を行い、指定管理者に対してヒヤリハット事例の具体例を示し、全職員に対してヒヤリハット事例の認知能力を高めるための研修を受けるよう、指導を行う必要がある。</p>	区分	ヒヤリハット件数	障害者福祉センター	10	東砂福祉園	76	亀戸福祉園	589	あすなろ作業所	12	第二あすなろ作業所	3月分は7件(量が多いとのことで3月分のみ提出を受けた。)	塩浜 CoCo	165	扇橋 CoCo	145	リバーハウス東砂	191	<p>今後、ヒヤリハット報告書の分析を行い、指定管理者に対して必要な指導を検討する。</p>
区分	ヒヤリハット件数																			
障害者福祉センター	10																			
東砂福祉園	76																			
亀戸福祉園	589																			
あすなろ作業所	12																			
第二あすなろ作業所	3月分は7件(量が多いとのことで3月分のみ提出を受けた。)																			
塩浜 CoCo	165																			
扇橋 CoCo	145																			
リバーハウス東砂	191																			

【障害者施策課】

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																										
意見22	<p><b>○指定期間を通じた職員体制や質の維持の必要性（P51）</b> 平成30年度に区が指定管理者を募集した施設である塩浜福祉園では、職員体制として以下の要件を求めている。</p> <table border="1" data-bbox="304 201 889 272"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>10年以上の福祉実務経験かつ過去に園長の経験を有するよう努めること</td> </tr> <tr> <td>主任支援員</td> <td>おおむね5年以上の福祉実務経験を有するよう努めること</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方で、平成30年4月1日を基準とした既存の指定管理施設における施設長の福祉実務の経験は10年を超える施設が5施設、10年未満の施設が3施設あり、そのうち2施設は全く経験のない施設であった。 8施設の指定管理者のうち3施設が塩浜福祉園の求める水準を満たしていない。これらの施設も初めて指定管理者に指定されたときは指定管理者の応募書類において経験豊かな施設長の就任が計画され、しばらくの間は経験豊かな施設長が配置されていたと考える。平成28年度からの指定期間にかかる指定管理者の選定にあたり、区は、前任の指定管理者が応募しなかったため公募により指定管理者を募集したリバーハウス東砂を除くすべての施設については、非公募により前任の指定管理者を引き続き指定しているが、当時の選定手続の資料によると、非公募の理由は利用者との信頼関係を挙げている。しかし、指定管理者に選任された初年度や、翌指定期間の指定管理者の選定が行われる年度だけ経験豊富な施設長を配置し、他の年度については経験の浅い施設長を配置しても問題なしとするのであれば、信頼関係をもとに厳格な審査を経て選定した意味が薄れる。 これについて、区は、塩浜福祉園で施設長に求める福祉実務の経験を10年としたのは、指定管理者制度導入により施設の大半の職員が入れ替わるため、福祉実務経験が豊かである必要があったため、とのことである。しかし、塩浜福祉園の指定管理者選定にあたって区が入手した外部有識者の意見書によると、より専門的な技術や豊富な経験が必要な理由は、制度移行に伴う環境変化ではなく、重度の利用者に対応するためとしている。このため、環境変化がなければ施設長の経験が浅いか未経験であっても良いと読み取ることは難しい。 よって、区は、利用者との信頼関係を重視するのであれば、指定管理施設の運営法人に対し、指定管理施設には過去の施設長の経験年数等を参考に、少なくとも10年以上の福祉実務経験を有し、かつ過去に施設長または副施設長等の経験がある経験豊富な者を施設長に配置することを求める必要がある。このことは、令和2年度以降の塩浜福祉園の施設長についても同様である。</p>	役職	要件	施設長	10年以上の福祉実務経験かつ過去に園長の経験を有するよう努めること	主任支援員	おおむね5年以上の福祉実務経験を有するよう努めること	<p>平成30年度に区が公募した塩浜福祉園では、区直営から民間の指定管理者に移行するにあたって特に安定した運営が必要との判断から職員体制について要件を求めた。一方で、塩浜福祉園以外の指定管理施設については、一部施設を除き、開設当初から現在の法人が運営しているため塩浜福祉園とは状況が異なること、また、指定管理施設の施設長の要件を求めた場合、指定管理施設の施設長となる人が限られ、法人運営に支障を及ぼす可能性もあることを踏まえ、今後慎重に検討をする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																																																																																				
役職	要件																																																																																											
施設長	10年以上の福祉実務経験かつ過去に園長の経験を有するよう努めること																																																																																											
主任支援員	おおむね5年以上の福祉実務経験を有するよう努めること																																																																																											
意見23	<p><b>○指定管理者に対し職員定着の取り組みを指導する必要性（P52）</b> 福祉施設の職員の確保と定着は、施設のサービスの質の向上につながるため、福祉施設にとって重要な要素である。以下は各指定管理者が区に提出した施設の計画人員と退職や転出の状況である。</p> <table border="1" data-bbox="315 839 902 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者福祉センター</th> <th>東砂福祉園</th> <th>亀戸福祉園</th> <th>あすなろ作業所</th> <th>第二あすなろ作業所</th> <th>塩浜CoCo</th> <th>扇橋CoCo</th> <th>リバーハウス東砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画人員</td> <td>32人</td> <td>21人</td> <td>34人</td> <td>18人</td> <td>23人</td> <td>41人</td> <td>37人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>常勤現員 a ※1</td> <td>20人</td> <td>18人</td> <td>30人</td> <td>15人</td> <td>17人</td> <td>27人</td> <td>26人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>非常勤現員 b ※1</td> <td>15人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>6人</td> <td>12人</td> <td>9人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>合計 c</td> <td>35人</td> <td>21人</td> <td>33人</td> <td>17人</td> <td>23人</td> <td>39人</td> <td>35人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>退職者数 d</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td>11人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>常勤退職者数 e</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>7人</td> <td>0人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>8人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>退職率 f=d/c</td> <td>8.6%</td> <td>4.8%</td> <td>24.2%</td> <td>0.0%</td> <td>26.1%</td> <td>23.1%</td> <td>31.4%</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>常勤退職率 g=e/a</td> <td>0.0%</td> <td>5.6%</td> <td>23.3%</td> <td>0.0%</td> <td>23.5%</td> <td>18.5%</td> <td>30.8%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>転出者数 h</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現員は、平成31年3月31日現在の現員で、同日付け退職者・移籍者を含む。</p> <p>厚生労働省が公表した平成30年雇用動向調査結果によると、全国の医療・福祉分野の離職率は15.5%であった。これに対し、亀戸福祉園、第二あすなろ作業所、塩浜CoCo、扇橋CoCoとリバーハウス東砂は全国平均を大幅に上回り、とりわけ扇橋CoCoは全国平均の2倍である。リバーハウス東砂の退職者はすべて非常勤職員である。しかし、他の4施設について、亀戸福祉園と第二あすなろ作業所は常勤職員が1年のうちに4人に1人が退職し、塩浜CoCoは5人に1人、扇橋CoCoは3人に1人が退職している。また、亀戸福祉園と第二あすなろ作業所については、もともと退職者が多いうえに期末に異動による転出があるため、利用者からみると毎年3分の1の職員の入れ替えがあることになる。 このように頻繁な人事異動がある場合、その都度入職した職員が施設や利用者の特性を理解するのに一定の時間を要する。このため、利用者はその都度自分の特性を理解していない職員の介助を受けることになり、区は利用者に安定したサービスを提供することが困難となる可能性がある。 よって、区は、とりわけ常勤職員の退職率の高い施設については、その原因調査と対策を求め、その成果についても報告を求める必要がある。</p>	区分	障害者福祉センター	東砂福祉園	亀戸福祉園	あすなろ作業所	第二あすなろ作業所	塩浜CoCo	扇橋CoCo	リバーハウス東砂	計画人員	32人	21人	34人	18人	23人	41人	37人	13人	常勤現員 a ※1	20人	18人	30人	15人	17人	27人	26人	5人	非常勤現員 b ※1	15人	3人	3人	2人	6人	12人	9人	6人	合計 c	35人	21人	33人	17人	23人	39人	35人	11人	退職者数 d	3人	1人	8人	0人	6人	9人	11人	3人	常勤退職者数 e	0人	1人	7人	0人	4人	5人	8人	0人	退職率 f=d/c	8.6%	4.8%	24.2%	0.0%	26.1%	23.1%	31.4%	27.3%	常勤退職率 g=e/a	0.0%	5.6%	23.3%	0.0%	23.5%	18.5%	30.8%	0.0%	転出者数 h	0人	2人	2人	1人	2人	0人	0人	0人	<p>今後、常勤職員の退職率の高い指定管理施設については、その原因調査と対策を求め、その成果についても報告を求めるとを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
区分	障害者福祉センター	東砂福祉園	亀戸福祉園	あすなろ作業所	第二あすなろ作業所	塩浜CoCo	扇橋CoCo	リバーハウス東砂																																																																																				
計画人員	32人	21人	34人	18人	23人	41人	37人	13人																																																																																				
常勤現員 a ※1	20人	18人	30人	15人	17人	27人	26人	5人																																																																																				
非常勤現員 b ※1	15人	3人	3人	2人	6人	12人	9人	6人																																																																																				
合計 c	35人	21人	33人	17人	23人	39人	35人	11人																																																																																				
退職者数 d	3人	1人	8人	0人	6人	9人	11人	3人																																																																																				
常勤退職者数 e	0人	1人	7人	0人	4人	5人	8人	0人																																																																																				
退職率 f=d/c	8.6%	4.8%	24.2%	0.0%	26.1%	23.1%	31.4%	27.3%																																																																																				
常勤退職率 g=e/a	0.0%	5.6%	23.3%	0.0%	23.5%	18.5%	30.8%	0.0%																																																																																				
転出者数 h	0人	2人	2人	1人	2人	0人	0人	0人																																																																																				

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要								
意見24	<p><b>○指定管理者に対し職員の休憩のありかたの検討を求める必要性（P53）</b></p> <p>介護や福祉現場での人手不足の大きな要因として、一般的には給料と勤務体制が挙げられる場合は多い。各指定管理施設の勤務時間は8時間であるため、労働基準法に定める勤務時間が6時間を超過して8時間以下である場合に相当するため、指定管理施設では職員に対し少なくとも45分の休憩時間を与える必要がある。</p> <p>リバーハウス東砂を除く指定管理施設は通所施設であるため当直はないが、労働基準法の定める休憩時間は与えられているものの、職員にとっては実質的な意味で休憩時間が確保できていない可能性がある。</p> <p>退職率の高い亀戸福祉園や第二あすなる作業所等の職員の労働時間は下表のとおり、休憩が勤務開始から7時間15分後又は7時間30分後となっており、勤務開始から7時間以上の間、職員が休憩できないことになる。</p> <table border="1" data-bbox="280 327 891 427"> <tr> <td>勤務時間</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>出勤時間</td> <td>8時30分</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>15時45分～16時30分又は16時00分～16時45分</td> </tr> <tr> <td>退社時間</td> <td>17時15分</td> </tr> </table> <p>このような勤務体系は、福祉施設としては珍しいものではなく、利用者の帰宅後でなければ職員はゆっくり休憩できないことも事実であるが、7時間連続で従事することが体力的又は精神的に負担を感じる職員もいる可能性がある。一方で、常勤の退職者がいない障害者福祉センターでは、職員は午前、午後、夕方等の複数回に分けて休憩しているため長時間労働にはならないとのことであった。どちらの休憩方法が望ましいのかは個人の事情により異なるが、同じ生活介護や就労継続支援Bの事業を行う障害者福祉センターがこのような勤務体系を取るのであれば、他の指定管理施設でもこのような勤務体系を取ることも不可能ではないと考えられる。</p> <p>このため、区は、各職員にとってより望ましい休憩時間の在り方を検討するよう、指定管理者に求めることが望ましい。</p>	勤務時間	8時間	出勤時間	8時30分	休憩時間	15時45分～16時30分又は16時00分～16時45分	退社時間	17時15分	<p>指定管理施設に勤務する職員は、労働基準法の定める休憩時間を付与されているが、施設によって休憩時間帯は異なっている。休憩時間の与え方は、運営法人の諸規程によって定められていることから、区から指導することは困難であるが、職員の長時間連続勤務は望ましいことではなく、指定管理者に休憩時間の在り方を検討するよう求めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
勤務時間	8時間									
出勤時間	8時30分									
休憩時間	15時45分～16時30分又は16時00分～16時45分									
退社時間	17時15分									
意見25	<p><b>○過去に貸与備品であった消耗品に消耗品シールを貼付する必要性（P54）</b></p> <p>区では、指定管理者制度導入にあたり、指定管理者に必要な備品を貸与しており、その貸与備品の一覧は、基本協定書に添付されている。また、貸与備品には区からの預かり資産であることを示す備品番号シールが貼付されている。</p> <p>指定管理施設の視察にあたり、区より貸与備品の一覧を入手し、貸与備品の管理状況を確認したところ、シールが貼付されているものの備品リストに該当資産がないものがあった。基本協定が締結された当初は、区が管理対象とする備品の金額は20千円以上であったが、平成29年度に50千円以上に引き上げられたことにより管理対象外となったため、管理対象外であるとのことであった。</p> <p>平成28年8月5日付けの会計管理室出納係からの事務連絡－平成29年度以降の備品管理にかかわる想定問答集－のQ13によると、これまで備品としていたもので、登録価格が50千円を下回る備品は、以後は消耗品として取り扱い、消耗品シールに貼り変えることになっている。このため、区はこれらの備品から消耗品となった物品については、消耗品シールを貼付する必要がある。</p>	<p>備品から消耗品となった物品については、消耗品シールを貼付する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>								
意見26	<p><b>○過去に貸与備品であった消耗品の帰属を明らかにする必要性（P54）</b></p> <p>&lt;意見事項25&gt;過去に貸与備品であった消耗品に消耗品シールを貼付する必要性で述べた、平成29年度以降に、区では消耗品として取り扱うことになった貸与備品について、指定管理者において消耗品として扱うべきかどうか、指定管理者と区の間取り決めが明確に定められていない。基本協定書によると、指定期間が満了した時は、指定管理者は貸与備品を区又は区の指定する者に引き継ぐ必要がある。このため、これらの消耗品が基本協定書上、貸与備品にあたるかどうかは、指定期間満了後に引継ぎが必要であるため今後も管理が必要であるかどうか、指定管理者にとっては重要な問題である。</p> <p>基本協定書では、指定期間が満了した時、貸与備品以外の備品及び消耗品は指定管理者が自己の責任と費用で撤去することが原則となっている。</p> <p>よって、区は、平成29年度以降に区では消耗品として取り扱うことになった貸与備品について、引継ぎが必要でないのであればその旨を明確にし、引継ぎが必要であれば貸与消耗品のリストを作成して管理する必要がある。</p>	<p>平成29年度以降に備品から消耗品として取り扱うことになった貸与備品については、消耗品として取り扱うこととし、指定管理者に対してその旨を明確にする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>								
意見27	<p><b>○貸与備品の使用状況に関する区への報告基準を明らかにする必要性（P54）</b></p> <p>区は、基本協定書において指定管理者に対し、貸与備品の数量その他使用状況について、適宜報告することを求めているが、その時期や報告の方法は定めていない。江東区物品管理規則第47条によると、区の備品は使用状況等について、毎年1回以上検査をすることとなっているため、区が物品検査のタイミングで、指定管理者に対し貸与備品の検査を依頼し、その結果の報告を求める等のルールを定めておく必要がある。</p>	<p>今後、区が物品検査のタイミングで、指定管理者に対し貸与備品の検査を依頼し、その報告等のルールを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>								

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要												
<p>指摘4</p>	<p><b>〇50千円以上の貸与備品を物品管理規則に従って備品登録する必要性（P55）</b>                  第二あすなる作業所には厨房があり、貸与備品一覧によると厨房には食器消毒保管庫と冷蔵庫2台のみが登録されているが、当該施設を視察したところ、ガステーブルや調理台等の厨房設備があった。これらの厨房設備は建物改修工事をした際に設置したもので、改修工事の一環で設置したため、備品登録はされていないとのことであった。亀戸福祉園を視察したところ、同様の理由で備品登録されていない機械入浴設備があった。                  江東区物品管理規則第15条によると、作業、製作、工事等により、発見又は発生した動産で、区の所有に属するものについて備品登録を求めている。同様の貸与備品について、亀戸福祉園の貸与備品一覧には、ガステーブルや調理台等の厨房設備で50千円以上の備品が多くあり、障害者福祉センターの機械入浴設備は5,451千円となっている。よって第二あすなる作業所と亀戸福祉園に設置されたこれらの備品も、50千円以上の備品は、備品登録の対象となる貸与備品であり、指定期間終了後に、指定管理者は区又は区が指定する者に引き継ぐ必要がある。                  よって、区は、建物改修工事をした際に設置した取り外しや移動が可能な動産については、江東区物品管理規則に従って備品登録をし、区の貸与備品とする必要がある。なお、当時の記録が残されておらず、備品の購入価格が判明しない場合には、備品登録されている同じ備品の価格を参考に価額を定めるか、備忘価額を用いることも一つの方法である。</p>	<p>江東区物品管理規則に従って備品登録を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>												
<p>意見28</p>	<p><b>〇塩浜CoCoに対し避難経路や安全の確保を指導する必要性（P55）</b>                  塩浜CoCoを視察したところ、用具や教材の量に対して収納スペースが小さく、すべての廊下やすべての部屋に大量に教材や用具が積み上げられている状況が散見された。                  このため、当該施設では6件の備品の確認を予定していたが、以下の1件については、倉庫に用具等がぎっしり入っており、取り出すのに相当程度時間を要するため、テストカウントが難しい状況であり、確認できなかった。</p> <table border="1" data-bbox="197 635 672 762"> <caption>確認できなかった備品と倉庫の状況</caption> <tr> <td>備品番号</td> <td>1113364</td> </tr> <tr> <td>物品コード・品名</td> <td>262010 トランポリン</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>エアートランポリン3M<sup>2</sup>バシフィックサブライP230-3</td> </tr> <tr> <td>取得年月日</td> <td>平成5年5月31日</td> </tr> <tr> <td>価格</td> <td>243,000円</td> </tr> <tr> <td>設置場所等</td> <td>こども発達センター遊戯室</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">この左奥にトランポリンがあるとのことだが取り出せない</p>  <p>また、廊下や室内の壁際にはかなりの備品が置かれており危険な状況である。                  以下の廊下は非常時に避難経路となるが、非常時には机の上に積まれたカゴが廊下に散乱し、障害児が安全に避難できる状況ではないと考えられる。</p> <p>備品が1m以上の高さに積み上げられたこの廊下は、非常時に障害児の避難経路となる。</p>  <p>また、以下の教室は、窓際とコーナーにも細かい教材が詰め込まれたカゴや箱が積み重ねられており、震災時にはホワイトボードや棚が倒れて教材が散乱すると考えられ、障害児にとっては2方向からモノが降ってくるため危険である。</p> <p style="text-align: center;">この教室は震災時に2方向からモノが崩れてくる。</p>  <p>指定管理者によると、障害の特性に応じた多様な教材が必要であり、これらの教材や用具はすべて現在も使用しているとのことである。しかし、施設中の収納や壁、廊下に積まれた教材について、どこに何が保管されているかは片づけた本人しかわからず、仮にわかっても取り出すにも時間がかかり、結果として職員等の業務効率を悪くしている可能性がある。                  よって、区は、指定管理者に対し、各教室から避難口に通じる避難経路の安全性を確保し、収納の規模に合わせて教材や備品の整理や扉の付いた安全な収納を増やすよう指導する必要がある。</p>	備品番号	1113364	物品コード・品名	262010 トランポリン	規格	エアートランポリン3M <sup>2</sup> バシフィックサブライP230-3	取得年月日	平成5年5月31日	価格	243,000円	設置場所等	こども発達センター遊戯室	<p>今後、塩浜CoCo（こども発達センター）運営法人に対し、各教室から避難口に通じる避難経路の安全性を確保できる方法について検討するよう指導する。また、区としても必要経費について予算措置できるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
備品番号	1113364													
物品コード・品名	262010 トランポリン													
規格	エアートランポリン3M <sup>2</sup> バシフィックサブライP230-3													
取得年月日	平成5年5月31日													
価格	243,000円													
設置場所等	こども発達センター遊戯室													

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																
意見29	<p><b>○障害者福祉センターで利用実績の低いサービスの利用促進を指導し、実態を把握する必要性（P57）</b>                      ア) 利用実績の低いサービスについて                      障害者福祉センターには、通所自立支援部門の他に、地域生活支援部門があり、地域活動支援センター事業や相談事業等の6事業を行っているが、利用実績が低いかあるいは全くないサービスがある。</p> <p>地域活動支援センター事業等</p> <table border="1" data-bbox="280 260 853 443"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>内訳</th> <th>平成30年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅事業(団体利用)</td> <td>機能訓練室</td> <td>なし※1</td> </tr> <tr> <td>入浴サービス</td> <td>自力入浴</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能回復訓練</td> <td>児童発達相談</td> <td>計画60回 実績31回</td> </tr> <tr> <td>児童社会適応訓練</td> <td>計画24回 実績22回</td> </tr> <tr> <td>児童理学療法</td> <td>計画※2 実績10回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成30年度において、機能訓練室の使用が見込まれる団体は把握していないとのことである。※2 計画は成人の理学療法に含めている。</p> <p>高次脳機能障害支援促進事業</p> <table border="1" data-bbox="280 467 853 509"> <tbody> <tr> <td>専門相談</td> <td>延べ9回(計画は12回)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 児童の機能回復訓練について塩浜CoCoと扇橋CoCoでの周知の必要性                      計画を下回っている小学生から高校生までの児童に関する機能回復訓練は、同様の事業を塩浜CoCoや扇橋CoCoが小学校入学前の児童を対象として実施しているが、これらの施設は平成31年3月末時点には2施設で566名の児童が登録し、心理発達指導と言語療法だけで年間の実績は2,448件であった。児童発達相談の利用希望者は対応可能人数を大幅に上回っており、例えば塩浜CoCoでは2か月待ちの状態とのことである。このため、児童の機能回復訓練に対する需要は大きいと考える。従って区は、児童の機能回復訓練の認知度を高めることにより利用者を増やし、実績を増やすよう、指定管理者を指導する必要がある。                      塩浜CoCoや扇橋CoCoでは、児童が卒業する際に、小学校入学後は障害者福祉センターでも同様の事業を実施している旨を口頭で説明しているとのことであるが、障害者福祉センターの機能回復訓練は未就学児を対象としている塩浜CoCoや扇橋CoCoよりも予約がとりやすいことや、実施日等を書面で案内することにより周知を徹底することが望ましい。</p> <p>ウ) ホームページによる周知の必要性                      障害者福祉センターで実施している事業については、てびきに記載することにより周知を図っている。しかし、＜意見事項3＞てびきをホームページにアップロードする必要性にあるとおり、てびきは区のホームページで見ることができない。てびきは毎年度更新・配付されるものではない。区は障害者福祉センターのホームページにおいて、障害者福祉センターの地域活動支援センター事業や相談事業について以下の開示に留まっている。</p> <p>区ホームページでの周知内容</p> <table border="1" data-bbox="304 924 896 1018"> <tbody> <tr> <td>施設提供</td> <td>生活実習室、聴覚障害者室、視覚障害者室、会議室を提供します。</td> </tr> <tr> <td>相談事業</td> <td>自立のための生活相談などを行っています。</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター事業</td> <td>創作的活動・機能訓練・社会適応訓練・入浴サービスを行っています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者福祉センターホームページでの周知内容</p> <table border="1" data-bbox="304 1054 896 1262"> <tbody> <tr> <td>施設紹介</td> <td>地域生活支援事業及び通所自立支援事業、特定相談支援事業を実施しています。</td> </tr> <tr> <td>利用できる方</td> <td>身体、知的、精神、発達障害者(児)及び難病等政令で定める者(児)とその保護者、またはこれらの者で組織する団体及びボランティア</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>個人、団体を問わず無料 地域活動支援センター事業(訓練・講座など)、障害福祉サービス事業は有料。 (生活保護受給者、住民税非課税の方など一定の場合は免除)</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>訓練室・浴室：午前9時～午後5時 その他利用施設：午前9時～午後9時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらのホームページによると、障害者福祉センターがいつどのような事業を実施しているのか具体的にない。区が配付したてびきを利用者が紛失していたり、インターネットで障害福祉サービスを検索している利用者がある可能性も考慮して、ホームページによる周知を図ることが望ましい。</p> <p>エ) 事業の実施場所の稼働実績や需要を把握する必要性                      利用実績の少ないサービスについて、例えば児童の機能回復訓練や自力入浴について使用する設備は貸出専用の施設ではなく他の事業でも利用されている。このため、周知が不足している以外の要因として、貸出の余地が少ないから利用実績が低いのかどうかは明らかでない。このため、他の事業による稼働状況と貸出の余地が明らかにし、施設が有効利用されているかどうか確かめる必要がある。また、なぜこれらのサービスの利用の希望がないのかを調査し、利用条件を緩和すれば利用者が増えるのであれば、柔軟な対応をすることにより利用の拡大を図るよう指定管理者に求める必要がある。</p>	サービスの種類	内訳	平成30年度実績	在宅事業(団体利用)	機能訓練室	なし※1	入浴サービス	自力入浴	なし	機能回復訓練	児童発達相談	計画60回 実績31回	児童社会適応訓練	計画24回 実績22回	児童理学療法	計画※2 実績10回	専門相談	延べ9回(計画は12回)	施設提供	生活実習室、聴覚障害者室、視覚障害者室、会議室を提供します。	相談事業	自立のための生活相談などを行っています。	地域活動支援センター事業	創作的活動・機能訓練・社会適応訓練・入浴サービスを行っています。	施設紹介	地域生活支援事業及び通所自立支援事業、特定相談支援事業を実施しています。	利用できる方	身体、知的、精神、発達障害者(児)及び難病等政令で定める者(児)とその保護者、またはこれらの者で組織する団体及びボランティア	利用料	個人、団体を問わず無料 地域活動支援センター事業(訓練・講座など)、障害福祉サービス事業は有料。 (生活保護受給者、住民税非課税の方など一定の場合は免除)	開館時間	訓練室・浴室：午前9時～午後5時 その他利用施設：午前9時～午後9時30分	<p>障害者福祉センターで実施している事業について、一部サービスで利用率が低いものがあるため、指定管理者に対して事業の見直しを含めて改善を求めている。</p>
サービスの種類	内訳	平成30年度実績																																
在宅事業(団体利用)	機能訓練室	なし※1																																
入浴サービス	自力入浴	なし																																
機能回復訓練	児童発達相談	計画60回 実績31回																																
	児童社会適応訓練	計画24回 実績22回																																
	児童理学療法	計画※2 実績10回																																
専門相談	延べ9回(計画は12回)																																	
施設提供	生活実習室、聴覚障害者室、視覚障害者室、会議室を提供します。																																	
相談事業	自立のための生活相談などを行っています。																																	
地域活動支援センター事業	創作的活動・機能訓練・社会適応訓練・入浴サービスを行っています。																																	
施設紹介	地域生活支援事業及び通所自立支援事業、特定相談支援事業を実施しています。																																	
利用できる方	身体、知的、精神、発達障害者(児)及び難病等政令で定める者(児)とその保護者、またはこれらの者で組織する団体及びボランティア																																	
利用料	個人、団体を問わず無料 地域活動支援センター事業(訓練・講座など)、障害福祉サービス事業は有料。 (生活保護受給者、住民税非課税の方など一定の場合は免除)																																	
開館時間	訓練室・浴室：午前9時～午後5時 その他利用施設：午前9時～午後9時30分																																	

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																			
指摘5	<p><b>○自宅での入浴が困難な者への入浴サービスの機会を公平に確保する必要性（P59）</b></p> <p>区は、現在2台の機械入浴設備を保有しており、障害者福祉センターと亀戸福祉園に設置している。障害者福祉センターでは、地域活動支援センターⅡ型事業で、江東区障害者入浴サービス事業実施要綱に基づく機械入浴サービスを提供している。</p> <p>以下は、障害者福祉センターにおける機械式入浴設備の利用状況である。</p> <table border="1" data-bbox="297 260 887 379"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">登録者数(月平均)</td> <td>24.1人</td> <td>24.7人</td> <td>25.3人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用者数</td> <td>1日平均 ※</td> <td>4.0人</td> <td>4.0</td> <td>4.1人</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>980人</td> <td>996人</td> <td>1,005人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 休館日を除く火曜日から土曜日までの1年を246日で計算している。</p> <p>障害者福祉センターでの機械入浴は1日最大で6名程度と定められているが、実際には着替えや準備、後片付け等の時間を考慮するため最大で実質5名までしか対応できないとのことである。また、当日の体調不良や都合が悪くなった等の理由でキャンセルされることも多く、その結果1日あたり4～5名の利用となっているが実質的に満員である。また、障害者福祉センターによれば、機械入浴の利用に関する電話の問い合わせは多いとのことであった。江東区障害者入浴サービス事業実施要綱と同細則では機械入浴の利用者を日頃入浴の機会に恵まれない障害者としており、予約制で1人あたり週1回としている。</p> <p>一方で、亀戸福祉園では地域活動支援センターⅡ型事業を実施していないため、生活介護事業で、自宅での入浴が困難な通所者のうち希望する2、3人に対し1週間に1回又は2回程度、機械入浴設備を利用しているとのことである。また、機械式入浴設備が設置されているのは亀戸福祉園のみであるが、他の施設から機械式入浴設備の設置を求める要望は把握していないとのことである。</p> <p>亀戸福祉園に設置されている機械入浴設備は、平成28年度4月より亀戸福祉園に統合された、まつのみ作業所から引きついだものであり、当時の江東区まつのみ作業所運営要綱では生活介護において入浴サービスを提供することが明示されていたためとのことである。まつのみ作業所が亀戸福祉園に統合されたことにより支援サービスが低下しないように、該当する通所者に限り入浴サービスを継続している。この入浴サービスについては基本協定書等には記載されていないが、区と指定管理者とで調整を行い、区がその経費を負担している。</p> <p>しかしながら、区の入浴サービス事業による機械入浴を利用する者は、日頃入浴の機会に恵まれない者であり、1週間に1回しか入浴の機会がないのに対し、亀戸福祉園に通所する者は施設内で機械入浴を週2回利用することができ、更に亀戸福祉園での機械入浴は区の入浴サービス事業による機械入浴ではないことから、江東区障害者入浴サービス事業実施要綱に基づく機械入浴サービスも併せて申し込むことが可能となり、公平とはいえない。このため、自宅での入浴が困難な者への入浴サービスの機会を公平に確保する必要がある。</p> <p>なお、亀戸福祉園の機械設備を一部の通所者のみで使用することが公平性を欠くが、機械入浴設備を設置した以上は有効活用のために一人でも多くの者が利用できるように、亀戸福祉園においても地域活動支援センターⅡ型事業の指定を受け、入浴サービスを提供して区の機械入浴サービスを拡充することも一つの方法である。また、区は現在、当該機械入浴設備のメーカーの修理可能期間が経過後には設備を更新せずに機械入浴サービスを終了することを検討しているとのことである。そうであれば、公平性を害する状況は設備が撤去されるまでの一時的なものであることを明確にし、利用者に対しその旨を伝える必要がある。また、当該機械入浴サービスに係る水道料金やメンテナンス費用などの経費は区が負担しているものであるから、基本協定書等や覚書等において例外的に機械入浴サービスを提供することについて指定管理業務に含めておく必要がある。</p>	区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	登録者数(月平均)		24.1人	24.7人	25.3人	利用者数	1日平均 ※	4.0人	4.0	4.1人	年間	980人	996人	1,005人	<p>亀戸福祉園に設置されている機械式入浴設備は、亀戸福祉園別館（旧まつのみ作業所）の利用者が定期的にご利用している。同施設で実施をしている入浴サービスは、生活介護事業（障害福祉サービス）で認められているサービスであり、同施設以外に障害者を利用させることは、法令上および設置場所の物理的な理由等により困難である。今後、亀戸福祉園の入浴サービスのあり方について検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度																	
登録者数(月平均)		24.1人	24.7人	25.3人																	
利用者数	1日平均 ※	4.0人	4.0	4.1人																	
	年間	980人	996人	1,005人																	
意見30	<p><b>○入浴サービスの併用の管理のあり方を定める必要性（P60）</b></p> <p>障害者総合支援法におけるサービスは、障害福祉サービスと市区町村による地域生活支援事業の大きく2つに分かれる、江東区障害者入浴サービス事業実施要綱に基づく機械入浴サービスは、地域生活支援事業に該当するが、この他に障害福祉サービスの介護給付では、居宅介護、重度訪問介護・生活介護の中で入浴介護を受けることができる。</p> <p>江東区障害者入浴サービス事業実施要綱に基づく機械入浴は、利用者の自己負担のないサービスであり、日頃入浴の機会に恵まれない障害者の利用に限定していることから、利用申請時には現場で他の入浴サービスの利用状況を確認しているとのことであるが、その証跡がなく、どのように確認しているのか、分からなかった。このため、江東区障害者入浴サービス事業実施要綱に基づく機械入浴サービスの利用申請があったときには、障害福祉サービスによる入浴介護の受給状況を確認し、その証跡を残しておく必要がある。</p> <p>他の自治体では、入浴サービスの支給決定を行う際は、他の手段によっても「入浴の機会」が得られないことを原則とし、例えば障害福祉サービスの日中活動系のサービスで入浴を利用している場合は例外として併用を可能とし、その回数を勘案した上で支給を決定する制度を設けている場合もあるため、参考にされたい。</p>	<p>今後、指定管理者に利用申請があったときには、障害福祉サービス等により入浴機会があるか確認し記録することを求めている。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																			

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																										
意見31	<p><b>○リバーハウス東砂での緊急一時保護の例外的な扱いを明確にする必要性（P61）</b></p> <p>リバーハウス東砂では、障害者総合支援法による短期入所と区独自の緊急一時保護事業を実施している。両事業はともに、介護者が緊急又は一時的な理由により障害者の介護が困難となった場合、障害者を預かるサービスである。平成30年度の短期入所と緊急一時保護事業の利用率は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="219 263 1014 347"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期入所</td> <td>75.5</td> <td>75.2</td> <td>97.7</td> <td>87.0</td> <td>104.3</td> <td>78.8</td> <td>75.2</td> <td>108.8</td> <td>88.1</td> <td>101.0</td> <td>104.7</td> <td>127.9</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護</td> <td>20.0</td> <td>12.9</td> <td>56.6</td> <td>50.9</td> <td>9.6</td> <td>11.6</td> <td>6.4</td> <td>20.0</td> <td>0.0</td> <td>4.8</td> <td>51.7</td> <td>25.8</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>短期入所の平均利用率は90%を超えて非常に高く、8月、11月、1月から3月までは100%を超えている。これに対し、緊急一時保護事業の平均利用率は21.0%と著しく低いが、月によってばらつきがあり、6月、7月、2月は50%を超えたが、8月と10月、1月は10%未満であり、12月には利用がなかった。</p> <p>リバーハウス東砂は短期入所と緊急一時保護事業を併設しているが、短期入所の利用が可能なのは緊急一時保護事業を利用できないルールとなっていることから、例えば短期入所の利用率が100.0%を超えている8月と1月については、短期入所の部屋が満室のため利用できない障害者がいる一方で、緊急一時保護事業の部屋の利用率が10%に満たず空室がある状態となる。</p> <p>このため、一旦短期入所の支給手続をするとそれ以降、介護者に緊急事態が発生した場合、緊急一時保護の部屋が空いていても、短期入所の部屋が満室であれば、障害者を預けることができなくなるため、短期入所の支給手続を躊躇する者がいることも考えられる。</p> <p>これについて、リバーハウス東砂では、実際の運用にあたり、短期入所の部屋が満室の場合に、更なる短期入所の申し込みがあった場合には、短期入所を必要とする理由を確かめ、やむを得ない理由がある場合には、緊急一時保護事業として受け入れることがあるとのことである。</p> <p>区は、リバーハウス東砂において、短期入所の部屋が満室の場合のやむを得ない理由があれば緊急一時保護事業を利用できる例外的な取り扱いについて明確に定め、障害者が安心して短期入所のサービスを利用できるようにする必要がある。</p>	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	短期入所	75.5	75.2	97.7	87.0	104.3	78.8	75.2	108.8	88.1	101.0	104.7	127.9	93.6	緊急一時保護	20.0	12.9	56.6	50.9	9.6	11.6	6.4	20.0	0.0	4.8	51.7	25.8	21.0	<p>ご指摘のリバーハウス東砂での緊急一時保護の例外的な扱いについては、個別の状況を丁寧に確認し、やむを得ないと判断できる場合には、受け入れを行っており、利用者の立場に立って柔軟に運用している。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均																															
短期入所	75.5	75.2	97.7	87.0	104.3	78.8	75.2	108.8	88.1	101.0	104.7	127.9	93.6																															
緊急一時保護	20.0	12.9	56.6	50.9	9.6	11.6	6.4	20.0	0.0	4.8	51.7	25.8	21.0																															
意見32	<p><b>○リバーハウス東砂の施設スペースの効率的な利用の必要性（P62）</b></p> <p>リバーハウス東砂は東砂福祉プラザの4階のすべてと1階の一部のスペースを利用しており、4階では共同生活援助と短期入所を、1階では緊急一時保護を実施している。また3事業を実施しているため、事務室と浴室も事業ごとに三つずつ設けている。</p> <p>リバーハウス東砂は、常勤職員が5名、非常勤職員（アルバイト職員）からなる小さな所帯であり、何らかの業務を兼任していることが多く、平成30年度は欠員も生じているため、1階と4階の離れたフロアで事業を行うのは効率的ではない。また、医療的ケアが必要な利用者が緊急一時保護を利用した場合は1階に看護師が常駐することとなっているが、そうでない場合は当直の職員は4階におり、利用者からの呼び出しがあった場合や見回りのため一晩で何度も4階と1階を往復することになり、その負担はより大きくなる。</p> <p>また、4階はグループホームで7名が生活していることから短期入所の利用者にとっても安心であるが、1階の緊急一時保護については、利用者は緊急に保護されているため使い慣れた施設ではなく、また1階に自分の他には誰も寝泊まりしていないことから、人の気配のない中、たった一人で過ごすことになり、利用者や利用者を預ける介護者を不安にさせることになり、好ましい状況とは言えない。</p> <p>職員の作業効率向上と利用者の安全・安心の確保のためにも、緊急一時保護事業の個室を他の利用者のいる4階か隣接階である3階に移転させることを検討することが望ましい。</p>	<p>緊急一時保護事業の個室の移転については、建物の構造上困難である。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																																										

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要												
意見33	<p><b>○医療的ケアが必要な者の緊急一時保護の見直しの必要性（P62）</b></p> <p>リバーハウス東砂で実施する緊急一時保護事業では、医療的ケアが必要な者も利用できることになっている。しかし、平成30年度の利用実績はなく、所管課の説明によると、過去に1件あったのみとのことである。医療的ケアが必要な者を受け入れるために平成23年8月に購入した医療機器、超音波式ネブライザーとポータブル電動吸引器は少なくとも令和元年9月20日現在まで8年間は利用実績がなく、購入後に開封したのみで、備品シールも貼付されていなかった。</p> <p>また、令和元年9月20日現在、利用申請者が1名おり、現在手続中とのことであったが、看護師派遣など運用が煩雑で、利用できるまでに2か月以上かかるとのことである。しかし、リバーハウス東砂の利用案内によると、医療的ケアが必要な者の緊急一時保護の利用方法は次のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="271 336 882 695"> <tr> <td>申請可能期間</td> <td>利用日の3か月前から5日前の正午まで (土曜日、日曜日、祝日、年末及び年始を除く)</td> </tr> <tr> <td>対象となる医療的ケア</td> <td>○治療を目的とするものでないこと ○経管栄養、吸引、導尿、与薬の管理等、障害に伴い日常的に必要な生活介護をも公的とした、主治医の指示のもとに行う行為</td> </tr> <tr> <td>利用条件</td> <td>主たる介護者が以下の事由が生じ、他に介護する者がいない場合。 ○疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ○入学式、運動会その他学校行事への参加 ○近親者(三親等内の親族)の冠婚葬祭への出席 ○こどもの健診、予防接種等の付添い ○通常の勤務日ではない特別な事由による休業日の仕事</td> </tr> <tr> <td>提出書類</td> <td>申請中に案内状など理由を証明する書類が必要</td> </tr> <tr> <td>初めて利用する場合</td> <td>医療的ケア実施登録カードの申請 (記入内容に変更が生じた場合も申請が必要)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>宿泊を伴わない日中のみの利用の場合は1日利用扱いとなる</td> </tr> </table> <p>上記によると、申請可能期間は、利用日の3か月前から5日前の正午までであるが、利用するまでに2か月以上要するため、実際に利用を希望する場合は、2か月以上先の予定を確定し、その日に他に利用条件に該当する事由が生じたことを証明するものを申請書と一緒に提出する必要がある。しかし、2か月以上前に確定する予定は緊急とは言えないため、実質的に緊急の利用で使用することはできない。例えば、葬儀や四十九日の法要に出席したい場合は、2か月以上前に葬儀、法要を予定してその案内や訃報を作成又は入手する必要がある。また、2か月以上前に予測できる入院としては予定どおりに出産する場合の入院が考えられるが、利用日数が1回あたり2泊3日以内であるため、介護者は予定どおりに2泊3日以内に退院するか他の介護者を見つける必要がある。しかし、いずれもあまり現実的ではないため、長い間利用実績がなかったものと考えられる。なお、緊急一時保護を行っている他区では、医療的ケアが必要な者の利用はできないとしている場合が多い。</p> <p>区は、医療的ケアが必要な者の緊急一時保護のあり方について、見直しをする必要がある。例えば、初めて利用する者は2か月以上前に申請が必要であることを周知し、利用日が確定していなくても、ある程度目途が付いた時点で申請をして準備をし、日程が確定次第その利用日を確定することが考えられる。また、2回目以降の利用についても、事前に看護師との面談が必要であることを踏まえて、実際には利用日の何日前に申請する必要があるのか、5日前の申請で間に合うのかどうか、看護師派遣事業者と協議の上で、見直しをする必要がある。また、利用の申請があっても現実的に対応が困難なのであれば、例えば港区のように医療的ケアが必要な者の緊急一時保護は行わないこととするのも一つの方法である。</p>	申請可能期間	利用日の3か月前から5日前の正午まで (土曜日、日曜日、祝日、年末及び年始を除く)	対象となる医療的ケア	○治療を目的とするものでないこと ○経管栄養、吸引、導尿、与薬の管理等、障害に伴い日常的に必要な生活介護をも公的とした、主治医の指示のもとに行う行為	利用条件	主たる介護者が以下の事由が生じ、他に介護する者がいない場合。 ○疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ○入学式、運動会その他学校行事への参加 ○近親者(三親等内の親族)の冠婚葬祭への出席 ○こどもの健診、予防接種等の付添い ○通常の勤務日ではない特別な事由による休業日の仕事	提出書類	申請中に案内状など理由を証明する書類が必要	初めて利用する場合	医療的ケア実施登録カードの申請 (記入内容に変更が生じた場合も申請が必要)	その他	宿泊を伴わない日中のみの利用の場合は1日利用扱いとなる	<p>リバーハウス東砂での医療的ケアが必要な者の緊急一時保護については、これまで申請期間を理由に利用を断念された方はおらず、今後も利用申請があった場合には個別の状況を把握し、指定管理者及び看護師派遣業者と協議を行い、適切に対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
申請可能期間	利用日の3か月前から5日前の正午まで (土曜日、日曜日、祝日、年末及び年始を除く)													
対象となる医療的ケア	○治療を目的とするものでないこと ○経管栄養、吸引、導尿、与薬の管理等、障害に伴い日常的に必要な生活介護をも公的とした、主治医の指示のもとに行う行為													
利用条件	主たる介護者が以下の事由が生じ、他に介護する者がいない場合。 ○疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ○入学式、運動会その他学校行事への参加 ○近親者(三親等内の親族)の冠婚葬祭への出席 ○こどもの健診、予防接種等の付添い ○通常の勤務日ではない特別な事由による休業日の仕事													
提出書類	申請中に案内状など理由を証明する書類が必要													
初めて利用する場合	医療的ケア実施登録カードの申請 (記入内容に変更が生じた場合も申請が必要)													
その他	宿泊を伴わない日中のみの利用の場合は1日利用扱いとなる													
意見34	<p><b>○家族会の要望を受けた新長期計画について利用者の理解を求める必要性（P69）</b></p> <p>(1) 概要 ⑥家族会の要望に対する区及び指定管理者の対応状況にあるように、指定管理者制度導入にあたり区は家族会からの要望を受け、ポイント3の施設の大規模改修については、令和2年度から始まる区の新長期計画で大規模改修の計画化を検討していると回答している。</p> <p>塩浜福祉園の指定管理者制度の運用を所管する障害者施策課では、新長期計画の策定にあたり、令和元年12月現在、塩浜福祉園の大規模改修を当該計画に盛り込むことを要望している。一方で公共施設は多岐にわたっており、施設の整備や改築、大規模改修については、多額の経費が必要となることから、財政負担等を考慮した上で、総合的に区全体として調整の上、各施設の実施年度を決定している。したがって、新長期計画に塩浜福祉園の大規模改修が盛り込まれたとしても、具体的な工事内容は大規模改修の設計年度に決まるため、工事内容について利用者の全ての要求に応じることを約束するものではない。したがって、区として塩浜福祉園の大規模改修の必要性を十分に認識していることや他にも大規模改修を必要としている施設があることについて利用者の理解を深め、小破修繕等により少しでも老朽化を遅らせるための最善の措置をとることが望まれる。</p>	<p>塩浜福祉園の大規模改修の必要性や他にも大規模改修を必要としている施設があることについて利用者の理解を深め、小破修繕等によりできるだけ老朽化を遅らせるための最善の措置をとっていく。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>												

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																														
意見35	<p><b>〇家族会等への十分な説明と意見の反映の必要性（P69）</b></p> <p>ア) 家族会等への十分な説明について 平成29年6月から8月にかけて、区が利用者家族個別説明会で実施した指定管理制度導入の賛否の調査結果は、同年9月開催の家族会で公表されたが、家族会が行ったアンケート結果とは異なる旨の発言がなされていると家族会の議事録に記載されている。区は50%の利用者の家族が賛成であったとしたが、家族会の調査では賛成が27%と大きな差異があり、家族会から説明会での数値の取り扱いには気を付けて欲しい旨の苦言を呈されている。区はこれに対して、当時の園長と係長級の職員が同席の上で調査を行っており、賛否の区分けの判断は区の責任で行っていると回答している。</p> <table border="1" data-bbox="181 304 656 395"> <caption>区の実施結果 指定管理制度導入の賛否の調査結果</caption> <thead> <tr> <th>ア：賛成又はどちらかと言うと賛成(やむを得ないを含む)</th> <th>14世帯</th> <th>50.0%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ：どちらとも言えない</td> <td>5世帯</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>ウ：反対又はどちらかと言うと反対</td> <td>9世帯</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28世帯</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="674 304 1149 448"> <caption>家族会の実施結果 指定管理制度導入の賛否の調査結果</caption> <thead> <tr> <th>ア：賛成</th> <th>0名</th> <th>0.0%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ：賛成ではないが決まったことだとあきらめる</td> <td>6名</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>ウ：結論を急がずに他区が直営施設から指定管理に移った施設の良いところを比較して考えたい。もしくは考えて欲しい。</td> <td>5名</td> <td>22.7%</td> </tr> <tr> <td>エ：反対</td> <td>9名</td> <td>40.9%</td> </tr> <tr> <td>オ：その他</td> <td>2名</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22名</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>区と家族会の回答結果を比較すると、区は28世帯から回答を得ているが、家族会は22名からの回答に留まっている。従って、区へ調査に回答したものの家族会のアンケートには回答をしなかった6名又は6世帯の意向が、区と家族会の調査結果の差異に影響を与えた可能性がある点も説明する必要があったと考える。</p> <p>イ) 家族会等の意見の募集要項への反映について また、(1)概要 ⑤家族会の要望に対する区及び指定管理者の対応状況にある区の回答について、区は指定管理者の募集要項に盛り込み、直営による塩浜福祉園の体制や実施した支援サービス等を開示した。区は塩浜福祉園の体制について、当面の間、家族会に直営の利用者数及び障害の程度に対応した支援員数を基準として維持すると回答している。募集要項では、現行体制と同等以上を確保し、効率的・効果的な配置による提案を行うことを求めている。指定管理者制度の導入にあたり利用者を与える影響を抑えるためには、当面の間は現状維持が第一であることを明確にする必要があったと考える。 支援サービスについても、募集要項では、上乗せ事業や自主事業について対案がある場合はその記載を求めているが、新たな支援サービスは移行による利用者の状況が落ち着いた時に、利用者家族と相談して実施すると家族会に対して説明しているものであるから、その旨を記載する必要があったと考える。</p> <p>ウ) 募集要項、家族会等の意見の第2次審査の着眼点の取り込みについて 区では、家族会の意見を指定管理者の選定に反映させるため、指定管理者選定の第2次審査にあたり、審査の着眼点をまとめ、評価委員に配付している。当該配付資料の抜粋をP71に掲載している。</p> <p>この着眼点は、2次審査の指定管理者候補者のプレゼンテーションでどのような観点から審査をし、質問等をするのか参考するために配布したものとのものであり、家族会の意見やそれに対する区の回答が反映されている部分が見当たらなかった。 本来であれば、「9 支援内容について」にあるような【ポイント】を各項目につけ、家族会が求めていた内容や区の家族会に回答した内容を記載することが適切であった。 例えば「3 看護師の確保」には、どのような回答が高評価となるのかは記載されていない。家族会の議事録によると医療的ケアについて質問がなされており、家族会の要求や直営はどうであったのかを【ポイント】として記載し、現状維持が高得点になるよう配慮をする必要があった。また、「7 あらたな事業展開は現実的か」とあるが、これは、指定管理者にあらたな事業展開を期待していることが前提となる。区は、家族会に対して平成30年度に直営で行った支援サービスを維持し、新たな支援サービスは移行による利用者の状況が落ち着いた時に利用者家族と相談して実施する旨の回答をしているのであるから、その旨を【ポイント】とする必要があったと考えられる。 なお、家族会に対して指定管理者制度導入のポイントの一つに専門性の高い職員による支援力の向上を挙げ、募集要項に添付された仕様書の執行体制には、13ある役職のうち過半数にあたる7の役職について「資格要件あり」としている。また、外部有識者から、職員配置については資格要件の設定や経験年数を要する職員を配置しよう定めていることは妥当である旨の意見書を入手している。しかし、「2 塩浜福祉園の職員配置の考え方」では職員の専門性や資格について、公募要件には設定なしとしており、家族会への説明や募集要項、外部有識者の意見書と異なる。</p> <p>エ) 監査の意見 障害者の支援にあたり、制度の変更は、それ自体がより望ましい変更であっても、利用者にとっては重大な環境変化であることには変わりない。包括外部監査の実施にあたり塩浜福祉園を視察したのは、引き継ぎ期間の5か月と制度の導入から6か月が経過した後であり、直営の時代に比して職員数が増え、その多くが経験豊富であったが、それでも環境変化の影響を受けている利用者があるとのことであった。 このため、制度や事業者の変更など、利用者の環境変化をもたらす事由が発生した場合には、変更することのメリットだけではなく、変更しないことのデメリットや現状を変更せざるを得ない事情がある場合にはその旨についても説明を行い、利用者及びその家族の十分な理解を得る必要がある。また、利用者が家族から特別の要望があった場合には、要望の制度への反映の可否について誠実に検討し、検討結果を明らかにし、制度に反映する場合はその関係を明確にしておく必要がある。また、制度への反映が困難であると判断した場合はその旨と理由について、利用者の理解を得るよう努める必要がある。</p>	ア：賛成又はどちらかと言うと賛成(やむを得ないを含む)	14世帯	50.0%	イ：どちらとも言えない	5世帯	17.9%	ウ：反対又はどちらかと言うと反対	9世帯	32.1%	計	28世帯	100.0%	ア：賛成	0名	0.0%	イ：賛成ではないが決まったことだとあきらめる	6名	27.3%	ウ：結論を急がずに他区が直営施設から指定管理に移った施設の良いところを比較して考えたい。もしくは考えて欲しい。	5名	22.7%	エ：反対	9名	40.9%	オ：その他	2名	9.0%	計	22名	100.0%	<p>制度や事業者の変更等がある場合は、利用者及び家族に丁寧に説明し、理解を得られるよう引き続き努めている。</p>
ア：賛成又はどちらかと言うと賛成(やむを得ないを含む)	14世帯	50.0%																														
イ：どちらとも言えない	5世帯	17.9%																														
ウ：反対又はどちらかと言うと反対	9世帯	32.1%																														
計	28世帯	100.0%																														
ア：賛成	0名	0.0%																														
イ：賛成ではないが決まったことだとあきらめる	6名	27.3%																														
ウ：結論を急がずに他区が直営施設から指定管理に移った施設の良いところを比較して考えたい。もしくは考えて欲しい。	5名	22.7%																														
エ：反対	9名	40.9%																														
オ：その他	2名	9.0%																														
計	22名	100.0%																														

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要												
意見36	<p><b>○補助金の審査にあたり、補助事業を実施したかどうかを確かめる必要性（P79）</b>                      江東区補助金等交付事務規則第3条では、補助事業を行うものは法令及び補助金等の交付の目的に従い、誠実に補助事業等を行うように努めなければならないとしている。また、同規則第15条によると、補助事業等が完了した時、補助事業者は実績報告書において補助事業等の成果を報告する必要がある。同規則第16条では、区は補助金の確定にあたり、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要があるとしている。</p> <p>一方で、以下の補助事業では、補助金の支払い事務に必要な書類を提出すれば補助金が交付されることになっている。</p> <table border="1" data-bbox="309 320 869 683"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>事業の内容</th> <th>実績報告書の添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営助成事業</td> <td>○生活介護 ○就労移行支援 ○就労継続支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス</td> <td>開所日数・利用者数・在籍者数の一覧表（「行事の実績」は12個程度まで箇条書き可能） 収支内訳書 金融機関の振込書類等会計書類</td> </tr> <tr> <td>障害者日中活動系サービス推進事業</td> <td>○生活介護 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援</td> <td>補助金の計算方法 在籍者名簿 雇用契約書・職員の出勤簿・シフト表 出張報告書 サービス終了後の支援実施状況</td> </tr> <tr> <td>精神障害者地域活動支援センター事業</td> <td>○相談支援事業 ○創作的活動、生産活動の機会の提供 ○専門職員による連携強化のための調整、ボランティアの育成、普及啓発 ○住宅入居等支援事業</td> <td>補助金の計算方法 在籍者名簿 利用者数 登録者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>現状の補助金の実績報告書とその添付資料は、補助事業を実施したかの報告ではなく、補助金の交付事務に必要な書類となっている。このため、これらの補助金について、補助事業がどのように実施されたかどうかを確かめることができなかった。</p> <p>補助金の審査は、利用者に対しどのような内容の補助事業を実施したかを審査するものである。確かに職員や利用者が存在しなければ補助事業は実施のしようがないが、職員が雇用契約の内容や出勤状況、利用者や出席人数を提出しても補助事業を実施したことを証明することにはならない。</p> <p>補助金の実績報告にあたっては、具体的にどのような事業を実施したのかの報告を求め、また事業を実施していることを示す写真等の提出を求める必要がある。なお、東京都港区のように、要綱において事業を実施している写真の提出を明確にしている例もあるため、参考にされたい。</p>	補助事業名	事業の内容	実績報告書の添付書類	障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営助成事業	○生活介護 ○就労移行支援 ○就労継続支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	開所日数・利用者数・在籍者数の一覧表（「行事の実績」は12個程度まで箇条書き可能） 収支内訳書 金融機関の振込書類等会計書類	障害者日中活動系サービス推進事業	○生活介護 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援	補助金の計算方法 在籍者名簿 雇用契約書・職員の出勤簿・シフト表 出張報告書 サービス終了後の支援実施状況	精神障害者地域活動支援センター事業	○相談支援事業 ○創作的活動、生産活動の機会の提供 ○専門職員による連携強化のための調整、ボランティアの育成、普及啓発 ○住宅入居等支援事業	補助金の計算方法 在籍者名簿 利用者数 登録者数	<p>今後、補助金の実績報告にあたっては、具体的にどのような事業を実施したのかを示す写真等の提出を求めるか検討をする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
補助事業名	事業の内容	実績報告書の添付書類												
障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営助成事業	○生活介護 ○就労移行支援 ○就労継続支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	開所日数・利用者数・在籍者数の一覧表（「行事の実績」は12個程度まで箇条書き可能） 収支内訳書 金融機関の振込書類等会計書類												
障害者日中活動系サービス推進事業	○生活介護 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援	補助金の計算方法 在籍者名簿 雇用契約書・職員の出勤簿・シフト表 出張報告書 サービス終了後の支援実施状況												
精神障害者地域活動支援センター事業	○相談支援事業 ○創作的活動、生産活動の機会の提供 ○専門職員による連携強化のための調整、ボランティアの育成、普及啓発 ○住宅入居等支援事業	補助金の計算方法 在籍者名簿 利用者数 登録者数												

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																								
指摘6	<p><b>○江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金の利用日数に信憑性をもたせる必要性(P80)</b>                      江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金は、補助対象となる利用者の利用日数と出席率で補助金が決まる。区が施設から報告を受けた5施設の利用状況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="277 221 869 502"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設A</th> <th>施設B</th> <th>施設C、E※1</th> <th>施設D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数 a ※2</td> <td>52(4.3)人</td> <td>60(5.0)人</td> <td>12(1.0)人</td> <td>52(4.3)人</td> </tr> <tr> <td>利用者数 b ※2</td> <td>50(4.2)人</td> <td>60(5.0)人</td> <td>12(1.0)人</td> <td>33(2.8)人</td> </tr> <tr> <td>利用延べ日数 c</td> <td>261日</td> <td>921日</td> <td>107日</td> <td>165日</td> </tr> <tr> <td>毎月平均利用日数 d=c/b</td> <td>5.2日</td> <td>15.4日</td> <td>8.9日</td> <td>5.0日</td> </tr> <tr> <td>超重症者(児)数</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>準超重症者(児)数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>補助金額 d</td> <td>3,289千円</td> <td>11,617千円</td> <td>1,338千円</td> <td>2,077千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施設Cと施設Eは同一の利用者であるため合算した。                      ※2 ( )内は毎月の平均利用者数である。なお、利用者や登録者は、超重症者(児)と準超重症者(児)の他には重症者(児)が含まれる。</p> <p>毎月の一人あたりの平均利用日数が10日未満の施設が4施設、15日以上施設が1施設と大きな乖離が見られる。平均利用日数が10日未満の施設ではほぼ毎月のように利用者が欠席をしたり予定を変更して出席する等をしている。一方で、平均利用者の15.4日の施設Bでは超重度の利用者がいるにも関わらず1年のうち5か月間は全員が予定を変更することなく、皆勤であった。また他に少なくとも2か月は休園日に出席している日があり、多くの場合5人全員が予定どおりとして出席している。このため、施設Bについては、利用者の出席状況を正しく区に報告しているのかどうか、疑問がある。したがって、区は施設Bについて、江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱第11条に定められている実地調査を行い、利用者の出席状況を確認する必要がある。仮に休園日に利用者が出席する場合は、その旨の報告をすることにより、利用者の出席状況の報告書に信頼性を持たせる必要がある。</p>		施設A	施設B	施設C、E※1	施設D	登録者数 a ※2	52(4.3)人	60(5.0)人	12(1.0)人	52(4.3)人	利用者数 b ※2	50(4.2)人	60(5.0)人	12(1.0)人	33(2.8)人	利用延べ日数 c	261日	921日	107日	165日	毎月平均利用日数 d=c/b	5.2日	15.4日	8.9日	5.0日	超重症者(児)数	4人	1人	0人	2人	準超重症者(児)数	1人	2人	1人	1人	補助金額 d	3,289千円	11,617千円	1,338千円	2,077千円	<p>今後、江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱に基づき対象施設から請求書が提出され審査を行う際は、提出書類により利用者の出席状況を確認、休園日に利用者が出席しているなど不審な点があった場合には、速やかに対象施設に対して実地調査をするなど、施設から提出された報告書に信頼性を持たせる方法を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
	施設A	施設B	施設C、E※1	施設D																																						
登録者数 a ※2	52(4.3)人	60(5.0)人	12(1.0)人	52(4.3)人																																						
利用者数 b ※2	50(4.2)人	60(5.0)人	12(1.0)人	33(2.8)人																																						
利用延べ日数 c	261日	921日	107日	165日																																						
毎月平均利用日数 d=c/b	5.2日	15.4日	8.9日	5.0日																																						
超重症者(児)数	4人	1人	0人	2人																																						
準超重症者(児)数	1人	2人	1人	1人																																						
補助金額 d	3,289千円	11,617千円	1,338千円	2,077千円																																						
意見37	<p><b>○江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱を実態に合わせて整理する必要性(P81)</b>                      江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱によると、当該補助金の金額は、基準日額単価から標準日額単価を控除した額に出席率係数と重症心身障害児(者)利用日数を乗じて計算される。この出席率係数は、実際の利用日数を利用予定日数で除した出席率をもとに、要綱に定めた以下の出席率係数を用いとされている。</p> <p>出席率=実際の利用日数/利用予定日数                      出席率係数=出席率をもとに区分した以下の出席率係数</p> <table border="1" data-bbox="259 952 631 1161"> <thead> <tr> <th>出席率</th> <th>出席率係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75.1%以上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>70.1%~75.0%</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>65.1%~70.0%</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>60.1%~65.0%</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>55.1%~60.0%</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>55.0%以下</td> <td>2.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>監査にあたり、この方法により出席率と当該出席率係数を用いて補助金の再計算を行ったところ、区の計算とは異なる結果となった。この出席率と出席係数は、都が都の要綱等により定めているものであり、出席率は過去5年間の平均値となっており、都が各施設の出席率係数を毎年度計算した通知しており、区では通知を受けた出席率係数を使用しているとのことであった。                      このため、区は、江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱の補助金の計算方法について、都の要綱等との整合性をとるよう、見直しする必要がある。</p>	出席率	出席率係数	75.1%以上	1.0	70.1%~75.0%	1.4	65.1%~70.0%	1.50	60.1%~65.0%	1.70	55.1%~60.0%	1.80	55.0%以下	2.00	<p>今後、江東区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱の補助金の計算方法について、都の要綱等との整合性をとるよう、見直しを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																										
出席率	出席率係数																																									
75.1%以上	1.0																																									
70.1%~75.0%	1.4																																									
65.1%~70.0%	1.50																																									
60.1%~65.0%	1.70																																									
55.1%~60.0%	1.80																																									
55.0%以下	2.00																																									

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																										
意見38	<p><b>○江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱をわかりやすく整理する必要性（P81）</b></p> <p>1）～2）省略（P81～P83参照）</p> <p>3）第三者評価の受審施設が提出している資料の概要</p> <p>平成30年度に江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金の交付を受けた全30施設が3年に1度、第三者評価を受審し、第三者評価を受審している場合の基本補助している。同要綱第5条によると、これらの施設は補助金の申請時により改善報告書の提出が必要となっているが、基本補助のみを申請するほとんどの施設は改善報告書を提出していない。また、基本補助と受審経費の補助を申請する施設は、補助金の申請時と実績報告時に受審経費に関する資料の提出が不要であるが、要綱第5条の区長が必要と認める書類として、メニュー加算の補助をする施設の提出書類に準じた書類の提出をしている。</p> <p>要綱において提出が求められている添付資料と、実際に施設が提出している添付資料を比較はすると以下のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="203 363 622 528"> <thead> <tr> <th>申請パターン</th> <th>該当数</th> <th>要綱で求められている資料</th> <th>施設が提出した資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">申請時の提出資料</td> <td>基本補助のみ</td> <td>8施設</td> <td>改善報告書</td> <td>なし(8施設)</td> </tr> <tr> <td>基本補助と受審経費</td> <td>2施設</td> <td>改善報告書</td> <td>見積書(2施設)</td> </tr> <tr> <td>基本補助とメニュー加算※1</td> <td>14施設</td> <td>メニュー表 実施状況表 前年度末までの状況を記載した改善報告書</td> <td>メニュー表(14施設) 実施状況表(14施設) 前年度末までの状況を記載した改善報告書(14施設)</td> </tr> <tr> <td>基本補助、メニュー加算※1、受審経費</td> <td>6施設</td> <td>改善報告書 メニュー表 実施状況表 受審予定年月日が記載された評価機関からの通知書等</td> <td>メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 見積書(6施設)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="674 363 1093 592"> <thead> <tr> <th>申請パターン</th> <th>該当数</th> <th>要綱で求められている資料</th> <th>施設が提出した資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">実績報告時の提出資料</td> <td>基本補助のみ</td> <td>10施設</td> <td>なし</td> <td>なし(9施設) 改善報告書(1施設)</td> </tr> <tr> <td>基本補助と受審経費</td> <td>2施設</td> <td>なし</td> <td>実施状況表(1施設) 改善報告書(2施設※2)</td> </tr> <tr> <td>基本補助とメニュー加算※1</td> <td>12施設</td> <td>該当年度末時点の状況を追記した改善報告書</td> <td>第三者評価報告書(2施設) 領収書(2施設) メニュー表(12施設) 実施状況表(12施設) 該当年度末時点の状況を追記した改善報告書(12施設)</td> </tr> <tr> <td>基本補助、メニュー加算※1、受審経費</td> <td>6施設</td> <td>現状分析と改善計画を記載した改善報告書 第三者評価報告書</td> <td>メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 現状分析と改善計画を記載した改善報告書(6施設) 第三者評価報告書(6施設) 領収書(6施設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 実施状況表には添付資料として、実施したこと(すること)が確認できる書類(契約書等)と改善計画実施状況報告が列挙されているが、それがどのようなものであるか明確でないため、ここでは省略する。</p> <p>※2 そのうち1施設は平成30年度末で閉所するため現状分析までを記入し、改善計画は未記入となっている。</p> <p>4）第三者評価に関する補助区分ごとに必要な提出資料をわかりやすく定める必要性</p> <p>3）第三者評価の受審施設が提出している資料の概要にあるとおり、当該要綱は本来であれば提出が必要である書類が求められていないため他の補助区分の書類を流用し、申請時に提出する資料の添付資料のそのまた添付資料に実績報告時に提出する利用の添付資料に関する記載がある等により、1つの補助区分の申請にあたり、実質的に同じ資料は名称を変えて定められており、分かりにくいため、整理をする必要がある。</p> <p>受審経費の申請は3年に一度であり、メニュー加算の可否も施設によって事情が異なるため、同じ施設でも年度によって提出資料が異なる。このため、補助区分ごとに要綱や別記様式を分かりやすく簡素化する必要がある。</p> <p>ア) 第三者評価を受けている場合の基本補助</p> <p>現在の要綱によると、補助金の申請時には全て施設が改善報告書を提出することになっているが、第三者評価を受審しない施設は該当ないため、該当する基本補助の単価を申請する場合に必要なことを明示する必要がある。また、3年に1度の受審状況を確認するために、実施状況表と改善報告書はセットで提出する必要がある。</p> <p>また、改善報告書をどこまで記載するかについては、原則として前年度末時点までの状況、つまり前年度に第三者評価を受審した場合は評価結果に基づく現状分析と改善計画を、その他の年度については実施状況を記載することが望ましい。</p> <p>なお、実績報告時には改善の実績として、実施状況表と共に年度中に実施した改善を報告する必要があるが、この場合の改善報告書は翌年度の補助金の申請時に添付するものと同一のものになるため、どちらかを簡略化する等の柔軟な対応をすることも一つの方法である。</p> <p>イ) メニュー加算の補助</p> <p>メニュー加算の補助を申請する施設が提出する資料は、申請時も実績報告時も要綱第5条の申請時の提出資料であるメニュー表に集約されている。メニュー加算の条件は、同要綱第4条に定められている6項目中3項目以上に該当する場合であり、そのうちの1項目に3年に一度「東京都福祉サービス第三者評価」を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取組を実施していることが定められている。3年に1度の第三者評価を受けている施設は、ア) 第三者評価を受けている場合の基本補助の条件をクリアしており、同要綱第5条により改善報告書を提出しているはずであるから、敢えてメニュー加算の補助資料のために別途資料を作成する必要性は低いと考えられウ) 受審経費</p> <p>受審経費に関する補助は、要綱の第5条のメニュー表に添付される実施状況表の添付資料という位置付けになっているが、受審経費の補助を申請するすべての施設が3年に1度の申請をすると考えられるため、これらは要綱の本文に取り込む必要がある。</p> <p>5）申請時に提出するメニュー表の添付資料を申請時と実績報告時に分ける必要性</p> <p>メニュー表の選択メニューは6項目あるが、以下の項目については実績報告時に該当していることが重要である。</p> <div data-bbox="241 1401 958 1485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 当該年度に短期入所(ショートステイ)を実施している</p> <p>(3) 共同生活援助(グループホーム)のバックアップ施設である</p> <p>(5) アフターケアを実施している</p> </div> <p>このため、要綱においても実績報告時に提出を求めるように、整理しておく必要がある。</p>	申請パターン	該当数	要綱で求められている資料	施設が提出した資料	申請時の提出資料	基本補助のみ	8施設	改善報告書	なし(8施設)	基本補助と受審経費	2施設	改善報告書	見積書(2施設)	基本補助とメニュー加算※1	14施設	メニュー表 実施状況表 前年度末までの状況を記載した改善報告書	メニュー表(14施設) 実施状況表(14施設) 前年度末までの状況を記載した改善報告書(14施設)	基本補助、メニュー加算※1、受審経費	6施設	改善報告書 メニュー表 実施状況表 受審予定年月日が記載された評価機関からの通知書等	メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 見積書(6施設)	申請パターン	該当数	要綱で求められている資料	施設が提出した資料	実績報告時の提出資料	基本補助のみ	10施設	なし	なし(9施設) 改善報告書(1施設)	基本補助と受審経費	2施設	なし	実施状況表(1施設) 改善報告書(2施設※2)	基本補助とメニュー加算※1	12施設	該当年度末時点の状況を追記した改善報告書	第三者評価報告書(2施設) 領収書(2施設) メニュー表(12施設) 実施状況表(12施設) 該当年度末時点の状況を追記した改善報告書(12施設)	基本補助、メニュー加算※1、受審経費	6施設	現状分析と改善計画を記載した改善報告書 第三者評価報告書	メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 現状分析と改善計画を記載した改善報告書(6施設) 第三者評価報告書(6施設) 領収書(6施設)	<p>今後、要綱については整理を行う。</p>
申請パターン	該当数	要綱で求められている資料	施設が提出した資料																																									
申請時の提出資料	基本補助のみ	8施設	改善報告書	なし(8施設)																																								
	基本補助と受審経費	2施設	改善報告書	見積書(2施設)																																								
	基本補助とメニュー加算※1	14施設	メニュー表 実施状況表 前年度末までの状況を記載した改善報告書	メニュー表(14施設) 実施状況表(14施設) 前年度末までの状況を記載した改善報告書(14施設)																																								
基本補助、メニュー加算※1、受審経費	6施設	改善報告書 メニュー表 実施状況表 受審予定年月日が記載された評価機関からの通知書等	メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 見積書(6施設)																																									
申請パターン	該当数	要綱で求められている資料	施設が提出した資料																																									
実績報告時の提出資料	基本補助のみ	10施設	なし	なし(9施設) 改善報告書(1施設)																																								
	基本補助と受審経費	2施設	なし	実施状況表(1施設) 改善報告書(2施設※2)																																								
	基本補助とメニュー加算※1	12施設	該当年度末時点の状況を追記した改善報告書	第三者評価報告書(2施設) 領収書(2施設) メニュー表(12施設) 実施状況表(12施設) 該当年度末時点の状況を追記した改善報告書(12施設)																																								
基本補助、メニュー加算※1、受審経費	6施設	現状分析と改善計画を記載した改善報告書 第三者評価報告書	メニュー表(6施設) 実施状況表(6施設) 現状分析と改善計画を記載した改善報告書(6施設) 第三者評価報告書(6施設) 領収書(6施設)																																									

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																															
意見39	<p><b>○心身障害者生活寮運営助成事業の生活寮の新規補助のあり方を改める必要性（P85）</b></p> <p>知的障害者と身体障害者のためのグループホームの事業には、心身障害者生活寮運営費助成事業と障害者グループホーム支援事業がある。心身障害者生活寮運営費助成事業は区の単独事業であるが、当該事業は将来的には廃止し、障害者総合支援法の定めるグループホームに一本化することを進めており、3か所あった生活寮のうち1か所は施設を一部改修した上で平成22年度にグループホームへ移行している。</p> <p>また、都では「東京都長期ビジョン(平成27年3月)」において、グループホームを含むすべての社会福祉施設を新耐震基準にするという目標を立てている。これに対し、心身障害者生活寮運営助成事業の対象となる生活寮は木造住宅の密集する地域に位置する2階建ての木造住宅を賃借しているものであり、区では築年数を把握していないとのことだが、相当程度古い建物である。このため、グループホームに求められる耐震基準や消防設備等の要件を満たしていないとのことである。したがって、障害者総合支援法によるグループホームへの早期の移転が必要である。</p> <p>しかし、区は心身障害者生活寮運営費助成事業を廃止する方針であること、グループホームへ移行する必要があることについて、少なくとも平成22年以降は毎年度指導しているものの、これらの生活寮は、平成28年度に新たな入居者を3名受け入れ、区はその補助を開始しており、移転の目途は立っていない。区の説明によると、現在の要綱に区側が入居を認めない条件を記載していないためとのことである。しかし、これらの生活寮に火災等の事故が発生した場合、区は補助をしていっただけで何ら責任はないとしては、区民の信頼を得ることはできないと考える。</p> <p>よって、区は、要綱において一定時点を定め、補助対象となる利用者をそれ以前に入居した者に限定することにより、運営団体による新規入居の受付の取りやめと、現在ある二つの寮を一つにまとめ、また障害者総合支援法に合致する安全な寮への移転を後押しする必要がある。</p>	<p>従前より、運営法人に対しては、障害者総合支援法に合致する安全な寮への移転について定期的なヒアリングを行い、法人もその方向で検討を進めてきた。しかし、移転先の改築費用等が多額になるなどの理由により移転が実現できていない。要綱を改正し、補助対象者を一定時点以前までの入居者と定め、移転を強力に後押しすることも可能であるが、法人が施設の運営を途中で断念せざるえない事態になれば、現在の利用者が強制退去させられることも想定される。本区としては、引き続き運営法人に対して早期な移転ができるよう促していく。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																																																															
意見40	<p><b>○心身障害者生活寮運営費助成事業の採算性を改善する必要性（P86）</b></p> <p>心身障害者生活寮運営費助成事業は平成6年に開始された区の単独事業であり、補助対象となる経費は事業に必要な経費となっている。対象となる2施設は同一の団体が運営しており、各施設の概要と直近3年間の収支とその累積額は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="264 738 913 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="3">入居者、職員の状況</th> <th colspan="4">補助金の額</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>入居者数</th> <th>職員数</th> <th>運営費</th> <th>家賃補助</th> <th>保険加入費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設A</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>5,914千円</td> <td>288千円</td> <td>5千円</td> <td>6,207千円</td> </tr> <tr> <td>施設B</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>3人</td> <td>7,031千円</td> <td>1,440千円</td> <td>5千円</td> <td>8,476千円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="264 863 913 967"> <thead> <tr> <th>収支差額</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設A</td> <td>△1,844千円</td> <td>△111千円</td> <td>△520千円</td> <td>△2,475千円</td> </tr> <tr> <td>施設B</td> <td>△499千円</td> <td>△694千円</td> <td>△382千円</td> <td>△1,575千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△2,343千円</td> <td>△805千円</td> <td>△902千円</td> <td>△4,050千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のとおり、2施設の収支は3年連続でマイナス(以下、「赤字」という。)であり、3年間の赤字累積額は4,050千円となっている。当該施設の運営団体がホームページで公表している情報によると、運営団体は区内に事務所があり、区内だけに事業所を設け、知的・身体・精神のすべての障害者のために幅広いサービスを提供している。また、決算書によると上記2施設の赤字は、本部を通じて他施設の収益、とりわけ訓練等給付費収益により得られた黒字で補填されている。施設の赤字を他施設の黒字で補填すること自体に問題はないが、赤字施設がなければ、その分の余剰資金を使ってサービスや職員体制を充実させることが可能であり、結果として区の障害者福祉に資することになる。</p> <p>このため、生活寮が入居者負担額や補助金等の収入だけでは運営できない状況が慢性的に続くようであれば、区は運営団体に自助努力を働きかける他、補助のあり方を見直す等の対応が必要である。</p> <p>なお、両施設は賃貸物件であるが、区で保管されている資料によると、施設Aは平成23年以前から、施設Bは平成19年以前から賃料は改定されていないとのことである。一方で、総務省統計局が5年ごとに公表している平成15年以降の住宅・土地統計調査結果が下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="264 1257 891 1329"> <thead> <tr> <th colspan="4">木造借家1畳あたり家賃</th> </tr> <tr> <th>平成15年</th> <th>平成20年</th> <th>平成25年</th> <th>平成30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,686円</td> <td>2,663円</td> <td>2,652円</td> <td>2,629円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年から30年にかけて家賃相場は継続的に下落している。同地区内の不動産事業者で同施設と同じ賃料で同規模の借家を調査したところ、築7～10年ぐらいの物件であった。一方で、同施設は経年劣化が激しく、それ以上の築年数と思われる。また、当該不動産事業者によれば、家賃相場が上昇した時だけ賃料を値上げ改定し、下落した時は賃料を値下げしない場合、通常は賃借人から賃貸借契約の更新にあたり、賃料の値下げを求めたものであることであったため、参考にされたい。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>	施設	入居者、職員の状況			補助金の額				定員	入居者数	職員数	運営費	家賃補助	保険加入費	合計	施設A	5人	4人	3人	5,914千円	288千円	5千円	6,207千円	施設B	5人	5人	3人	7,031千円	1,440千円	5千円	8,476千円	収支差額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	施設A	△1,844千円	△111千円	△520千円	△2,475千円	施設B	△499千円	△694千円	△382千円	△1,575千円	合計	△2,343千円	△805千円	△902千円	△4,050千円	木造借家1畳あたり家賃				平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	2,686円	2,663円	2,652円	2,629円	<p>ご意見の内容は運営法人と情報共有したい。</p>
施設	入居者、職員の状況			補助金の額																																																													
	定員	入居者数	職員数	運営費	家賃補助	保険加入費	合計																																																										
施設A	5人	4人	3人	5,914千円	288千円	5千円	6,207千円																																																										
施設B	5人	5人	3人	7,031千円	1,440千円	5千円	8,476千円																																																										
収支差額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計																																																													
施設A	△1,844千円	△111千円	△520千円	△2,475千円																																																													
施設B	△499千円	△694千円	△382千円	△1,575千円																																																													
合計	△2,343千円	△805千円	△902千円	△4,050千円																																																													
木造借家1畳あたり家賃																																																																	
平成15年	平成20年	平成25年	平成30年																																																														
2,686円	2,663円	2,652円	2,629円																																																														

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																														
意見41	<p><b>○江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の迅速な事務処理の必要性（P87）</b> 江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の交付決定を受けるための区の事務は下表のとおりである。区分欄の条文は江東区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の条文である。また、提出書類の日付は、すべて同じ日付となっている。</p> <table border="1" data-bbox="304 233 920 357"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受付 (第5条)</td> <td>12月14日</td> <td>補助事業者から申請書と事業計画書及び収支予算書の提出を受ける。</td> </tr> <tr> <td>交付決定(第6条第1、2項)</td> <td>3月15日</td> <td>提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のとおり、補助事業者の申請書の日付が平成30年12月14日となっていることから少なくともこの日までにすべての補助事業者の申請書の提出を受けていると思われるが、区がこれに対し交付決定をしたのは翌年の平成31年3月15日である。交付決定の審査に3か月を要しているが、申請書類を閲覧したところ、当初提出書類に不備があったことを裏付ける説明や再提出資料がなかったため、審査に3か月以上の月日を要する理由が見あたらなかった。</p> <p>よって、区は、補助事業者から補助金の申請を受けた場合には速やかにこれを処理し、正当な理由がなく大幅に交付決定を遅らせてはならない。</p>	区分	処理日	内容	申請受付 (第5条)	12月14日	補助事業者から申請書と事業計画書及び収支予算書の提出を受ける。	交付決定(第6条第1、2項)	3月15日	提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。	<p>令和元年度当初より、同補助金については整理を行っており、令和2年度以降改善される見込みである。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																					
区分	処理日	内容																														
申請受付 (第5条)	12月14日	補助事業者から申請書と事業計画書及び収支予算書の提出を受ける。																														
交付決定(第6条第1、2項)	3月15日	提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。																														
意見42	<p><b>○江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の支払のタイミングを見直す必要性（P88）</b> 江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の交付事務は、形式的には、要綱に従っているように見えるが、その実態は要綱が想定しているものとは大きく異なる。このため、補助金の交付方法の見直しが必要である。</p> <p>江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の交付決定を受けてから精算までの区の事務と支払い状況は下表のとおりである。区分欄の条文は、江東区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の条文である。また、補助対象団体提出書類の日付は区職員が記入しているため、すべて同じ日付となっている。</p> <table border="1" data-bbox="315 756 884 1134"> <thead> <tr> <th>事務の流れ</th> <th>処理日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定</td> <td>3月15日</td> <td>提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。要綱第6条第1、2項</td> </tr> <tr> <td>実績報告の受付</td> <td>4月1日</td> <td>補助対象事業年度の終了後、補助事業者から江東区精神障害者グループホーム運営費補助金に係る実績報告書と収支決算書の提出を受ける。要綱第12条</td> </tr> <tr> <td>支出命令書の発行</td> <td>4月10日</td> <td>補助事業者は、上記の通知を受けた時は、請求書により、区に補助金の交付を請求する。請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第4条第4、5項</td> </tr> <tr> <td>確定額の通知</td> <td>5月15日</td> <td>区は提出を受けた実績報告書等を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認める場合は交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。要綱第13条</td> </tr> <tr> <td>支出命令書の発行</td> <td>5月16日</td> <td>補助事業者は、補助金の額が確定したのち、速やかに補助金を精算する。実際には、補助事業者は請求書により区に補助金の交付を請求し、請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第13条第2項</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="315 1142 884 1190"> <thead> <tr> <th>申請額</th> <th>交付決定額</th> <th>交付額</th> <th>確定額</th> <th>精算額</th> <th>交付額の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,178千円</td> <td>13,178千円</td> <td>3,692千円</td> <td>11,123千円</td> <td>7,431千円</td> <td>交流室賃料と更新料</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記によると、区は出納整理期間中に2回に分けて補助金を支払っている。区が運営団体より補助金の申請を受けてから交付決定がなされるのに3か月を要し、区が支出命令書を発行したのは4月15日であるが、運営団体から補助金の金額確定に必要な実績報告書の提出を受けてからすでに2週間が経過している。このため、区は交付金の処理をしながら確定額の計算をしていたことになる。また出納整理期間中に1か月の間において2回に分けて補助金を支払う現状の補助金の事務は効率的とは言えない。</p> <p>よって、最初から補助金の支払いを実績ベースで1回とし、事業年度終了後に実績報告書の提出を受けて補助金の確定・交付をし、速やかに補助金を支払えば、区と補助事業者の双方の事務負担の軽減につながると思料する。</p>	事務の流れ	処理日	内容	交付決定	3月15日	提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。要綱第6条第1、2項	実績報告の受付	4月1日	補助対象事業年度の終了後、補助事業者から江東区精神障害者グループホーム運営費補助金に係る実績報告書と収支決算書の提出を受ける。要綱第12条	支出命令書の発行	4月10日	補助事業者は、上記の通知を受けた時は、請求書により、区に補助金の交付を請求する。請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第4条第4、5項	確定額の通知	5月15日	区は提出を受けた実績報告書等を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認める場合は交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。要綱第13条	支出命令書の発行	5月16日	補助事業者は、補助金の額が確定したのち、速やかに補助金を精算する。実際には、補助事業者は請求書により区に補助金の交付を請求し、請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第13条第2項	申請額	交付決定額	交付額	確定額	精算額	交付額の内容	13,178千円	13,178千円	3,692千円	11,123千円	7,431千円	交流室賃料と更新料	<p>令和元年度当初より、同補助金については整理を行っており、令和2年度以降改善される見込みである。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
事務の流れ	処理日	内容																														
交付決定	3月15日	提出書類等の審査を行い、適当と認められた時は補助金額を算出して交付決定を行い、その結果を補助事業者に通知する。要綱第6条第1、2項																														
実績報告の受付	4月1日	補助対象事業年度の終了後、補助事業者から江東区精神障害者グループホーム運営費補助金に係る実績報告書と収支決算書の提出を受ける。要綱第12条																														
支出命令書の発行	4月10日	補助事業者は、上記の通知を受けた時は、請求書により、区に補助金の交付を請求する。請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第4条第4、5項																														
確定額の通知	5月15日	区は提出を受けた実績報告書等を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認める場合は交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。要綱第13条																														
支出命令書の発行	5月16日	補助事業者は、補助金の額が確定したのち、速やかに補助金を精算する。実際には、補助事業者は請求書により区に補助金の交付を請求し、請求を受けて区は補助事業者に補助金の交付を行う。要綱第13条第2項																														
申請額	交付決定額	交付額	確定額	精算額	交付額の内容																											
13,178千円	13,178千円	3,692千円	11,123千円	7,431千円	交流室賃料と更新料																											

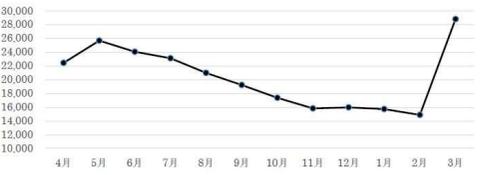
## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要								
意見43	<p><b>○江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の収支予算書の提出を求めると見直す必要性（P89）</b>  グループホームは運営団体が家主と賃貸借契約を結び、居室を利用者に提供するものであるため、居室に空室があっても家主に対する賃料の額は変わらないため、空室部分に相当する家賃を区が補助するものである。居室の空室部分は障害者施策課が補助するが、在室部分の賃料については障害者支援課支援調整係の介護給付費等給付事業による給付を受けている。  補助金の申請にあたっては、補助の対象となる空室にかかる収支予算書の提出が必要である。しかし、年度中に利用者が退去することや、退去後に新しい利用者が入居するタイミングを運営団体が予測することは困難である。  当該補助金はこのため、＜意見事項42＞江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の支払のタイミングを見直す必要性にあり、3月に交付決定がなされ、出納整理期間中に支払われているのであるから空室の確定後に実績に基づいた申請を行っても問題は生じないと考える。運営団体の事務負担の軽減のためにも、空室にかかる収支予算書の提出は不要と考える。</p>	<p>令和元年度当初より、同補助金については整理を行っており、令和2年度以降改善される見込みである。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>								
意見44	<p><b>○江東区精神障害者グループホーム運営費補助金の事業計画書と実績報告書の適切な裏付け資料を入手する必要性（P89）</b>  補助金の申請書には事業計画書と施設の平面図が、実績報告書にはグループホームの空き部屋の実績が記載されるが、これらの裏付け資料がないか、実態がわからないものがある。</p> <table border="1" data-bbox="324 518 846 742"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>疑問点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助事業者A</td> <td>事業計画では世話人の他に代替世話人等を含め4名の非常勤職員がいるが施設には居室と交流室しかないため、世話人と非常勤職員の居場所が見あたらない。  なお、施設の公開するホームページでは職員は世話人と代替世話人の2名となっている。また施設には9.9㎡の食堂があることになっているが平面図にはない。  なお、当施設は食事を提供していない。</td> </tr> <tr> <td>補助事業者B</td> <td>二つのユニットで職員は兼務している。事業計画書では世話人の他に4名の常勤職員がいることになっているが、4人分の日中の居場所は不明である。</td> </tr> <tr> <td>補助事業者C</td> <td>事業計画書の項目1の施設概要によると施設の定員は8名であるが、項目2の建物の構造概要では定員が5名になっている。施設の平面図には、世話人の部屋の他に居室が6部屋と約19.3㎡のLDKがある。事業計画書には、29.09㎡の交流室と38.68㎡の食堂があるとされている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績報告書は、居室名、退去日、入居日、家賃や更新料の実費が記載される。しかしその裏付け資料の提出が求められていないため、実績報告書に数字や日付を書きさえすれば補助金が交付される。とりわけ疑問があるのは交流室の家賃と更新料である。交流室の家賃相当額はどのように計算されているのか不明である。例えば補助事業者Bの実績報告書によると、平成30年1月19日に退去した4012号室につき4月30日までの補助を受けており、その後10月1日に入居があったと報告し、補助事業者Cでは、4号室とされる部屋が12月2日から空室となっている。しかし、退出通知や入居申込書等が提出されていないため、入退去の事実を確認できなかった。また補助事業者Cは居室名を区に提出していないため、どの部屋が4号室なのかわからなかった。なお、実績報告書は印字されていたものであるが、手書きによる加筆が多くあり、それが何を意味するのか分からなかった。  このため、区は、実績報告書について信頼性のある裏付け資料を入手する必要がある。少なくとも補助対象期間の賃貸借契約書のコピーと居住者の概要や居住期間等の居住者名簿、利用者からの退去通知書や利用申込書のコピーは入手して確認しておく必要がある。また、実績報告書の確認作業に係る職員の負担を減らすため、報告書の雛型についても月ごとではなく、部屋ごとに計算する等、事務ミス等の生じにくいように改良する必要がある。</p>	事業者	疑問点	補助事業者A	事業計画では世話人の他に代替世話人等を含め4名の非常勤職員がいるが施設には居室と交流室しかないため、世話人と非常勤職員の居場所が見あたらない。 なお、施設の公開するホームページでは職員は世話人と代替世話人の2名となっている。また施設には9.9㎡の食堂があることになっているが平面図にはない。 なお、当施設は食事を提供していない。	補助事業者B	二つのユニットで職員は兼務している。事業計画書では世話人の他に4名の常勤職員がいることになっているが、4人分の日中の居場所は不明である。	補助事業者C	事業計画書の項目1の施設概要によると施設の定員は8名であるが、項目2の建物の構造概要では定員が5名になっている。施設の平面図には、世話人の部屋の他に居室が6部屋と約19.3㎡のLDKがある。事業計画書には、29.09㎡の交流室と38.68㎡の食堂があるとされている。	<p>令和元年度当初より、同補助金については整理を行っており、令和2年度以降改善される見込みである。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>
事業者	疑問点									
補助事業者A	事業計画では世話人の他に代替世話人等を含め4名の非常勤職員がいるが施設には居室と交流室しかないため、世話人と非常勤職員の居場所が見あたらない。 なお、施設の公開するホームページでは職員は世話人と代替世話人の2名となっている。また施設には9.9㎡の食堂があることになっているが平面図にはない。 なお、当施設は食事を提供していない。									
補助事業者B	二つのユニットで職員は兼務している。事業計画書では世話人の他に4名の常勤職員がいることになっているが、4人分の日中の居場所は不明である。									
補助事業者C	事業計画書の項目1の施設概要によると施設の定員は8名であるが、項目2の建物の構造概要では定員が5名になっている。施設の平面図には、世話人の部屋の他に居室が6部屋と約19.3㎡のLDKがある。事業計画書には、29.09㎡の交流室と38.68㎡の食堂があるとされている。									

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																									
意見45	<p><b>○障害者グループホーム援護事業の事務処理手続の効率化の必要性（P90）</b></p> <p>区では、グループホームで生活する知的及び身体障害者の地域社会における自立支援を助長するため、グループホーム入居者や、グループホーム運営団体に対し助成を行っている。なお、この助成金の助成対象は、現在区民である者の他に、助成開始時に区民であったが、その後転居により区民ではなくなった者や当該者を受け入れた区外グループホームの運営団体も条件が合致していれば対象となる。平成30年度の事業費14,942千円の内訳は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 268 851 395"> <caption>平成30年度の事業費の内訳</caption> <thead> <tr> <th>事業費</th> <th>決算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃助成</td> <td>12,344千円</td> <td>1,008件</td> </tr> <tr> <td>運営費助成</td> <td>1,396千円</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,201千円</td> <td>助成金の事務処理担当の臨時職員に係る費用</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,942千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、当該事業の家賃助成対象となる入居者への助成件数の推移は下表のとおり年々増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="309 459 851 523"> <caption>入居者への助成件数</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>875件</td> <td>969件</td> <td>1,008件</td> </tr> </tbody> </table> <p>区では、助成金の事務処理は、愛の手帳相談係の正規職員に加えて、当該事務処理のみを行う臨時職員が担当している。これは、助成は賃料が変わらなくても毎月申請が必要であるため、助成対象者1人あたり毎月1件、年間12回の処理を人数分、以下の事務処理が必要なためである。</p> <table border="1" data-bbox="309 619 851 898"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>区の実施する事務手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>家賃の助成を受けようとする入居者から、以下の書類を受け取り、内容を審査する。 ○区所定の家賃助成申請書 ○入居するグループホームの発行した補助対象月の家賃の領収書 ○給与支給明細書又は工賃支払い明細書等の当該月額収入の証明資料 ○入居者本人が支払っている国民健康保険の決定や変更があった場合は、その通知書のコピー</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手順1で審査した資料に問題がなければ、助成金額を計算し、助成の可否を決定する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>家賃助成承認（不承認）通知書を発行し、助成対象者に通知する。（初回申請時のみ）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>助成対象者から、知的障害者グループホーム家賃助成請求書を手渡し、住所・氏名・助成金額等が手順1の資料のとおり正しく記入されているかどうかを審査する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>手順4の審査した資料に問題がなければ、月ごとの助成資料を取りまとめ、支払い手続を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記事務により、1回の助成につき最低でも4枚の書類の提出を受ける。これを1人1回、毎月繰り返すため、平成30年度のファイリングされた助成金の申請書類は3冊で、30cm以上の厚さのファイルと、厚さ10cm収納可能な書類箱にびっしりと綴られており、膨大な量であった。（P92写真参照）</p> <p>また、現状の事務処理は区の事務処理負担が重く、以下の問題点が生じている。</p> <table border="1" data-bbox="309 1026 851 1177"> <tbody> <tr> <td>問題点1</td> <td>提出を受けた資料の中には、住所に誤りがあるため捺印が必要といったメモ等があるものの、そのまま訂正されていない。</td> </tr> <tr> <td>問題点2</td> <td>提出を受けた書類ごとに住所が江東区、入居施設の住所が山梨県、国民健康保険料決定通知書の発行自治体が杉並区といった、住所らしき場所が複数想定される助成対象者も多いがそのままになっている。</td> </tr> <tr> <td>問題点3</td> <td>ほぼすべての請求書は、その筆跡から住所氏名欄を助成対象者又はその世話人が記入し、請求金額を区職員が自ら記入していることが窺われる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>このような問題点があることは、毎月の複数書類の作成と郵送料の負担を障害者に求めることが酷であることを意味しているようにも思われる。また、課題があっても実務上支障が生じていない現状を鑑みると、必要のない事務が含まれている可能性を示唆している。</p> <p>事務処理の効率化とコストを削減し、また収納スペースを縮小して執務環境を向上させるため、作成する書類の削減やデータでの処理化等の工夫をする必要がある。</p> <p>例えば、知的障害者グループホーム家賃助成請求書は江東区障害者グループホーム事業実施要綱において提出を求めておらず、助成金額は申請書類の提出を受けて区が決定することから、提出を受けなくても問題はないため、省略するか申請書の雛型等を工夫して一本化することも考えられる。また、グループホームの家賃が毎月変動する可能性は低いと思われるので、国民健康保険料等と同様に、変更のあった時のみに書類を提出することが考えられる。</p> <p>平成30年度の包括外部監査では、生活保護事業に関する現金管理事務を取り扱ったが、頻繁に変動することのない住宅費については、生活保護費の受給者に対し、都営住宅の場合は年1回、東京都住宅供給公社から送られてくる使用料決定通知書を、民間住宅の場合は新規契約時もしくは2年に1回の契約更新時の契約書を添えて申請することを求めており、これにより住宅費の金額を確認している。このため、受給者は住宅費について毎月の申請をしていないことも参考にされたい。</p>	事業費	決算額	内容	家賃助成	12,344千円	1,008件	運営費助成	1,396千円	15件	人件費	1,201千円	助成金の事務処理担当の臨時職員に係る費用	合計	14,942千円		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	助成件数	875件	969件	1,008件	手順	区の実施する事務手続	1	家賃の助成を受けようとする入居者から、以下の書類を受け取り、内容を審査する。 ○区所定の家賃助成申請書 ○入居するグループホームの発行した補助対象月の家賃の領収書 ○給与支給明細書又は工賃支払い明細書等の当該月額収入の証明資料 ○入居者本人が支払っている国民健康保険の決定や変更があった場合は、その通知書のコピー	2	手順1で審査した資料に問題がなければ、助成金額を計算し、助成の可否を決定する。	3	家賃助成承認（不承認）通知書を発行し、助成対象者に通知する。（初回申請時のみ）	4	助成対象者から、知的障害者グループホーム家賃助成請求書を手渡し、住所・氏名・助成金額等が手順1の資料のとおり正しく記入されているかどうかを審査する。	5	手順4の審査した資料に問題がなければ、月ごとの助成資料を取りまとめ、支払い手続を行う。	問題点1	提出を受けた資料の中には、住所に誤りがあるため捺印が必要といったメモ等があるものの、そのまま訂正されていない。	問題点2	提出を受けた書類ごとに住所が江東区、入居施設の住所が山梨県、国民健康保険料決定通知書の発行自治体が杉並区といった、住所らしき場所が複数想定される助成対象者も多いがそのままになっている。	問題点3	ほぼすべての請求書は、その筆跡から住所氏名欄を助成対象者又はその世話人が記入し、請求金額を区職員が自ら記入していることが窺われる。	<p>障害者グループホーム援護事業における家賃助成については毎月助成を行っており、それに伴い事務手続きについても毎月申請後家賃や工賃の金額を基準に審査をし支払いを行う非常に煩雑なものとなっている。それに伴い問題点も生じている。</p> <p>ただ問題点2については、グループホーム入所により居住地を移した後も入所前の市町村が引き続き支援機関となる居住地特例により複数の住所の表示がやむを得ない場合もある。</p> <p>今後については、心身障害者福祉手当が年4回支給となっていることから家賃助成を毎月支給する必要性を再検討し申請者の書類作成や郵送に関する負担や事務作業を削減するなど、当事業の要綱や提出書類の見直しにより事務処理の効率化を検討する。</p>
事業費	決算額	内容																																									
家賃助成	12,344千円	1,008件																																									
運営費助成	1,396千円	15件																																									
人件費	1,201千円	助成金の事務処理担当の臨時職員に係る費用																																									
合計	14,942千円																																										
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																								
助成件数	875件	969件	1,008件																																								
手順	区の実施する事務手続																																										
1	家賃の助成を受けようとする入居者から、以下の書類を受け取り、内容を審査する。 ○区所定の家賃助成申請書 ○入居するグループホームの発行した補助対象月の家賃の領収書 ○給与支給明細書又は工賃支払い明細書等の当該月額収入の証明資料 ○入居者本人が支払っている国民健康保険の決定や変更があった場合は、その通知書のコピー																																										
2	手順1で審査した資料に問題がなければ、助成金額を計算し、助成の可否を決定する。																																										
3	家賃助成承認（不承認）通知書を発行し、助成対象者に通知する。（初回申請時のみ）																																										
4	助成対象者から、知的障害者グループホーム家賃助成請求書を手渡し、住所・氏名・助成金額等が手順1の資料のとおり正しく記入されているかどうかを審査する。																																										
5	手順4の審査した資料に問題がなければ、月ごとの助成資料を取りまとめ、支払い手続を行う。																																										
問題点1	提出を受けた資料の中には、住所に誤りがあるため捺印が必要といったメモ等があるものの、そのまま訂正されていない。																																										
問題点2	提出を受けた書類ごとに住所が江東区、入居施設の住所が山梨県、国民健康保険料決定通知書の発行自治体が杉並区といった、住所らしき場所が複数想定される助成対象者も多いがそのままになっている。																																										
問題点3	ほぼすべての請求書は、その筆跡から住所氏名欄を助成対象者又はその世話人が記入し、請求金額を区職員が自ら記入していることが窺われる。																																										

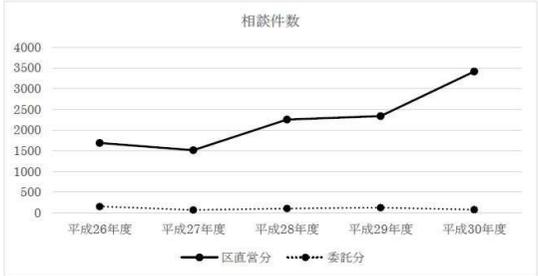
## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																																																								
意見46	<p><b>○障害者グループホーム援護事業の家賃の内訳を入手する必要性（P93）</b>            障害者グループホーム援護事業において家賃助成を受けようとする者は、入居するグループホームの発行した補助対象月の家賃の領収書を区に提出する必要があるが、この家賃には共益費、金銭、食材費等が含まれている場合がある。一部の助成対象者は、領収書とともにその明細を添付する等により賃料がわかるようにしているが、賃料以外のものが含まれていると考えられる領収書もあるため、賃料の定義が区とグループホーム運営団体とで異なっている可能性がある。このため、賃料については賃料の内訳明細書を入手する必要がある。</p>	<p>提出された家賃の領収書は、事務担当者が都度内容を精査し、家賃の内訳が不明なものについては電話による内容聴取や明細の追加提出により誤支給が行われないよう対応している。今後についても内訳が不明な領収書については、明確な内容での書類の提出を申請者に求めていく。</p>																																																																																																																								
指摘7	<p><b>○特定のタクシー事業者のみ有利な条件での契約締結を見直す必要性（P96）</b>            委託事業者に支払う委託料は使用済みの福祉タクシー券により計算されるが、123の委託事業者のうち、16事業者に対する委託料の支払に100円未満の端数が生じていた。            これは123事業者のうち16事業者は、福祉タクシー券の利用額に3%の金額を事務手数料として加算する契約をしているためとのことである。従来区では福祉タクシー券の利用にあたり、3%の事務手数料を支払っていたが、数年前に手数料を廃止する方針をとったことから、現在は手数料を支払う契約と支払わない契約の2種類に分かれているとのことである。            事務手数料を支払っている委託事業者と利用実績等は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="324 507 824 981"> <thead> <tr> <th>委託事業者</th> <th>福祉タクシー券 利用額</th> <th>全体に占 める割合</th> <th>手数料</th> <th>月平均 利用額</th> <th>利用のない 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>73,097千円</td><td>30.7%</td><td>2,193千円</td><td>6,091千円</td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td>56,412千円</td><td>23.7%</td><td>1,692千円</td><td>4,701千円</td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td>13,656千円</td><td>5.7%</td><td>410千円</td><td>1,138千円</td><td></td></tr> <tr><td>D</td><td>11,515千円</td><td>4.8%</td><td>345千円</td><td>960千円</td><td></td></tr> <tr><td>E</td><td>9,367千円</td><td>3.9%</td><td>281千円</td><td>781千円</td><td></td></tr> <tr><td>F</td><td>8,736千円</td><td>3.7%</td><td>262千円</td><td>728千円</td><td></td></tr> <tr><td>G</td><td>7,723千円</td><td>3.2%</td><td>232千円</td><td>644千円</td><td></td></tr> <tr><td>H</td><td>6,468千円</td><td>2.7%</td><td>194千円</td><td>539千円</td><td></td></tr> <tr><td>I</td><td>2,870千円</td><td>1.2%</td><td>86千円</td><td>239千円</td><td></td></tr> <tr><td>J</td><td>2,023千円</td><td>0.8%</td><td>61千円</td><td>169千円</td><td></td></tr> <tr><td>K</td><td>1,511千円</td><td>0.6%</td><td>45千円</td><td>126千円</td><td></td></tr> <tr><td>L</td><td>1,497千円</td><td>0.6%</td><td>45千円</td><td>125千円</td><td></td></tr> <tr><td>M</td><td>345千円</td><td>0.1%</td><td>10千円</td><td>29千円</td><td></td></tr> <tr><td>N</td><td>270千円</td><td>0.1%</td><td>8千円</td><td>23千円</td><td></td></tr> <tr><td>O</td><td>44千円</td><td>0.0%</td><td>1千円</td><td>4千円</td><td>1か月</td></tr> <tr><td>P</td><td>13千円</td><td>0.0%</td><td>0千円</td><td>1千円</td><td>9か月</td></tr> <tr><td>小計</td><td>195,546千円</td><td>82.2%</td><td>5,866千円</td><td>16,295千円</td><td></td></tr> <tr><td>その他107事業者</td><td>42,489千円</td><td>17.8%</td><td>—</td><td>3,541千円</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>238,035千円</td><td>100.0%</td><td>5,866千円</td><td>19,836千円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>福祉タクシー券の利用額は委託事業者AとBが2事業者で合計全体の54.4%を占めている。次に利用額の多い順にCからHの事業者が続き、かなり金額が下がってIからLまでの事業者があり、MからPまでの委託事業者の実績はわずかである。            また、委託事業者の月々の福祉タクシー券の利用額は以下のとおりである。</p>  <p>上記によると、全体的に4月に福祉タクシー券の交付を受けた利用者は、まず連休の多い5月に福祉タクシー券を多く利用し、次に福祉タクシー券の利用期限が迫った3月に利用していることが分かる。事務手数料を支払っている委託事業者のうち、このような傾向が見られるのはAからHまでの事業者である。IからPまでの委託事業者は年間を通じて利用実績が少なく、1か月の利用実績が800円以下の月がある事業者や利用実績のある月が3か月しかない委託事業者もある。            同一のサービスを提供する事業者について、「今まで払っていた」という理由だけで、特定の委託事業者について、区の方針変更後も有利な契約条件を継続することは著しく不公平であり、契約条件の統一化を図る必要がある。</p>	委託事業者	福祉タクシー券 利用額	全体に占 める割合	手数料	月平均 利用額	利用のない 月	A	73,097千円	30.7%	2,193千円	6,091千円		B	56,412千円	23.7%	1,692千円	4,701千円		C	13,656千円	5.7%	410千円	1,138千円		D	11,515千円	4.8%	345千円	960千円		E	9,367千円	3.9%	281千円	781千円		F	8,736千円	3.7%	262千円	728千円		G	7,723千円	3.2%	232千円	644千円		H	6,468千円	2.7%	194千円	539千円		I	2,870千円	1.2%	86千円	239千円		J	2,023千円	0.8%	61千円	169千円		K	1,511千円	0.6%	45千円	126千円		L	1,497千円	0.6%	45千円	125千円		M	345千円	0.1%	10千円	29千円		N	270千円	0.1%	8千円	23千円		O	44千円	0.0%	1千円	4千円	1か月	P	13千円	0.0%	0千円	1千円	9か月	小計	195,546千円	82.2%	5,866千円	16,295千円		その他107事業者	42,489千円	17.8%	—	3,541千円		合計	238,035千円	100.0%	5,866千円	19,836千円		<p>【障害者支援課】            以前は、すべての業者にに対し5%の手数料を支払っていたが、平成12年度に特別区障害福祉課長会で各事業者に対し手数料の交渉を行い、平成13年度から3%に下げた経緯があり、その後新規で契約を結んだ事業者に対しては、手数料を設定しない契約をしている。現状では他区においても全事業者に対し手数料なしで契約しているところはない。手数料の削減については事業者との軋轢を生む可能性も含んでおり、大手事業者の撤退等、利用者へのサービス低下にもつながりかねないことから、本区が手数料を支払っている事業者について他区の状況を確認したうえで手数料の在り方について検討を行う。</p>
委託事業者	福祉タクシー券 利用額	全体に占 める割合	手数料	月平均 利用額	利用のない 月																																																																																																																					
A	73,097千円	30.7%	2,193千円	6,091千円																																																																																																																						
B	56,412千円	23.7%	1,692千円	4,701千円																																																																																																																						
C	13,656千円	5.7%	410千円	1,138千円																																																																																																																						
D	11,515千円	4.8%	345千円	960千円																																																																																																																						
E	9,367千円	3.9%	281千円	781千円																																																																																																																						
F	8,736千円	3.7%	262千円	728千円																																																																																																																						
G	7,723千円	3.2%	232千円	644千円																																																																																																																						
H	6,468千円	2.7%	194千円	539千円																																																																																																																						
I	2,870千円	1.2%	86千円	239千円																																																																																																																						
J	2,023千円	0.8%	61千円	169千円																																																																																																																						
K	1,511千円	0.6%	45千円	126千円																																																																																																																						
L	1,497千円	0.6%	45千円	125千円																																																																																																																						
M	345千円	0.1%	10千円	29千円																																																																																																																						
N	270千円	0.1%	8千円	23千円																																																																																																																						
O	44千円	0.0%	1千円	4千円	1か月																																																																																																																					
P	13千円	0.0%	0千円	1千円	9か月																																																																																																																					
小計	195,546千円	82.2%	5,866千円	16,295千円																																																																																																																						
その他107事業者	42,489千円	17.8%	—	3,541千円																																																																																																																						
合計	238,035千円	100.0%	5,866千円	19,836千円																																																																																																																						

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見47	<p><b>○福祉タクシー券交付者名簿を活用できるような修正する必要性（P97）</b>  福祉タクシー事業実施要綱第11条では、福祉タクシー券交付者名簿（以下「交付者名簿」）を作成し、常に利用状況の把握に努めるものと規定している。  包括外部監査の実施にあたり、障害者福祉課の事業概要の説明の際、説明を受けた福祉タクシー利用支援事業の対象者は6,479人であったが、その後閲覧した交付者名簿では6,581名となっており、102名の差異が生じていた。これは、最初の説明は年度末（平成31年3月31日時点）の対象者の数であり、交付者名簿は年度当初（平成30年4月1日時点）であるから、年度中の資格喪失者数と新規申請者数により変化があるため、差異が発生したとのことであった。  つまり、福祉タクシー事業実施要綱では、交付者名簿により常に利用状況の把握に努めるものと定めているが、実際には交付者名簿は年1度の作成であり、年度中は交付者名簿を使用・更新していないことになる。  福祉タクシー事業実施要綱に定める支給者名簿の様式は、交付者名簿の作成年月日、券番号、氏名、住所、生年月日のみを記載し、更新の履歴は記載する欄がない。このため、現状の交付者名簿は年度当初の福祉タクシー券の印刷・発送事務を除いて活用できるとは考えにくい。また、利用状況を把握するために常に時点ごと交付者名簿を作成することは効率的でない。  よって、区は、交付者名簿については、年度中の資格申請や喪失による利用者数の変更やその履歴、その他必要な事項の記載欄を追加する等、利用状況の把握や更新が容易で、活用しやすいように様式を改める必要がある。</p>	<p>交付者名簿は年度更新時及び、年度後半の2月頃に作成をしている。  年度中の資格申請や喪失による利用者数の変動については、別途毎月統計を取っており、申請者数、喪失者数ともに毎月把握している。  各利用者については、システム上で異動等について随時確認できるようになっており、状況の把握は可能である。  このため、利用者数の変更や履歴についても、名簿と統計、システムを併用することで把握可能であるため、システムを活用した現状と要綱が乖離しないように、要綱の改正を検討する。</p>
意見48	<p><b>○委託運送業者の選定方法の透明化をはかる必要性（P99）</b>  リフト付き福祉タクシー事業が始まったのは平成6年度からであるが、その時に選定された事業者Aに令和元年度まで一度も変わることもなく四半世紀にわたり委託している。  委託事業者を事業者Aとした理由は、地理的な利便性等を考慮して区内の事業者を選定していること、福祉タクシーの利用環境等を整えていること（区専属で5台を確保）、障害者を乗せるためのサービス実績もあること、とのことである。しかし、福祉タクシーの利用環境等を整えた事業者が他にいないかどうか検討したことを証明する資料は見あたらなかった。  江東区はタクシー事業者の本社や営業拠点が他区に比して集中しているため、多くの区内業者がある。また、当該事業は平成6年8月から開始しているが、事業者Aが福祉タクシーの運行を開始したのも平成6年8月であるため、リフト付きタクシーを保有せず、実績もない状態の事業者に委託したことになる。  事業開始から今日に至るまで1度も委託事業者の変更を検討しないことは、委託事業者と癒着をもたらし、これに端を発する様々な不祥事を生じさせる誘因が働く可能性がある。また、他の業者がリフト付き福祉タクシーの台数を確保していない場合であっても、1年分の委託料30,000千円で5台以上のリフト付きタクシーを購入できるため、公募により条件等を提示すれば複数の候補事業者を確保し、利用者サービスの良さを競わせる等によりサービスの向上と事業者の育成が可能と考える。  このため、区は、リフト付きタクシーの運行事業者については公募により、リフト付きタクシーの耐用年数の期間に応じた契約を締結することが望ましい。</p>	<p>30年度に新規に1台増車しているため、現存車両のリース年数等についての資料の提示を求めているところである。現状のリース年数等を勘案したうえで、今後は他事業者との競合による選定を含めた事業の実施を検討する。</p>
意見49	<p><b>○リフト付きタクシーの稼働実績等の報告を求め、事業の効果を把握する必要性（P100）</b>  リフト付き福祉タクシー事業実施要綱、リフト付き福祉タクシー事業実施細目、リフト付き福祉タクシー事務等の事業実施に係る委託事業者との取り決めは、事業の実施方法に限られ、事業がどのように実施され、区専用に確保した5台のリフト付きタクシーがどれだけ稼働し、何人の利用者が乗車し、利用者からどれくらいの運賃を徴収しそのうち区の福祉タクシー券の利用によるものがいくらであったか、そして利用者の行先等の、利用者がリフト付きタクシーを有効に活用して外出し、社会参加をしていたかどうか、事業の効果を確かめることができなかった。  よって、区は、委託事業者に対し、リフト付きタクシー5台ごとの稼働や利用者の状況について報告を求め、事業の効果を把握し、その結果を活用する必要がある。</p>	<p>従来より月ごとの利用実績について提出を受けており、タクシーの稼働回数、利用者数、実車距離については把握している。今後、委託事業者の可能な範囲で、現在よりも詳細な事業報告ができないか検討し、その結果に基づき事業改善を試みていく。</p>
意見50	<p><b>○中等度難聴児補聴器給付事業の周知方法の多様化（P101）</b>  区では、中等度難聴児補聴器給付事業の内容について区のホームページやてびきに記載して案内している。しかしながら、てびきは、区役所、出張所及び保健所の限られた場所でのみ交付しているため、現実にてびきを手でできるのは身体障害者手帳等の申請をする者である。また、ホームページでの案内についても、給付を受けようとする者やその家族が区の福祉事業に精通していなければ、本事業の存在を知ることはできず、ホームページ上の本事業について案内するページにたどり着くことを期待することはできない。  中等度難聴児補聴器給付事業は、給付の対象となる児童の有無や補聴器を購入するタイミングなどの影響を受けることから、年度による偏りなどが生じることは想定される。事業の執行率は年々減少しているが、これは給付の対象となる難聴児が減少しているのではなく、周知が足りていないことも要因の一つではないかと考えられる。  中等度難聴児とその保護者が訪れる場所は医療機関や補聴器販売店等であるから、中等度難聴児の補聴器の購入を促進するためには、例えば江東区医師会等の業界団体を通じて区内の総合病院や耳鼻咽喉科の診療所等の医療機関に周知を依頼する等、周知方法を多様化させ、中等度難聴児やその家族に本事業の存在・内容等の必要な情報を届ける必要がある。</p>	<p>事業については、てびきやホームページ、来所時の窓口での案内により一定の周知がなされていると考えている。今後は区報への掲載など、さらなる周知方法について検討を行う。</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要						
意見51	<p><b>○人工肛門用器具等購入費助成の申請から長期間交付申請がない者のフォローをする必要性（P103）</b>                      平成30年度器具購入費助成対象者名簿（以下「器具購入者名簿」）を閲覧した結果、助成開始月が平成12年5月と平成26年2月となっている者がいた。当該助成事業は申請してから身体障害者手帳が交付されるまでの間に器具購入費の全部あるいは一部を助成するものであるため、当該2人は身体障害者手帳の交付がなされていないことになる。                      この点につき区は過去に何度か身体障害者手帳の申請の督促等をこれらの者に対して行ったことがあるとのことであるが、器具購入者名簿にその記録はなかった。しかし、1名については約5年間、1名については約19年間にわたり器具購入者に記載して情報の更新を行わないことは、区の働きかけが弱いと言わざるを得ない。また、この2名の直近の状況について区に質問したところ、助成開始月が平成26年2月の申請者は令和元年度に死亡し、助成開始月が平成12年5月の申請者は令和元年6月に身体障害者手帳の交付がなされたとのことであった。いずれも直近においては名簿から外れており、なぜ直近にできたことが過年度においてできていなかったのか疑問である。また、このような状況では平成26年2月に申請した者については、申請後交付まで長期間を要し、その間に死亡したために助成を受けられなかったと思われるもやむを得ない。                      今後、助成を申請してから1年以上交付を受けず、連絡もない者については、その後の状況をフォローする必要がある。また、その旨を運用マニュアルに定めるか、器具購入者名簿にフォローする欄を設けて区が適切な対応を行った記録を残しておく必要がある。</p>	<p>人工肛門または人口膀胱造設受術者が身体障害者手帳の申請を行い、手帳の交付を受けた者について、日常生活用具給付事業において給付券を発行する制度がある。                      しかし、手帳が交付されるまでの間は、給付券の申請対象とならないため、給付券の申請を受け付けるのは手帳交付後となる。                      当事業は、この給付券の対象となるまでの間に器具を購入した費用について、現金助成する制度であり、手帳の交付を以て、当事業の給付対象外になるものではなく、給付券の決定がされるまでは当事業を継続している。                      そのため、長期間現金助成を受けていた者については、手帳の交付がなされているが給付券の決定がなされていないものが含まれる。                      対象の手帳を所持している障害者に対しては、毎年給付券の申請書を送付しており、その申請がない者については当事業の資格が継続することとなるため、平成30年度には原則給付券への移行を図り、申請書の送付とは別に給付券制度への切替を促している。                      身体障害相談係においては、給付券申請書の送付者及び申請状況を年度毎に「ストマ受給者名簿」としてエクセルファイルにて管理し、経過の記載は行っているため、1年以上当事業を利用し給付券の申請がない者については、課内で連携して対応し、その記録は保管する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>						
意見52	<p><b>○日常生活用具給付等事業につき過去の給付実績を調査する必要性（P105）</b>                      江東区重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱の第4条では、日常生活用具の給付は、1世帯あたり同種目の用具1件とする旨が定められており、給付した用具の耐用年数を経過しない限り、同種目の用具の給付を受けることはできないこととなっている。                      しかし、当該給付の可否を判定する日常生活用具給付等に係る調査書には過去に給付実績があるかどうかを調査する項目がなく、この調査書によって支給要件を満たすかどうかの判断ができないため、本来は資格のない者が給付を受けることも可能となっている。                      よって、給付の申請時に申請者が提出する日常生活用具・住宅設備改善費・点字図書給付・貸与申請書に同種の用具が給付された実績を記入する欄を設け、まず申請の段階で判別ができるようにし、かつ調査書の調査項目に含めて給付実績を調査することが望ましい。また、このためには、過去に誰に何を支給したかの記録を残しておく必要がある。</p>	<p>日常生活用具の給付に当たっては、過去の支給実績の記録は残していることから、調査書を作成する前段階である申請受付時において、必ず対象者の過去の給付実績を確認することを徹底し、過支給が起らないようにしている。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>						
意見53	<p><b>福祉電話の貸与について要綱を見直す必要性（P105）</b>                      江東区重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱によると、日常生活用具のうち、福祉電話については内容が電話加入権であるため、貸与となっている。利用者は貸与期間終了後には貸与品を区に返還する必要があると思われる。しかし、貸与品の返還に関する事務手続が要綱には記述されていないため、貸与品の返還事務等について定めておく必要がある。また、福祉電話の貸与の基準額は83,300円となっているが、令和元年12月現在の電話加入権は税別36,000円であるため、見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>福祉電話の返還手続についての規定を要綱に定め、貸与基準額については見直しを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>						
意見54	<p><b>○認識した課題について解決策を立て実行する必要性（P108）</b>                      区では、支援センターの運営体制について、2）支援センターに対する関係会議での検討内容にあるとおり、脆弱であると認識しており、また外部委員からも同様の指摘を受けている。また、区では以下のような課題を認識している。</p> <table border="1" data-bbox="304 1078 835 1257"> <tr> <td data-bbox="304 1078 398 1129">週末の相談</td> <td data-bbox="398 1078 835 1129"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○週末は閉庁日であり、支援センターでの相談を受け付けていない。</li> <li>○就労者側からすると、相談したい週末に相談できない。</li> <li>○土・日の活動場所を求めている就労者も一定数存在する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1129 398 1214">体制の脆弱性</td> <td data-bbox="398 1129 835 1214"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数、新規登録者数、就職者数が毎年積み上がっている一方で、支援センター運営人員が増えていない現状である。</li> <li>○利用者のニーズにきめ細かく対応出来なくなっている。</li> <li>○外出が多いため、支援センターに人がいない状態が多々あり、他の係の職員が電話を受けている状況である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1214 398 1257">短い職員の異動スパン</td> <td data-bbox="398 1214 835 1257"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援担当の常勤職員の異動は平均3年程度であり、利用者との信頼関係を築けたと思った頃に異動してしまう。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>上記課題は、具体的で実行可能なものであるが、所管する係や課、部のみで解決できるものではない。認識した課題について、解決策とその効果を検討し、関係各所に十分な説明をしたうえで理解を求め、実行に移す必要がある。                      具体的には、週末の相談を希望する者の人数等を確認の上、需要が多ければ区が実施する月1回の休日開庁日に合わせて相談窓口を設けることを検討し、体制の脆弱性については、情報の共有体制を構築して業務を効率化し、それでも対応できなければ職員配置の見直しを行うことが考えられる。また、職員の異動スパンについては、区では5年程度が一般的としている課もあることから、適切な部署に協力を要請することも考えられる。</p>	週末の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週末は閉庁日であり、支援センターでの相談を受け付けていない。</li> <li>○就労者側からすると、相談したい週末に相談できない。</li> <li>○土・日の活動場所を求めている就労者も一定数存在する。</li> </ul>	体制の脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数、新規登録者数、就職者数が毎年積み上がっている一方で、支援センター運営人員が増えていない現状である。</li> <li>○利用者のニーズにきめ細かく対応出来なくなっている。</li> <li>○外出が多いため、支援センターに人がいない状態が多々あり、他の係の職員が電話を受けている状況である。</li> </ul>	短い職員の異動スパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援担当の常勤職員の異動は平均3年程度であり、利用者との信頼関係を築けたと思った頃に異動してしまう。</li> </ul>	<p>週末の相談については、利用者ニーズも把握し必要に応じて検討する。また、体制の脆弱性については、記録相談システムの活用による情報共有など業務の効率化を図っており、利用者の状況を見ながら対応しているところである。なお、職員の異動スパンについては、適切な引継ぎで対応していく。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
週末の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週末は閉庁日であり、支援センターでの相談を受け付けていない。</li> <li>○就労者側からすると、相談したい週末に相談できない。</li> <li>○土・日の活動場所を求めている就労者も一定数存在する。</li> </ul>							
体制の脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数、新規登録者数、就職者数が毎年積み上がっている一方で、支援センター運営人員が増えていない現状である。</li> <li>○利用者のニーズにきめ細かく対応出来なくなっている。</li> <li>○外出が多いため、支援センターに人がいない状態が多々あり、他の係の職員が電話を受けている状況である。</li> </ul>							
短い職員の異動スパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援担当の常勤職員の異動は平均3年程度であり、利用者との信頼関係を築けたと思った頃に異動してしまう。</li> </ul>							

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																													
意見55	<p><b>○契約金額の妥当性を検討する必要性（P109）</b>                      区では定着支援業務と高次脳機能障害に関する業務については、外郭団体にそれぞれ委託しているが、契約金額については、外郭団体からの見積提示をそのまま契約額としている。外郭団体の見積額は、見積段階で当該業務への従事を予定している者の給与等相当額等である。このため、見積段階で想定した者が異動になり、別の者が従事した場合や昇給等があった場合、業務完了後に精算を行うとのことである。なお、見積金額での給与等相当額はそれぞれ0.5人分で、合計すると当該者の給与等相当額等となる。すなわち作業量に基づいての見積りではなく、特定の個人の給与等を想定した見積りであり、業務量に応じての見積りではない。</p> <p>区は、委託事業者との契約にあたっては、委託事業者の見積額をそのまま契約金額にするのではなく、それぞれの契約について、業務量に見合っているかどうか検討し、必要に応じて委託事業者に再度の見積もりを求める必要がある。</p>	<p>委託事業者との契約にあたり、相談業務がメインとなるため見積内訳が配置する人件費がメインとなっているが、業務量に見合っているかを精査し、委託事業者への利用者の移管、新規受け入れなどを検討する。</p>																																													
意見56	<p><b>○定着支援の相談件数の改善を図る必要性（P109）</b>                      支援センターでは直営事業として常勤・非常勤職員の4名が就労支援・定着支援の対応を行い、委託事業である定着支援事業は0.5人での対応となっている。それぞれの相談件数をグラフにすると以下のとおりとなる。</p>  <p>区直営分は平成26年度から比べると2倍以上に増加する一方で、委託分の定着支援事業は平成26年度からほぼ半減している。しかし、就労支援の相談が増加すれば、就職した者が増え、その分定着支援の相談が増えるのが通常であり、両者の関係が反比例の関係になるのは不自然である。区によると平成30年度末までに支援センターを通じて620人の登録者が就職したとのことであるが、これらの者は定着支援を必要としていないのかどうか、原因を調査し、その結果必要な改善を委託事業者に対して求める必要がある。</p>	<p>委託分の定着支援については、区直営分と異なり利用者自体が増加していないため、相談件数が横ばいの状況となっている。今後、委託事業者への利用者の移管、新規受け入れなどを検討する。</p>																																													
意見57	<p><b>○定着支援の人員配置の見直しをする必要性（P110）</b>                      以下は、区直営分と委託分の相談件数と、職員一人あたりに換算した相談件数の推移である。</p> <table border="1" data-bbox="309 1013 857 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">区直営分</td> <td>相談件数</td> <td>1,692件</td> <td>1,516件</td> <td>2,257件</td> <td>2,342件</td> <td>3,420件</td> </tr> <tr> <td>職員数※1</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>職員一人あたり相談件数</td> <td>423件</td> <td>379件</td> <td>564件</td> <td>586件</td> <td>855件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委託分</td> <td>相談数合計</td> <td>156件</td> <td>72件</td> <td>107件</td> <td>126件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>0.5人</td> <td>0.5人</td> <td>0.5人</td> <td>0.5人</td> <td>0.5人</td> </tr> <tr> <td>職員一人あたり相談件数</td> <td>312件</td> <td>144件</td> <td>214件</td> <td>252件</td> <td>160件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 なお、非常勤職員はフルタイム勤務として計算している。</p> <p>上記によると、区直営分は1人あたり年間855件の相談を受けており、1年の開庁日を246日と仮定すると、1人1日3.5件の相談を受けている。一方で、委託分は0.5人で年間80件であるため、3日に1度の相談がある程度である。3日に1度の相談のために、0.5人分の人員配置をすることは著しく合理性に欠け、3日に1度にふさわしい人員配置をする必要がある。なお、一定の場所に委託事業者の職員を常駐させる必要があるのであれば、他の相談業務の対応が可能な職員の配置を求め、当該の相談対応をも依頼する等により、業務の効率化を図ることも一つの方法である。</p>		区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	区直営分	相談件数	1,692件	1,516件	2,257件	2,342件	3,420件	職員数※1	4人	4人	4人	4人	4人	職員一人あたり相談件数	423件	379件	564件	586件	855件	委託分	相談数合計	156件	72件	107件	126件	80件	職員数	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	職員一人あたり相談件数	312件	144件	214件	252件	160件	<p>今後、委託事業者への利用者の移管、新規受け入れなどを検討する。</p>
	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																									
区直営分	相談件数	1,692件	1,516件	2,257件	2,342件	3,420件																																									
	職員数※1	4人	4人	4人	4人	4人																																									
	職員一人あたり相談件数	423件	379件	564件	586件	855件																																									
委託分	相談数合計	156件	72件	107件	126件	80件																																									
	職員数	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人																																									
	職員一人あたり相談件数	312件	144件	214件	252件	160件																																									

【障害者支援課】

【障害者支援課】

【障害者支援課】

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要										
指摘8	<p><b>〇庁舎等出店場所の使用につき運営団体との関係を明確にする必要性（P111）</b>            区では現在、るーくるの出店にあたり、区職員以外のるーくる関係者が場所を占有し、店舗を設置して営業することの根拠が不明確となっている。            区は、平成26年度に、当時のるーくる運営委員会と、運営に関する覚書を取り交わしている。運営に関する覚書では、運営委員会と区の役割について、以下のとおり合意している。</p> <table border="1" data-bbox="309 256 869 387"> <thead> <tr> <th>区の役割</th> <th>運営委員会の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 運営委員会の運営支援に関すること</td> <td>(1) 事業の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業実施に係る場所の提供及び運営経費の支援等に関すること</td> <td>(2) 事業参加団体における意見集約及び連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>(3) 区組織内における意見集約及び連絡調整に関すること</td> <td>(3) 障害者支援施策に係る江東区への協力</td> </tr> <tr> <td>(4) その他障害者支援施策の推進に関すること</td> <td>(4) その他障害者支援施策の推進に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>区の役割（2）によると、区の施設を使用して事業を実施するのは運営委員会であるため、この覚書の背景には、区が障害者支援施策の推進のために、運営委員会に場所を提供して事業の実施を依頼したことが前提にあると考えられるため、この点を明確にしておく必要がある。また、現在るーくるを運営しているのはるーくる運営委員会を前身とする一般社団法人であるため、覚書を更新しておく必要がある。</p>	区の役割	運営委員会の役割	(1) 運営委員会の運営支援に関すること	(1) 事業の運営に関すること	(2) 事業実施に係る場所の提供及び運営経費の支援等に関すること	(2) 事業参加団体における意見集約及び連絡調整に関すること	(3) 区組織内における意見集約及び連絡調整に関すること	(3) 障害者支援施策に係る江東区への協力	(4) その他障害者支援施策の推進に関すること	(4) その他障害者支援施策の推進に関すること	<p>区においては、本事業開始時に各作業所に対して事業参加者を文書で募り、説明会を実施していたが、その後参加団体が組織したるーくる運営委員会に対して事業実施に関する文書依頼等はしていなかった。今後、区からの事業依頼を文書で明確化するとともに、覚書についても、一般社団法人るーくと新たに取引交わすこととする。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
区の役割	運営委員会の役割											
(1) 運営委員会の運営支援に関すること	(1) 事業の運営に関すること											
(2) 事業実施に係る場所の提供及び運営経費の支援等に関すること	(2) 事業参加団体における意見集約及び連絡調整に関すること											
(3) 区組織内における意見集約及び連絡調整に関すること	(3) 障害者支援施策に係る江東区への協力											
(4) その他障害者支援施策の推進に関すること	(4) その他障害者支援施策の推進に関すること											
意見58	<p><b>〇調査のため民間事業者を海外に派遣するにあたり、人選の根拠と調査報告書の活用を明確にする必要性（P112）</b>            区が平成30年度に締結したkotoパラリンピックアート計画調査委託契約の内容は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 624 869 700"> <tbody> <tr> <td>委託の概要</td> <td>職員と共に海外視察に同行・派遣すること</td> </tr> <tr> <td>費用の負担</td> <td>海外派遣に係る経費は区が負担すること</td> </tr> <tr> <td>調査内容</td> <td>事業推進のための必要な事項</td> </tr> <tr> <td>調査方法と内容</td> <td>区と協議して決定すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査委託契約では、2施設から海外派遣の参加メンバーが1人ずつ海外派遣されている。参加メンバーは、プロジェクトチームのメンバーであったとのことであるが、その旨や選定経緯が書面や電子メール等に残されていないため、当該参加メンバーがプロジェクトチームでどのような役割を果たしたのかを確かめることができなかった。            一方で、区職員等は優秀な成績を取れば当然に海外に派遣されるのではなく、派遣にあたっては派遣の目的や効果について審査を受ける必要がある。したがって、区職員等の海外派遣には審査が必要であるのに対し、区が費用を負担する民間事業者の参加メンバーの審査が不要であるのは整合性に欠ける。            更に、委託契約の調査内容について、事業推進のために必要な事項とは何を指すか、調査方法と内容について区と事前に協議をしたことがわかる資料は見当たらず、委託契約の成果物である調査報告書は出張報告書の要素が強く、派遣された職員等の知識のみでも十分に作成可能であったと考える。            従って、区は、民間事業者を海外に派遣する契約を締結する場合には、区職員等の海外派遣の審査に準じて、民間事業者において適切な人選がなされていることや、調査報告書が事業実施にどのように活用できるのかを明確にしておく必要がある。</p>	委託の概要	職員と共に海外視察に同行・派遣すること	費用の負担	海外派遣に係る経費は区が負担すること	調査内容	事業推進のための必要な事項	調査方法と内容	区と協議して決定すること	<p>民間事業者を海外に派遣する場合には、区職員等の海外派遣の審査に準じて人選がなされていることを明確にするとともに、調査のあり方について関係所管と調整し検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>		
委託の概要	職員と共に海外視察に同行・派遣すること											
費用の負担	海外派遣に係る経費は区が負担すること											
調査内容	事業推進のための必要な事項											
調査方法と内容	区と協議して決定すること											

令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

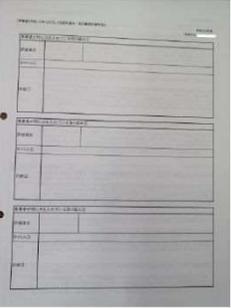
番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																															
<p>指摘9</p>	<p><b>○指定管理施設について、改善計画及び改善の進捗状況を報告させる必要性（P117）</b>                  指定管理者と区の基本協定書では、第三者評価について、その結果及び業務改善の状況について区に報告するとされているが、報告の方法や時期は定められていない。                  区担当者によると、実績報告書と年度評価にあつてのヒアリングを通じて実施しているとのことであった。年度評価は Ⅲ、2.（1）⑦所管課による指定管理施設の年度評価の状況にあるとおり、短い時間で多岐に評価をする必要があり、第三者評価については受審の有無のみしか確認していないと思われる。また、平成30年度の第三者評価を実施した指定管理者の平成30年度実績報告書における第三者評価の扱いは下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="297 316 902 555"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>亀戸福祉園</th> <th>東砂福祉園</th> <th>あすなろ作業所</th> <th>第二あすなろ作業所</th> <th>障害者福祉センター</th> <th>塩浜CoCo ※3</th> <th>リバーハウス東砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施の旨</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>○ ※1.</td> </tr> <tr> <td>改善項目</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>○ ※1.</td> </tr> <tr> <td>改善計画</td> <td>○ ※2</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>○ ※1.</td> </tr> <tr> <td>改善計画実施状況</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>その他コメント等</td> <td>—</td> <td>職員に、フイードバックした。</td> <td>課題を受け止める。</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 リバーハウス東砂は2事業の第三者評価を実施している。                  ※2 改善報告との表題であるが、内容が改善計画であったため、計画ありとした。                  ※3 扇橋CoCoは、平成28年度に第三者評価を受審している。</p> <p>指定管理者7事業者のうち、第三者評価の結果を受けて、改善の意思を確認することができたのは亀戸福祉園とリバーハウス東砂の2事業者だけであった。両事業者が報告書を受け取ったのは平成31年2月と3月であるから、直ぐに改善できない事項について、評価の実施年度である平成30年度は改善計画を策定すればよいと考えられる。                  東砂福祉園とあすなろ作業所、第二あすなろ作業所は改善項目や高評価項目の記載があったことから、改善意思の有無はともかく、少なくとも評価機関から受け取った第三者評価報告書を読んだことは確認できた。                  塩浜CoCoの実績報告書には第三者評価の報告書も添付されており、区には2部提出があったことになるが、実績報告書には第三者評価の受審やそれを感じさせる記載はない。                  扇橋CoCoの実績報告書には平成28年度に実施した第三者評価の改善状況が記載されていることを期待したが、第三者評価に関する記載はない。                  障害者福祉センターの実績報告書についても第三者評価の存在を窺わせる記載はなかった。                  よって、区は、指定管理者に対し、毎年度、一定時点において第三者評価の結果を受けた改善計画及び改善の進捗状況を報告させる必要がある。                  なお、江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱では第三者評価を受けての改善状況を報告する様式を定めているため、当該様式を参考にすることも一つの方法である。</p> <p style="text-align: center;">江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 別記第5号様式改善報告書</p> <table border="1" data-bbox="320 954 880 1066"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価結果に基づく現状分析（年度）</th> <th>改善計画（年度末時点）</th> <th>実施状況（年度末時点）</th> <th>実施状況（年度末時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○について</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○○○について</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	亀戸福祉園	東砂福祉園	あすなろ作業所	第二あすなろ作業所	障害者福祉センター	塩浜CoCo ※3	リバーハウス東砂	実施の旨	○	○	○	○	なし	なし	○ ※1.	改善項目	○	○	○	○	なし	なし	○ ※1.	改善計画	○ ※2	なし	なし	なし	なし	なし	○ ※1.	改善計画実施状況	なし	その他コメント等	—	職員に、フイードバックした。	課題を受け止める。	—	—	—	—	項目	評価結果に基づく現状分析（年度）	改善計画（年度末時点）	実施状況（年度末時点）	実施状況（年度末時点）	○○○について					○○○について					<p>指定管理者に対し、毎年度、一定時点において第三者評価の結果を受けた改善計画及び改善の進捗状況を報告させるよう今後改善する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>						
項目	亀戸福祉園	東砂福祉園	あすなろ作業所	第二あすなろ作業所	障害者福祉センター	塩浜CoCo ※3	リバーハウス東砂																																																										
実施の旨	○	○	○	○	なし	なし	○ ※1.																																																										
改善項目	○	○	○	○	なし	なし	○ ※1.																																																										
改善計画	○ ※2	なし	なし	なし	なし	なし	○ ※1.																																																										
改善計画実施状況	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																										
その他コメント等	—	職員に、フイードバックした。	課題を受け止める。	—	—	—	—																																																										
項目	評価結果に基づく現状分析（年度）	改善計画（年度末時点）	実施状況（年度末時点）	実施状況（年度末時点）																																																													
○○○について																																																																	
○○○について																																																																	
<p>指摘10</p>	<p><b>○障害児通所支援施設から第三者評価の結果について改善の取り組みの報告を受ける必要性（P118）</b>                  区では11施設の障害児通所支援施設に対して江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱に基づく第三者評価の受審費用の補助を行っており、平成30年度はそのうち5施設が3年に1度の受審年度にあたり、受審費用の補助を行った。当該評価報告書は補助金の請求時に評価機関から受け取った受審費用の領収書と同時に区に提出される。江東区福祉サービス第三者評価費用補助要綱によると、受審費用の補助を受けた補助事業者は、第三者評価の結果に基づいてサービスの改善課題と改善のための取り組みをまとめ、区長に報告しなければならないことになっているが、当該報告の様式や期限等の取り決めに関する資料や報告した形跡は見あたらず、区担当者の話では実際には様式はなく報告も受けていないとのことである。                  当該要綱は、補助金を受ける際にだけ改善課題や取り組みを報告すればよいとの規定になっているため、補助事業者が補助金を受ける際に第三者評価報告書を読んで改善報告書を作成して完了してしまうことも否めない。当該要綱は平成18年10月に施行されてからすでに12年が経過し、都も受審事業者に対する補助金を増額する等により強力な普及定着の後押しをしているのであるから、次は本来の目的である利用者本位の福祉の実現や福祉の向上に資するための対策を講じる必要がある。                  このため、他の要綱に基づいて第三者評価を受審している事業者と同レベルの改善課題や改善計画、改善の取り組み状況の改善報告を毎年度求める必要がある。また、江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成要綱において、改善報告の様式を定め、第三者評価を受審する補助事業者は当該助成の申請にあたり、改善報告の提出を義務付けることも一つの方法である。</p>	<p>要綱の改正について、今後検討する。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>																																																															

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要								
意見59	<p><b>○福祉サービス向上のため、第三者評価結果を区として活用する必要性（P119）</b>  利用調査の結果は、利用者が施設をどう見ているか、又は施設に求めているものは何かといった率直な声を表しており、全体の傾向や個々の施設の福祉サービスのあり方について、補助金の有効性を確かめるに当たり有効なツールとなるため、積極的に活用することが望ましい。</p> <p>指定管理者については、平成16年12月に策定された「指定管理者制度導入に伴う基本方針」により、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査をし、又は必要な指示をする。」とされ、「管理者の指定後は、適切な管理監督、評価によりサービス水準の維持に努める必要があり、施設ごとに第三者評価を実施するように努めるものとする。」とされている。また江東区に主たる事務所があり、行っている事業が区内のみである障害者施設等の運営に係る社会福祉法人については、区にも指導検査権限があり、平成31年4月の組織改正において、障害者施策課では指導検査担当を設けていることから、指導検査上も第三者評価をより一層活用することが求められる。例えば以下のような活用が考えられる。</p> <p>○利用調査（選択回答項目）の活用例  「外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか」という質問項目については回答者951人のうち511人は「はい」と回答している。しかし、他の440人、全体の46.3%が「はい」と回答しておらず、十分な周知がなされていないことがわかる。なお、「はい」の内訳は、指定管理施設が55.4%、障害児通所支援施設が58.7%、障害者通所支援施設が44.8%であり、中には22.9%しか「はい」と回答しなかった施設もある。利用者への周知の徹底のためには、施設の入口にその旨を掲示するよう指導する等の対応が望まれる。</p> <p>○利用調査（自由回答欄）の活用例  指定管理施設自由回答欄で特徴的であったのは、サービス自体ではなく、職員の態度からくる不満が圧倒的に多いことである。</p> <table border="1" data-bbox="309 651 853 863"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用者調査の回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理A</td> <td>ため息をついたり、冷たい反応等、あからさまに態度に出ていることがある。担当の先生がおらず、療養中の様子を見ていないことが多い。子供の様子、悩みなどを共有しづらい。クラスの後にもう少し先生と話す時間が欲しい。先生とお話がしたい。アドバイスが欲しい。</td> </tr> <tr> <td>指定管理B</td> <td>忙しそうに見えるので話をするのを遠慮してしまう。もう少しやさしく言ってくれればいい。職員が忙しそうに見えるので、不満は言わないようにしてしまう。</td> </tr> <tr> <td>指定管理C</td> <td>事務的な受け答えで冷たい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記回答を踏まえると、利用者が求めているのは、イベントの数や種類、工賃の改善よりも、施設の職員が利用者やその家族と向き合うことを、すなわち誠意ある対応であると考えている。</p> <p>監査に当たり施設を視察した際、施設側から、障害者の順番待ちを解消するために、職員の人数等の体制を変えずに、サービスの質等も現状維持しつつ、利用者の受け入れを増やしたいとの説明や、より多くの残業時間を認めて欲しい旨の要望があった。しかし一方で、疲弊して心の余裕がないのではと思われる職員が複数いた。</p> <p>決められた時間の中で、心の余裕を保ちながら対応できる業務量は限りがあり、また人間の集中力にも限界がある。限界を超えた業務量の増大は、職員の退職や事故の発生率を高めることになる。このため、区は該当する指定管理者については、業務量の負担軽減や誠意ある対応についての指導をする必要がある。</p> <p>○事業評価の活用例  補助金の交付により第三者評価を受けている施設について、情報管理やBCP（事業継続計画すなわち緊急事態への備え）、単年度・中長期計画の不備が多く指摘されている。小規模な施設は、指摘を受けた項目についての十分なノウハウがなく、知識と改善の意思はあっても少ない人数でどうしたらよいかわからない、ということも考えられる。しかし、とりわけBCPプランや情報管理については、事故につながり全く何もしない状態はよくない。少なくとも何らかの計画作りに着手するための区の指導が福祉サービスの向上のために求められる。例えば、区が必要な助言を行う、あるいは小規模施設の例を示す等の対応をすることが望まれる。</p>	施設	利用者調査の回答	指定管理A	ため息をついたり、冷たい反応等、あからさまに態度に出ていることがある。担当の先生がおらず、療養中の様子を見ていないことが多い。子供の様子、悩みなどを共有しづらい。クラスの後にもう少し先生と話す時間が欲しい。先生とお話がしたい。アドバイスが欲しい。	指定管理B	忙しそうに見えるので話をするのを遠慮してしまう。もう少しやさしく言ってくれればいい。職員が忙しそうに見えるので、不満は言わないようにしてしまう。	指定管理C	事務的な受け答えで冷たい。	<p>第三者評価結果の活用方法については、今後検討を行う。</p>
施設	利用者調査の回答									
指定管理A	ため息をついたり、冷たい反応等、あからさまに態度に出ていることがある。担当の先生がおらず、療養中の様子を見ていないことが多い。子供の様子、悩みなどを共有しづらい。クラスの後にもう少し先生と話す時間が欲しい。先生とお話がしたい。アドバイスが欲しい。									
指定管理B	忙しそうに見えるので話をするのを遠慮してしまう。もう少しやさしく言ってくれればいい。職員が忙しそうに見えるので、不満は言わないようにしてしまう。									
指定管理C	事務的な受け答えで冷たい。									

【障害者施策課】

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見60	<p><b>○第三者評価に適切に対応するよう事業所に指導する必要性（P121）</b></p> <p>第三者評価の評価報告書は評価機関に所属する評価者が作成するものであるが、契約をして対価を支払っただけでは作成することができない。施設側が評価者の視察やヒアリングを受け、資料を提供することにより、評価者は評価を行い、報告書を作成することができる。このためには、受審する者は費用を払うだけでなく、受審するための対応をしなければならない。</p> <p>しかし、評価報告書を閲覧すると、施設が評価者のヒアリングに十分に答えず、資料を提供しなかったことを窺わせる回答や空欄の項目が見られる。また、記載されている、「事業所運営全般に関する情報・記録がなく実態を確認できなかった」、「計画的な取り組みがなされていない」等、何もないので評価のしようがなかったという趣旨の記載がなされているものもあった。</p> <p style="text-align: center;">何も記載されていない報告書</p>  <p>このため、区は補助事業者に対し、第三者評価の受審にあたっては、評価機関に適切に対応し、評価機関が十分な評価報告書を作成できるように指導する必要がある。</p>	<p>第三者評価の受審にあたっては、評価機関に適切に対応し、評価機関が十分な評価報告書を作成できるよう、必要があれば補助事業者に対し指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">【障害者施策課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																			
意見61	<p><b>○受給者台帳の整備にあたり網羅性を確保する必要性（P124）</b>                  特別障害者の受給資格の審査は区が行っており、審査の結果、受給資格を認定したときは以下の処理を行うことが障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則に定められている。</p> <div data-bbox="331 213 779 360" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(受給資格を認定した場合の処理)                      第11条 前条の規定によって審査した結果、受給資格を認定したときは、次により処理するものとする。</p> <p>(1) 認定請求書に認定年月日及び支給開始年月を記入すること。                      (2) 受付処理簿に認定の旨を記入すること。                      (3) 受給者台帳を作成すること。                      (4) 障害児福祉手当・特別障害者手当認定通知書を受給資格者に交付すること。</p> </div> <p>しかし、上記11条 (2) 受付処理簿と (3) 受給者台帳との照合を行ったところ、受付処理簿にあるが受給者台帳にない整理番号が特別障害者手当で6件、障害児福祉手当で1件があった。</p> <table border="1" data-bbox="331 459 864 608"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>特別障害者手当受付処理簿</th> <th>特別障害者手当受給者台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="331 627 864 671"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>障害児福祉手当受付処理簿</th> <th>障害児福祉手当受給者台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2△△△</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>上記不一致が発生している理由は、受給資格を喪失した時点で受給者台帳から抜き取っており、現時点において受給されている者のもののみを台帳管理しているためである。上記整理番号の者が受給資格の喪失の状況は下表のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="331 791 880 970"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>受給資格喪失年月日</th> <th>受給資格喪失事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2△△△</td><td>平成31年4月</td><td>施設入所</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>平成30年12月</td><td>施設入所</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>令和元年7月</td><td>区外転出</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>平成31年1月</td><td>施設入所</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>令和元年5月</td><td>施設入所</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>令和元年5月</td><td>区外転出</td></tr> <tr><td>2△△△</td><td>平成30年11月</td><td>区外転出</td></tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、7件のうち4件は、令和元年度以降に受給資格を喪失したものであり、本来であれば平成30年度の台帳上は保管しておく必要があった。</p> <p>受給者台帳の整備にあたり、年度中に資格喪失した者については、台帳の網羅性を確保するために、途中で台帳から抜き取ることはせず、連番管理をし、年度末まで受給資格があった者と年度途中に受給資格を喪失した者に分けて同じファイルで保管しておく必要がある。</p> <p>また、現在、受給者の情報はシステムで保存し、出力されたものを紙ベースで管理をしているとのことであるが、パソコン上で管理することも可能である。今後パソコン上で管理をする可能性があるならば、情報の引継ぎが可能ないように、紙ベースの情報とパソコン上のデータに不整合が生じないように台帳を整備しておく必要がある。</p>	整理番号	特別障害者手当受付処理簿	特別障害者手当受給者台帳	2△△△	○	×	2△△△	○	×	2△△△	○	×	2△△△	○	×	2△△△	○	×	2△△△	○	×	整理番号	障害児福祉手当受付処理簿	障害児福祉手当受給者台帳	2△△△	○	×	整理番号	受給資格喪失年月日	受給資格喪失事由	2△△△	平成31年4月	施設入所	2△△△	平成30年12月	施設入所	2△△△	令和元年7月	区外転出	2△△△	平成31年1月	施設入所	2△△△	令和元年5月	施設入所	2△△△	令和元年5月	区外転出	2△△△	平成30年11月	区外転出	<p>各年度で申請があったものについては、特別障害者手当、障害児福祉手当ともに、受付処理簿で申請から認定までを確認できるようになっている。同様に、支給廃止簿で各年度中の資格の喪失があったものは管理しており、喪失時点での台帳及び抜き取った台帳についても並行して管理をしている。</p> <p>各年度で認定した対象者については、受付処理簿で把握できるようになっており、支給廃止簿を並行して活用することで、年度末まで受給資格があった者と年度途中に受給資格を喪失した者の把握をすることは可能である。</p> <p>各年度の網羅性という点では、受付処理簿及び支給廃止簿での把握が有効であると考えているが、意見内容も踏まえて、より適切な管理を検討していく。</p>
整理番号	特別障害者手当受付処理簿	特別障害者手当受給者台帳																																																			
2△△△	○	×																																																			
2△△△	○	×																																																			
2△△△	○	×																																																			
2△△△	○	×																																																			
2△△△	○	×																																																			
2△△△	○	×																																																			
整理番号	障害児福祉手当受付処理簿	障害児福祉手当受給者台帳																																																			
2△△△	○	×																																																			
整理番号	受給資格喪失年月日	受給資格喪失事由																																																			
2△△△	平成31年4月	施設入所																																																			
2△△△	平成30年12月	施設入所																																																			
2△△△	令和元年7月	区外転出																																																			
2△△△	平成31年1月	施設入所																																																			
2△△△	令和元年5月	施設入所																																																			
2△△△	令和元年5月	区外転出																																																			
2△△△	平成30年11月	区外転出																																																			

## 令和元年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要										
意見62	<p><b>○細則に従った支給廃止簿を整備する必要性（P126）</b>            障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則第7条は、受給資格を失った者及び区域外に住所を変更した受給者を整理するために支給廃止簿を作成し備え置く必要がある旨が規定されている。平成30年度の支給廃止簿を閲覧したところ、資格喪失があったものの、喪失の理由欄に記入がなく、喪失理由が不明となっているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="315 272 871 392"> <thead> <tr> <th>認定番号</th> <th>支給廃止簿の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>02△△△</td> <td>特別障害者手当支給廃止簿</td> </tr> <tr> <td>02△△△</td> <td>特別障害者手当支給廃止簿</td> </tr> <tr> <td>2△△△</td> <td>障害児福祉手当支給廃止簿</td> </tr> <tr> <td>2△△△</td> <td>障害児福祉手当支給廃止簿</td> </tr> </tbody> </table> <p>この点について区に空欄となっている喪失理由を質問したところ、認定期間が満了したため、認定更新の審査において再認定されずに却下されたものであるという回答であった。しかし、支給廃止簿は表計算ソフトで作成されており、入力規則の都合で廃止理由が記入できない設定になっているということであった。表計算ソフトに定められた情報を入力できない不備があるのであれば、まずは表計算ソフトの入力規則を改めるべきであり、入力漏れを表計算ソフトの責任にして、不備な状態を放置してはならない。規則に従った情報が入力できるように表計算ソフトの入力規則を変更し、適切な支給廃止簿を整備する必要がある。併せて、入力内容に漏れがないか定期的なチェックを行うように体制を整備することが必要である。</p>	認定番号	支給廃止簿の種類	02△△△	特別障害者手当支給廃止簿	02△△△	特別障害者手当支給廃止簿	2△△△	障害児福祉手当支給廃止簿	2△△△	障害児福祉手当支給廃止簿	<p>支給廃止簿の喪失理由を入力する欄に入力規則を設定し、喪失の理由欄に記載漏れが出ないように修正した。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>
認定番号	支給廃止簿の種類											
02△△△	特別障害者手当支給廃止簿											
02△△△	特別障害者手当支給廃止簿											
2△△△	障害児福祉手当支給廃止簿											
2△△△	障害児福祉手当支給廃止簿											
意見63	<p><b>○同じ様式の受付処理簿の記載方法を統一する必要性（P126）</b>            受付処理簿には受給資格について認定・却下年月日を記入する欄が設けられている。認定にはその期間がある有期の場合と期間の無い無期の場合がある。平成30年度の受付処理簿を閲覧したところ、有期の場合にはその期間が記入されていた。これに対し無期の場合、特別障害者手当の受付処理簿には「認定」「無期」と記入がなされていたが、障害児福祉手当のそれには「無期」の記入がなく「認定」のみの記入であり、期間が不明な状態であった。両受付処理簿は様式が同じであるが、運用の方法が異なるため、記録される情報が異なっている。有期でない場合、期間の記入がないことをもって認定期間が無期であると判定することも可能ではあるが、その場合、有期であっても期間の記入漏れが生じることは容易に想像できるため、無期か否か判別することが困難となる。よって、事務処理誤りを防止し、又は適時に発見するためには、同一の様式で作成される処理簿については、記載方法を統一し、両者の整合性を図ることが望ましい。</p>	<p>特別障害者手当、障害児福祉手当ともに認定期間を入力する欄に入力規則を設定し、無期も入力するようにした。これにより、期間に空欄が出ないように修正をした。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>										
意見64	<p><b>○短期入所枠確保の有効性の把握の必要性（P128）</b>            知的障害者ショートステイ推進事業は、他の一般の利用者よりも先に入所施設の利用受付を行うことができるとするものである。区によれば、本事業での入所施設の利用にあたっては、緊急性などがあることを施設側も理解していることから、施設見学や体験などを経て入所に至るプロセスの一部を省略して短期間で受け入れることの協力体制もあるとのことである。本事業の短期入所枠は、既述のとおり、入所受付の開始時期を他の一般の場合に比べ優先的に取り扱うというものであるため、本事業の有効性を把握するためには、①他の一般の利用者の受付開始前に利用申し込みをしたケース、②他の一般の利用者の受付開始後に利用申し込みをしたケース（優先枠がなくても利用申し込みができたケース）、③優先枠があっても利用できなかったケースについて、それぞれ把握することが必要であるが、区ではそのような基礎となるデータについて把握していない。平成30年度予算編成基本方針にあるとおり、「事業の必要性や実施効果、経費の妥当性及び後年度負担について不断の検証」を行うためには、上記のような本事業の有効性を判断するための基礎的なデータを保持することが必要である。</p>	<p>知的障害者ショートステイ推進事業については、緊急対応が必要な障害者に対し居所の確保という点で必須な事業であると考えている。優先枠の利用についてきちんと成果を記録し有効性を把握することについては、事業の妥当性という観点から今後行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【障害者支援課】</p>										